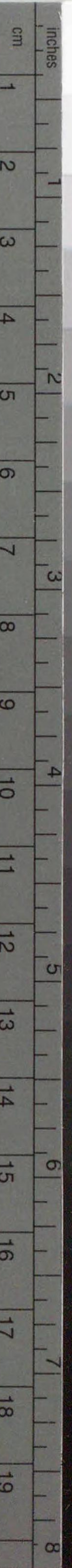


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

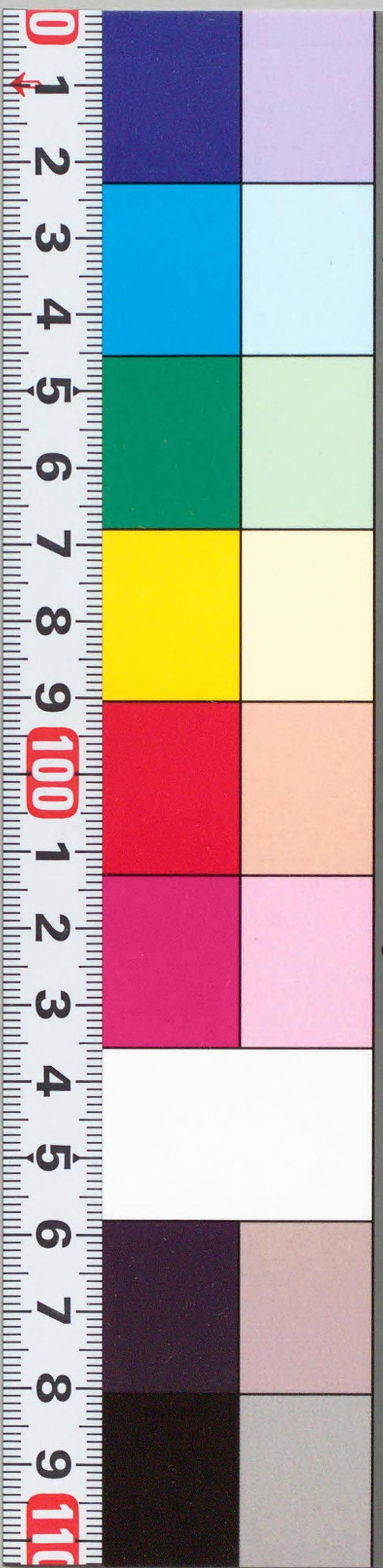
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



CZ-4-2



1200404228483

第三回國會通過法律集

衆議院法制局



法律書第二課

凡例

- 一、この法律集は、第三回國會（昭和二十三年十月十一日から）及び第四回國會（昭和二十三年十一月一日から）を通過して公布された法律七十件（内、第三回國會三十七件 政府提出 三十二件 議員提出 五件、第四回國會三十三件 政府提出 二十二件 議員提出 十一件）を収録した。
- 二、収録した法律は、その番号の順序によつて登載してある。
- 三、収録した各法律の末尾には、利用者の便宜のために参照として、その法律で引用又は準用した他の法令の規定及び改正若しくは削除された関係法令の規定を収録した。但し、引用又は準用した他の法令の規定が本集に登載されているときは、「本集法律第 号」又は「本集法律第 号参照に掲載」として再録しなかつたものもある。
- 四、参照の法令中改正又は削除されたものについては、次のように表示して、新旧規定の対照を容易にした。
 - (イ) 條、項及び号の全部改正又は削除のときは、第一條、第二條（第一項）又は号は「」のように該当の條、項又は号の右側に「」線を引いた。
 - (ロ) 條文の一部改正のときは、その該当の個所の右側に「」線を引いた。
 - (ハ) 條文中に新に字句を加えるときは、その加える字句の上の字句の右側に「」線を引き、印をつけた。
- 五、法律の別表中特殊のものは、印刷の都合で、省略したものもある。

第三回 国会通過法律集目次

(法律番号の肩に(三)の記号あるものは第三回国会通過の法律で、(四)の記号ないものは第四回国会通過の法律である。年数の記入がないものは昭和二十三年公布のものである。)

法律番号	件名	頁
○法律第二一四号	国会法の一部を改正する法律	一
○法律第二一五号	副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律	二
○法律第二一六号	衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律	二
○法律第二一七号	公認会計士法の一部を改正する法律	三
○法律第二一八号	金資金特別会計法の一部を改正する法律	四
○法律第二一九号	工業所有権戦時法の一部を改正する法律	四
○法律第二二〇号	漁業権等臨時措置法	五
○法律第二二一号	海事仲裁等に関する法律	六
○法律第二二二号	国家公務員法の一部を改正する法律	九
○法律第二二三号	地方財政委員会法の一部を改正する法律	三六
○法律第二二四号	畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬四組合又は都道府縣から財産	三六
○法律第二二五号	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律	三六
○法律第二二六号	家畜市場法を廃止する法律	三九
○法律第二二七号	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律	四〇
○法律第二二八号	専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律	四〇
○法律第二二九号	食糧管理特別会計法の一部を改正する法律	四二
○法律第二三〇号	貿易資金特別会計法の一部を改正する法律	四三
○法律第二三一号	食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律	四三
○法律第二三二号	金融機関再建整備法の一部を改正する法律	四三
○法律第二三三号	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	四四
○法律第二三四号	司法警察職員等指定應急措置法	五三

- 法律第二三五号 國家行政組織法の一部を改正する法律……………三
- 法律第二三六号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………三
- 法律第二三七号 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律……………四
- 法律第二三八号 麻薬取締法の一部を改正する法律……………五
- 法律第二三九号 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律……………五
- 法律第二四〇号 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律……………五
- 法律第二四一号 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律……………五
- 法律第二四二号 水産業協同組合法……………六
- 法律第二四三号 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律……………六
- 法律第二四四号 郵政省設置法……………六
- 法律第二四五号 電気通信省設置法……………六
- 法律第二四六号 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律……………三
- 法律第二四七号 行政機関に置かれる職員の内員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律……………三
- 法律第二四八号 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………三
- 法律第二四九号 刑事訴訟法施行法……………一三
- 法律第二五〇号 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律……………一四
- 法律第二五一号 罰金等臨時措置法……………一四
- 法律第二五二号 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律……………一四
- 法律第二五三号 科学技術行政協議会法……………一四
- 法律第二五四号 國立國語研究所設置法……………一四
- 法律第二五五号 日本專賣公社法……………一四
- 法律第二五六号 日本國有鉄道法……………一六
- 法律第二五七号 公共企業体労働関係法……………一七
- 法律第二五八号 國家公務員法の一部を改正する法律……………一八
- 法律第二五九号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………一八
- 法律第二六〇号 裁判所法の一部を改正する等の法律……………一八
- 法律第二六一号 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律……………一八
- 法律第二六二号 砂糖消費税法等の一部を改正する法律……………一九
- 法律第二六三号 陸兵器等の処理に関する法律……………一九
- 法律第二六四号 馬匹去勢法を廃止する法律……………一九
- 法律第二六五号 未復員者給與法の一部を改正する法律……………二五
- 法律第二六六号 未復員者給與法……………二五
- 法律第二六七号 未復員者給與法の一部を改正する法律……………二五
- 法律第二七八号 未復員者給與法の一部を改正する法律……………二五
- 法律第二七九号 特別未帰還者給與法……………二六
- 法律第二八〇号 地方自治法の一部を改正する法律……………二六
- 法律第二八一号 健康保険法の一部を改正する法律……………二六
- 法律第二八二号 道路の修繕に関する法律……………二六
- 法律第二八三号 教育公務員特例法……………二六

- 法律第二六五号 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律……………一九
- 法律第二六六号 社会保障制度審議会設置法……………二〇
- 法律第二六七号 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………二〇
- 法律第二六八号 特別職の職員の俸給等に関する法律……………二〇
- 法律第二六九号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律……………二〇
- 法律第二七〇号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律……………二〇
- 法律第二七一号 大藏省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………二二
- 法律第二七二号 食糧管理法の一部を改正する法律……………二二
- 法律第二七三号 製造たばこの定價の決定又は改定に関する一部を改正する法律……………二三
- 法律第二七四号 復興金融庫法の一部を改正する法律……………二三
- 法律第二七五号 公認會計士法の一部を改正する法律……………二四
- 法律第二七六号 公認會計士法の一部を改正する法律……………二四
- 法律第二七九号 特別未帰還者給與法……………二六
- 法律第二八〇号 地方自治法の一部を改正する法律……………二六
- 法律第二八一号 健康保険法の一部を改正する法律……………二六
- 法律第二八二号 道路の修繕に関する法律……………二六
- 法律第二八三号 教育公務員特例法……………二六

第三回 国会通過法律集類別目次

第一 国会関係

- 法律第二一四号 国会法の一部を改正する法律……………一頁
- 法律第二一六号 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律……………二頁
- 法律第二二二号 國家公務員法の一部を改正する法律……………九頁
- 法律第二三六号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………三三頁
- 法律第二五八号 國家公務員法の一部を改正する法律……………一八二頁
- 法律第二五九号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律……………一八三頁
- 法律第二六七号 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………二四七頁

第二 行政官廳関係

- 法律第二二二号 國家公務員法の一部を改正する法律……………九頁
- 法律第二三五号 國家行政組織法の一部を改正する法律……………三三頁
- 法律第二四四号 郵政省設置法……………六九頁

類別目次

- 法律第二四五号 電氣通信省設置法……………一〇九頁
- 法律第二四七号 行政機關に置かれる職員の設定の設置又は増加の暫定措置等に関する法律……………一四三頁
- 法律第二五三号 科学技術行政協議会法……………一四四頁
- 法律第二五四号 國立國語研究所設置法……………一四四頁
- 法律第二五八号 國家公務員法の一部を改正する法律……………一八一頁
- 法律第二六五号 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律……………一八二頁
- 法律第二六六号 社会保障制度審議会設置法……………二四三頁
- 法律第二六八号 特別職の職員の特給等に関する法律……………二四七頁
- 法律第一号 (昭和二十四年) 教育公務員特例法……………二六六頁

第三 治安・地方制度関係

- 法律第二二三号 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………三六頁
- 法律第二三四号 司法警察職員等指定應急措置法……………三三頁
- 法律第二三七号 市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律……………三三頁
- 法律第二四八号 地方財政委員会法の一部を改正する法律……………三三頁

五

類別目次

○法律第二一五〇号 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律……………二四二

第四 法務関係

○法律第二一五号 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律……………二
○法律第二二五号 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律……………二六

○法律第二三三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律……………二四

○法律第二三四号 司法警察職員等指定應急措置法……………三

○法律第二四〇号 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律……………三

○法律第二四九号 刑事訴訟法施行法……………二六

○法律第二五〇号 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律……………二六

○法律第二五一号 罰金等臨時措置法……………二四

○法律第二五二号 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律……………二四

○法律第二六〇号 裁判所法の一部を改正する等の法律……………二八

○法律第二六一号 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律……………二四

○法律第二一九号 工業所有権戦時法の一部を改正する法律……………四
○法律第二二〇号 漁業権等臨時措置法……………五
○法律第二二四号 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律……………六
○法律第二二六号 家畜市場法を廃止する法律……………六
○法律第二三二号 金融機関再整備法の一部を改正する法律……………三

○法律第二三九号 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律……………三
○法律第二四二号 水産業協同組合法……………六
○法律第二四三号 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律……………六
○法律第二四六号 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律……………三
○法律第二六三号 廃兵器等の処理に関する法律……………一七
○法律第二六四号 馬匹去勢法を廃止する法律……………一八
○法律第二七二号 食糧管理法の一部を改正する法律……………二五
○法律第二七四号 復興金融庫法の一部を改正する法律……………二五
○法律第二七五号 公認会計士法の一部を改正する法律……………二五

類別目次

○法律第二六九号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律……………二四九
○法律第二七〇号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律……………二五〇

第五 労働・厚生関係

○法律第二二七号 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律……………四
○法律第二三八号 麻薬取締法の一部を改正する法律……………五
○法律第二四一号 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律……………七
○法律第二五七号 公共企業体労働関係法……………一七〇
○法律第二六六号 社会保障制度審議会設置法……………二四五
○法律第二七七号 未復員者給與法の一部を改正する法律……………二五五
○法律第二七八号 未復員者給與法の一部を改正する法律……………二五五

○法律第二七九号 特別未帰還者給與法……………二五三
○法律第二八一号 健康保険法の一部を改正する法律……………二六四
○法律第二一七号 公認会計士法の一部を改正する法律……………三

第六 経済関係

○法律第二七六号 公認会計士法の一部を改正する法律……………二五四

第七 交通・通信・電気関係

○法律第二二一号 海事仲裁等に関する法律……………六
○法律第二四四号 郵政省設置法……………六
○法律第二四五号 電気通信省設置法……………一〇九
○法律第二八二号 道路の修繕に関する法律……………二六六

第八 財務関係

○法律第二一八号 金資金特別会計法の一部を改正する法律……………四
○法律第二二八号 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律……………四〇
○法律第二二九号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………四
○法律第二三〇号 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律……………四
○法律第二三一号 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律……………四〇
○法律第二六二号 砂糖消費税法等の一部を改正する法律……………一四
○法律第二七一号 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………一四

類別目次

正する法律……………三三
○法律第二七三号 製造たばこの定價の決定又は改定
に關する法律の一部を改正する法律……………三五

第九 文教・文化關係

○法律第二五三号 科学技術行政協議會法……………一四
○法律第二五四号 國立國語研究所設置法……………一四
(昭和二十四年)
○法律第一号 教育公務員特例法……………二六

第十 公共企業體關係

○法律第二五五号 日本專賣公社法……………一四
○法律第二五六号 日本國有鐵道法……………一六
○法律第二五七号 公共企業體労働關係法……………一七

第三回 國會通過法律集件名索引
(五十音順)

おの部

○大藏省預金部特別會計外ニ特別會計の昭和二十三年
度における歳入不足補てんのための一般會計からす
る繰入金に關する法律の一部を改正する法律(昭和
二十三年、法律第二七一号)……………三五

かの部

○海事仲裁等に關する法律(昭和二十三年、法律第二
二二号)……………六
○家畜市場法を廃止する法律(昭和二十三年、法律第
二二六号)……………六
○下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部
を改正する法律(昭和二十三年、法律第二三三号)……………四
○過度經濟力集中排除法の一部を改正する法律(昭和
二十三年、法律第二三九号)……………五
○科学技術行政協議會法(昭和二十三年、法律第二五
三号)……………四

きの部

○金資金特別會計法の一部を改正する法律(昭和二十
三年、法律第二一八号)……………四

けの部

○漁業權等臨時措置法(昭和二十三年、法律第二二〇
号)……………五
○金融機關再整備法の一部を改正する法律(昭和二
十三年、法律第二三二号)……………四
○行政機關に置かれる職員の設定又は増加の暫
定措置等に關する法律(昭和二十三年、法律第二四
七号)……………四
○教育公務員特例法(昭和二十四年、法律第一号)……………三

この部

○國會法の一部を改正する法律(昭和二十三年、法律第
二一四号)……………一
○公認會計士法の一部を改正する法律(昭和二十三年、
法律第二一七号)……………三
○工業所有權戰時法の一部を改正する法律(昭和二十
三年、法律第二一九号)……………四
○國家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年、
法律第二二二号)……………九

- 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三五号）……………三
- 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二四〇号）……………三
- 国立國語研究所設置法（昭和二十三年、法律第二五四号）……………三
- 公共企業体労働関係法（昭和二十三年、法律第二五七号）……………三
- 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五八号）……………三
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六七号）……………三
- 公認会計士法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七五号）……………三
- 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七六号）……………三
- 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二四六号）……………三
- 裁判所法の一部を改正する等の法律（昭和二十三年、法律第二六〇号）……………三
- 裁判所職員の見員に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六一号）……………三
- 砂糖消費税法等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六二号）……………三
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律（昭和二十三年、法律第二六九号）……………三
- 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二一六号）……………二
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二一九号）……………二
- 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三二号）……………二
- 司法警察職員等指定緊急措置法（昭和二十三年、法律第二三四号）……………二
- 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律（昭和二十三年、法律第二三七号）……………二
- 司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五〇号）……………二
- 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五二号）……………二
- 社会保険制度審議会設置法（昭和二十三年、法律第二六六号）……………二

ろの部

- 食糧管理法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七二号）……………三
- 水産業協同組合法（昭和二十三年、法律第二四二号）……………三
- 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年、法律第二四三号）……………三
- 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二二八号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三六号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五九号）……………三
- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六五号）……………三
- 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七三号）……………三
- 砂糖消費税法等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六二号）……………三
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律（昭和二十三年、法律第二六九号）……………三
- 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二一六号）……………二
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二一九号）……………二
- 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三二号）……………二
- 司法警察職員等指定緊急措置法（昭和二十三年、法律第二三四号）……………二
- 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律（昭和二十三年、法律第二三七号）……………二
- 司法警察職員等指定緊急措置法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五〇号）……………二
- 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五二号）……………二
- 社会保険制度審議会設置法（昭和二十三年、法律第二六六号）……………二

すの部

- 水産業協同組合法（昭和二十三年、法律第二四二号）……………三
- 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年、法律第二四三号）……………三
- 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二二八号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三六号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五九号）……………三
- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六五号）……………三
- 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七三号）……………三

せの部

- 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二二八号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三六号）……………三
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五九号）……………三
- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二六五号）……………三
- 製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七三号）……………三
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二二五号）……………三
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三
- 罰金等臨時措置法（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三

その部

- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二二五号）……………三
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三
- 罰金等臨時措置法（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三

ちの部

- 地方財政委員会法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三
- 罰金等臨時措置法（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三

はの部

- 罰金等臨時措置法（昭和二十三年、法律第二五一号）……………三

五十音索引

○廢兵器等の処理に関する法律（昭和二十三年、法律第二六三号）……………一七

○馬匹去勢法を廢止する法律（昭和二十三年、法律第二六四号）……………一六

ひの部

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二四一号）……………一七

ふの部

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二一五号）……………二

○復興金融庫法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七四号）……………二五

ほの部

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三〇号）……………四

まの部

○麻薬取締法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二三八号）……………五

みの部

○未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七七号）……………三五

○未復員者給與法の一部を改正する法律（昭和二十三年、法律第二七七号）……………三五

年、法律第二七八号）……………三五

ゆの部

○郵政省設置法（昭和二十三年、法律第二四四号）……………六

りの部

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律（昭和二十三年、法律第二二七号）……………四〇

○國会法の一部を改正する法律

（昭和二十三年十月十一日）
法律第二百十四号

法律第二百十四号

國会法の一部を改正する法律

國会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改める。

第四十二條第一項の各号を次のように改める。

- 一 内閣委員会
- 二 人事委員会
- 三 地方行政委員会
- 四 經濟安定委員会
- 五 法務委員会
- 六 外務委員会
- 七 大藏委員会
- 八 文部委員会
- 九 厚生委員会
- 十 商工委員会
- 十一 農林委員会
- 十二 水産委員会
- 十三 運輸委員会
- 十四 通信委員会
- 十五 労働委員会

國会法の一部を改正する法律

- 十六 建設委員会
- 十七 予算委員会
- 十八 決算委員会
- 十九 議院運営委員会
- 二十 懲罰委員会
- 二十一 図書館運営委員会

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

参照

○國会法（昭和二十二年四月三十日）
法律第七十九号

第四十二條（第一項）各議院の常任委員会は、左の通りとし、その部門に属する議案（決議案を含む）、請願、陳情書等を審査する。

- 一 行政調査及び人事委員会
- 二 地方行政委員会
- 三 經濟安定委員会
- 四 法務委員会
- 五 外務委員会
- 六 大藏委員会
- 七 文部委員会
- 八 厚生委員会
- 九 商工委員会

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律
衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

- 十 農林委員会
- 十一 水産委員会
- 十二 運輸委員会
- 十三 通信委員会
- 十四 労働委員会
- 十五 建設委員会
- 十六 予算委員会
- 十七 決算委員会
- 十八 議院運営委員会
- 十九 懲罰委員会
- 二十 図書館運営委員会

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律
(昭和二十三年十二月一日 法律第二百十五号)

法律第二百十五号

副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律
副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

参照

院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則に、「この法律施行の日から、昭和二十三年十二月三十一日まで」を「この法律が効力を有する間」に改める。

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第八十三條第一項中「二年」を「三年」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 第三條の地方自治法第八十三條第一項の改正規定は、この法律が施行される日の前日までに選任された地方公共団体の選挙管理委員については、その選任の日に遡つてこれを適用する。但し、この法律が施行される日までにすでにその後任者の選任に関する手続が開始されたものについては、この限りでない。

参照

○衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律

(昭和二十二年一月十三日 法律第二十二号)

第一條(第一項) 衆議院議員選挙法第十二條第一項の規定により昭和二十二年九月十五日の現在で調製する衆議院議員選挙人名簿を用いて選挙を行う場合において、衆議院議員選挙人名簿に登録されていない者で衆議院議員の選挙権を有するものがあるときは、市町村の選挙管理委員会その他名簿調製機関は、申請に

公認会計士法の一部を改正する法律

○副検事の任命資格の特例に関する法律

(昭和二十二年十二月十七日 法律第九十九号)

副検事は、この法律施行の日から一年以内の限りに、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

○衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日 法律第二百十六号)

法律第二百十六号

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

第一條 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十二年九月十五日の現在で」を削る。

第二條 選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される」を削る。

附則第二項中「衆議院議員選挙運動等取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方議会議員等選挙運動等取締規則」を「衆議

院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙運動取締規則及び地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則」に改める。

○選挙運動の文書図画等の特例に関する法律

(昭和二十二年三月十七日 法律第十六号)

第一條 この法律は、現下の用紙その他の資材の不足等極めて窮迫した経済事情の下に行われる選挙を、最も適正且つ公平ならしめることを目的として、昭和二十二年及び昭和二十三年中に施行される衆議院議員、参議院議員、地方議会の議員及び地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のため使用する文書図画等の頒布又は掲示について、これを適用する。

附則(第二項) 衆議院議員選挙運動等取締規則、参議院議員選挙

運動取締規則及び地方議會議員選挙運動等取締規則の中この法律に適合しない部分はこの法律施行の日から、昭和二十三年十月三十一日まで、その効力を停止する。

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日 法律第六十七号)

第八十三條(第一項) 選挙管理委員の任期は、二年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

○公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日 法律第二百十七号)

法律第二百十七号

金資金特別会計法の一部を改正する法律 工業所有権戦時法の一部を改正する法律

公認会計士法の一部を改正する法律

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び稅務代理士」を加す。

附則

この法律は昭和二十三年十二月一日から施行する。

参照

○公認会計士法 (昭和二十三年七月六日法律第百三十三号)

第五十七條(第二項) 商学に属する科目に關する研究により学位を授與された者及び左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年数を通算して三年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。
一 計理士

○金資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二日法律第百二十八号)

法律第百二十八号

金資金特別会計法の一部を改正する法律

金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の四項を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第五條又は第六條の適用に關しては、改正前の第四條の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

参照

○工業所有権戦時法 (大正六年七月二十一日法律第二十二号)

第一條 工業所有権ニ關スル敵國人ノ出願又ハ請求ニ付テハ戰時中特許又ハ登録ヲ停止ス
前項ノ出願又ハ請求ニ係ル發明、意匠又ハ考案カ戰時中左ノ各号ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ出願又ハ請求ニ付テハ特許又ハ登録ヲ爲サス
一 帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ
二 容易ニ應用スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ

第二條 敵國人ハ戰時中工業所有権ニ關シ審判若ハ抗告審判ノ請求又ハ抗告審判ニ對スル出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第三條 戰時中ニ發生シタル特許權ニ對シテハ敵國人ハ万国工業所有権保護同盟條約第四條ノ優先權ヲ主張スルコトヲ得ス

第四條 時局ノ關係ニ於テ軍事上又ハ公益上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ敵國人ニ屬スル特許又ハ商標ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第五條 敵國人ニ屬スル特許發明ハ免許ヲ受ケタル者之ヲ専用スルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ取消サレタル特許發明ニ付亦同シ

漁業權等臨時措置法

四

政府ハ当分ノ間金資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ本會計ノ負担ニ於テ大藏省預金部又ハ日本銀行ヨリ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ五億圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル借入金ハ一年内ニ之ヲ償還スベシ但シ必要アルトキハ一年内ノ期限ヲ以テ借換ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル借入金ノ利子ハ本會計ノ歳出トス
前項ニ規定スル借入金ノ利子ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルベシ

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○工業所有権戦時法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二日法律第百二十九号)

法律第百二十九号

工業所有権戦時法の一部を改正する法律

工業所有権戦時法(大正六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條から第四條までを次のように改める。

第一條乃至第四條 削除

第七條を次のように改める。

第七條 削除

附則

前項ノ規定ニ依ル専用權ノ存続期間ハ当該特許權ノ殘期間ノ範圍内ニ於テ定メタル期間トス

第六條 第四條ノ規定ニ依リ登録ヲ取消サレタル商標ト同一又ハ類似ノ商標ニシテ同一商品ニ使用スヘキモノハ之ヲ登録セス

第七條 敵國人ニ非サル者ノ出願、請求若ハ出訴又ハ特許權若ハ商標權ニシテ其ノ利益カ主トシテ敵國人ニ歸スルモノニ付テハ前六條ノ規定ヲ準用ス

○漁業權等臨時措置法

(昭和二十三年十二月二日法律第百二十号)

法律第百二十号

漁業權等臨時措置法

第一條 この法律は、漁業生産力を發展させ、漁業の民主化を図るための新たな法律が、現行の漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に代つて制定施行されるまでの間、漁業權等に関する現狀を不当に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許の出願が、従前の漁業權の存続期間の満了に際し手続上の手落その他特別の事由によつてその存続期間が更新されなかつたために出願した場合であつて、實質上従前の漁業權の存続期間の更新の申請であると認められる場合を除き、漁業の免許をしてはならない。

五

海事仲裁等に関する法律

2 農林大臣又は都道府県知事は、漁業権の変更の許可をしてはならない。

第三條 漁業権は、この法律施行後その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了しないものとする。

第四條 漁業権は、都道府県知事の認可（地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可）を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権（現に存する抵当権を除く。）の目的となることができない。

第五條 漁業権の貸付契約であつてこの法律施行の際現に存するものについては、借受人が貸付料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他正当の事由がある場合を除き、その解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒むことができない。

2 前項の貸付契約の解除若しくは解約（合意解約を含む。）をし、又は更新を拒もうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

3 前二項の規定は、この法律施行の際現に存する入漁権を消滅させ、又はその更新を拒む場合に準用する。

第六條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して漁業権を譲渡又は抵当権の目的とした者

二 前條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定

海難救助に関する事項（以下海事という。）について、紛争の仲裁又は解決に関する行為を当該事業者団体の事業として行おうとするものは、当該事業者団体の定款又は寄附行為及び紛争の仲裁又は解決に関する取扱規程（以下単に取扱規程という。）を提出して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

第二條 運輸大臣は、前條の認可の申請があつた場合において、当該事業者団体の定款又は寄附行為及び当該取扱規程が左の各号に掲げる要件を備えていなければ、これを認可してはならない。

一 事業者団体の定款又は寄附行為に関する要件

イ 公益法人であること。
ロ 海事に関する現在又は将来の紛争について、その仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを構成員の加入条件としておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行為は、一件ごとに当事者の任意の請求によつて行うことを明記してあること。

ハ 任意に設立され、且つ、構成員が任意に加入し又は脱退することができること。

ニ 当該事業者団体が海事について、紛争の仲裁又は解決に関する行為をすることが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定及び事業者団体法（第五條第一項第十六号の規定を除く。）の規定に反しないこと。

取扱規程に関する要件
海事仲裁等に関する法律

定に違反した者
第七條 前條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、第六條の罰金を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、漁業法が廃止され、これに代るべき漁業に関する法律が制定施行される時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

○海事仲裁等に関する法律

（昭和二十三年十二月三日）
（法律第二百二十一号）

法律第二百二十一号

海事仲裁等に関する法律

第一條 海運に関する事業者団体（事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第二條に規定する事業者団体をいう。以下同じ。）で、船舶共有、船舶貸借（期間より船を含む。）、運航委託、海上運送、海上保険若しくは船舶買置に関する契約又は海損若しくは

イ 構成員間の海事に関する紛争の仲裁又は解決を当該事業者団体に依頼することを強制しておらず、紛争の仲裁又は解決に関する行為は、一件ごとに任意の請求によつて行うことを明記してあること。

ロ 構成員であるかどうかを問わず、何人も、自由に、且つ、同一の條件で当該事業者団体に海事に関する紛争の仲裁又は解決を依頼することができること。

第三條 事業者団体法第五條第一項第十六号の規定は、第一條の規定により認可された海運に関する事業者団体が海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行為に対しては、適用がな

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 事業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第八号を次のように改める。
八 海事仲裁等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第一條の規定によつて認可を受けた海運に関する事業者団体。但し、海事に関する紛争の仲裁又は解決のために行う正当な行為に限る。

3 社団法人日本海運集会所が、この法律施行の日から三十日以内

に定款及び取扱規程を運輸大臣に提出して、その認可を受けたときは、この法律施行の日において第一條の規定により認可があつたものとみなす。

4 前項の規定により行ふ運輸大臣の認可には、第二條の規定を準用する。

参照

○事業者団体法 (昭和二十三年七月二十九日法律第九十一号)

(定義)

第二條 この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、それは、いかなる形態のものであるかを問わず、いかなる法令又は契約によつて設立されたものであるかを問わず、登記を要すると要しないとを問わず、法人であるとなしを問わず、営利を目的としないとなしを問わず、その事業者の事業の規模の大小を問わず、且つ、左に掲げる形態のものを含むものとする。

- 一 二以上の事業者が株主又は社員(社員に準ずるものを含む)である会社、社団法人その他の社團
- 二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財團
- 三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

○國家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月三日法律第二百一十一号)

法律第二百二十二号

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

この法律中別に定める場合を除き、「人事委員会」を「人事院」、「人事委員長」を「人事院総裁」、「人事委員」を「人事官」、「事務局」を「事務局局長」、「事務局長」を「事務総長」に、「人事委員会規則」を、「人事院規則」に、及び「内閣総理大臣」を「内閣」に改める。但し、國家公務員法附則第二條中「事務局」、「事務局局長」及び「内閣総理大臣」は、これを改めない。

(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、國家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準(職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む)を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

この法律は、もつぱら日本國憲法第七十三條にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令に違反

國家公務員法の一部を改正する法律

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を営む者及びこれらの者の利益のためにする行爲を行う役員、従業員、代理人その他の者をいう。

3 この法律において「構成事業者」とは、事業者団体の構成員である事業者をいい、第一項各号の事業者を含むものとする。

(禁止行爲)

第五條(第一項) 事業者団体は、左の各号の一に該当する行爲をしてはならない。

十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し、若しくは解決し、又はその仲裁若しくは解決に着手すること。但し、第四條第一項第八号に掲げる場合を除く。

(適用除外団体)
第六條(第一項) この法律の規定は左に掲げる団体に対しては、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

八 社団法人日本海運集会所。但し、構成事業者その他の者の間、のよう船、海上運送、海上保険、船舶の賣買、船舶衝突又は海難救助に関する紛争であつて、この法律施行前にその仲裁又は解決の依頼を受けたもの又はこの法律施行後九十日以内にその依頼を受けたものを処理するため必要な範囲に限る。

し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律、人事院規則又は人事院指令の施行に關し、虚偽行爲をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはならない。

この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

この法律の規定が、従前の法律又はこれに基く法令と矛盾し又ははてい、触る場合には、この法律の規定が、優先する。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一 一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を含む。

特別職は、左に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房次長
- 六 政務次官
- 七 連絡調整中央事務局局長
- 八 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)

國家公務員法の一部を改正する法律

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは國會の兩院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員

十一 大使及び公使

十二 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び最高裁判所判事秘書官(判事の各、につき一人)

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ)に、これを適用する。人事院は、ある職が、國家公務員の職に属するかどうか及び本條に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めがない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給與を支拂つてはならない。

前項の規定は、政府又はその機関と外國人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため人事院を設け、この法律実施の責に任せしめる。

國家公務員に関する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総

及ぼすものではない。

(職員)

第四條 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)は、人事院には適用されない。

第五條第五項中「二年を五年に」、「政党的役員」を「政党的役員、政治的顧問その他これらと同様な政治的影響力をもつ政党员」に改め、同條第六項中「若しくは高等学校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)」を削る。

第七條第三項但書を削る。

第八條第一項本文を次のように改める。

人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

同條第一項第二号中「内閣総理大臣」を「國會」に改め、同條同項第三号を次のように改め、第三項但書及び第六項を削る。

三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引続き十二年在任するに至つた場合

第九條第二項乃至第四項中「内閣総理大臣」を「國會」に改める。

(俸給)

第十條 人事官は、國務大臣と同じ基礎に基く給與を受けるものと

國家公務員法の一部を改正する法律

理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従ひ、左に掲げる事項について職員に関する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件付任用期間、臨時的使用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、降任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに関連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、祕密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に対する補償、政府の人事行政に関する調査、研究及び監察並びにこれらに関連する事項

三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確めるための給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催

五 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

この法律により、人事院が処置する権限を與えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。

前項の規定は、法律問題につき裁判所に訴す権利に影響を及ぼすものではない。

人事官に支拂われる給與の総額は、いずれの國務大臣が受ける給與の総額よりも少くしてはならない。

第十一條第二項中「會務」を「院務」に改める。

第十二條 定例の人事院會議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議事録として記録しておくなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事院の事務処理の手續に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

事務総長は、幹事として人事院會議に出席する。

人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廢

二 第十三條の規定による應急予備金の支出

三 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勧告

四 第二十三條の規定による國會及び内閣に対する意見の申出

五 第二十四條の規定による國會及び内閣に対する報告

六 第二十八條の規定による國會及び内閣に対する勧告

七 第二十九條の規定による職階制の立案

八 第三十六條(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定

- 定による選考基準の決定及び選考機関の指定
- 九 第四十八條の規定による試験機関の指定
- 十 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消（人事院規則の定める場合を除く。）
- 十一 第六十三條の規定による給與準則の立案
- 十二 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成
- 十三 第七十二條の規定による関係廳の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に関する立案（人事院規則の定める場合を除く。）
- 十四 第八十七條の規定による事案の判定
- 十五 第九十二條の規定による処分等の判定
- 十六 第九十五條の規定による補償に関する重要事項の立案
- 十七 第九十三條の規定による異議の申立についての判定
- 十八 第九十八條の規定による恩給に関する重要事項の立案
- 十九 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項
- （事務総局長及び予算）
- 第十三條 人事院に事務総局長及び法律顧問を置く。
- 事務総局長の組織及び法律顧問に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。
- 人事院は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする経費の要求書を國の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料

の支拂その他この法律を完全に実施するため必要なあらゆる役務及び物品に関する経費が計上されなければならない。

昭和二十七年三月三十一日までは、前項の経費の中には、應急予備金が設けられなければならない。應急予備金は、總裁がこれを管理する。應急予備金を支出するには、人事院の議決を経なければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國會に提出しなければならない。

人事院は、國會の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

（事務総局長）

第十四條 事務総局長は、總裁の職務執行の補助者となり、その一般監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し、人事院の職員について計画を立て、募集、配置及び指揮を行い、又、この法律の目的を達成するために必要な、適當で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い、人事院會議の幹事及び人事主任官會議の議長となる。

事務総局長は、次官と同じ基礎に基く給與を受けるものとし、事務総局長に支拂われる給與の總額は、いずれの次官が受ける給與の總額よりも少くしてはならない。但し、法律に定める家族手当及び超過勤務手当については、この限りでない。

（人事院の職員の兼職禁止）

第十五條 人事官及び事務総局長は、他の官職を兼ねてはならない。

（人事院規則及び人事院指令）

第十六條 人事院は、この法律の執行に關し必要な事項について、人事院規則を制定し、人事院指令を發し、及び手續を定める。人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則を改廃することができる。

人事院規則及びその改廃は、官報をもつて、これを公布する。

人事院は、この法律に基いて人事院規則を実施し又はその他の措置を行うため、人事院指令を發することができる。

（給與の支拂の監視）

第十八條 人事院は、職員に対する給與の支拂を監視する。

職員に対する給與の支拂は、人事院規則又は人事院指令に反してこれを行つてはならない。

第十九條第四項中「第二項の規定による」を「總理廳、各省その他の機関によつて作成保管された」に改める。

第二十一條中「重要でないものについて、」を「人事院規則の定めるものについては、」に改める。

第二十二條第二項中「及び人事の交流」を「、人事の交流その他努力活用に関する事項」に改める。

（法令の制定改廃に關する意見の申出）

第二十三條 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を國會及び内閣に同時に申し出なければならない。

第二十四條第一項を次のように改める。

人事院は、毎年、國會及び内閣に対し、業務の状況を報告しなければならない。

第二十七條中「又は門地」を「、門地又は第三十八條第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所屬關係」に改める。

（情勢適應の原則）

第二十八條

この法律に基いて定められる給與、勤務時間その他勤務條件に関する基礎條件には、國會により社会一般の情勢に適應するよう、隨時これを變更することができる。その變更に關しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適當であるかどうかについて國會及び内閣に同時に報告しなければならない。給與を決定する諸條件の変化により、俸給表に定める給與の百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院はその報告にあわせて、國會及び内閣に適當な勧告をしなければならない。

第二十九條第二項中「に應じて定めた職種別に、且つ、職務の」を「及び」に改め、「定めた等級別に」を削り、同條第三項中「職種及び等級を同じくする」を「同一の内容の雇用條件を有する同一の職級に屬する」に改め、同條第四項中「この法律の実施前に」を削り、同條に次の一項を加える。

政府職員の新給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十

六号)第十四條の規定による職務の分類は、これを本條その他の條項に規定された計画であつて、且つ、この法律の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて通告され、國會によつて制定されるまで効力をもつものとする。

第三十條第一項を次のように改める。

職階制は、実施することができるものから、逐次これを実施する。

第三十一條第一項中「職階制を実施することとなつた場合においては」を「職階制を実施するにあつては」に、及び「職種及び等級」を「職級」に改める。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 一般職に属するすべての官職については、職階制によらない分類をすることはできない。

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の内用は、この法律及び人事院規則の定めるところにより、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

人事院は、試験を採用試験、昇任試験又はその両者を兼ねるものいづれとするかを適宜決定する。

職員の免職は、法律に定める事由に基いてこれを行わなければならない。

前三項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

第五十一條中「職種及び等級の」を削る。

第五十二條中「職種及び等級の」を削る。

第五十四條中「その全部又は一部を」を「これを」に改める。

(任命権者)

第五十五條 任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣、法務総裁及び各省大臣をいう。以下同じ)、会計検査院長及び人事院総裁並びに各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直屬する機関に属する官職に限られる。但し、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選別の範囲を高点順の志望者四人以内に制限することができる。

(條件付任用期間)

國家公務員法の一部を改正する法律

(用語の定義)

第三十四條 人事院は、この法律の施行上必要とする用語の定義、説明及び使用について、人事院規則でこれを定める。

第三十六條第一項中「職種及び等級」を「官職」に改め、同條第三項を削る。

第三十七條第一項を次のように改める。

職員の内用は、その官職より下位の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事院は、必要と認めるときは、試験を受ける者の範囲を、適宜制限することができる。

第三十八條第四号中「第九九條又は第九十條第三号」を「第九九條から第一百一條まで」に改める。

第四十二條中「職種及び等級に應じ」を削る。

第四十四條中「職種及び等級」を「官職」に改める。

第四十五條中「目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。」を「目的とする。」に改める。

第四十七條第二項中「職種及び等級」を「官職」に改め、「試験科目及びその各科目の比重、」を削り、同條第三項中「事項が漏れなく判明することのできるように、」を「事項を周知させることができるように、」に改め、同條に次の一項を加える。

人事院は、公告された試験又は実施中の試験を、取り消し又は変更することができる。

第五十條中「職種及び等級に應じ、」を削る。

第五十九條 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件付採用に関し必要な事項又は條件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定の下に」又は「人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて発する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が、」の下に「この法律及び人事院規則に従い、」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十三條第二項中「内閣総理大臣」を「國會及び内閣」に改める。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「當時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の數、」を加える。

第六十六條第一項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十七條中「内閣総理大臣」を「国会及び内閣」に改める。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣総理大臣に提出しなければならない。」を「これについて、適当な措置を講じなければならない。」に改める。

第七十五條第一項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

(離職)

第七十七條 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「挙がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

第七十九條中「左の各号の一に該当する場合」の下に「又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならない。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五條 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の団体)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し若しくは加入しないことができる。職員は、これらの組織を通じて、代表者を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社的厚生の活動を含む適法な目的のため、人

國家公務員法の一部を改正する法律

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「休職者は、その休職の期間中、給與準則で別段の定をしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができない。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

(刑事裁判との關係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は關連の事件に關し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

事院の定める手続に従い、当局と交渉することができる。但し、この交渉は、政府と団体協約を締結する権利を含まないものとする。すべて職員は、職員の団体に属していないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の団体について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその団体における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の団体を結成し、及びこれに加入することができる。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる意業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者は、その行爲の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができ、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)中民法第三十四條に規定する法人に關する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これら

の規定中「主務官廳」とあるのは、「人事院」と読み替へるものとす
る。

第百條に次の一項を加える。

前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院か
ら求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院
の権限によつて行われる調査又は審理に際して、祕密の又は公表
を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求めら
れた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正
式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わ
なかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

(職務に専念する義務)

第百一條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務
時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、
政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねてはな
らない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給
與を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当
該官廳が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の團體のため、その
事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院に
よつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情
の下において、第九十八條の規定により認められた行爲をするこ

四以下の罰金に処する。

一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した閣
員

二 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者

三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつ
た閣員

四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつ
た閣員(此の期間内に両議員の同意を経なかつた場合には此の
限りでない。)

五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者

六 第十六條第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその
政廳を官報に掲載することを怠つた者

七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は
改訂をしなかつた者

八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

九 第二十七條の規定に違反して差別をした者

十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこ
れを抑止した職員

十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者

十二 第九十二條の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は
指示に故意に従わなかつた者

十三 第百條第一項又は第二項の規定に違反して祕密を漏らした
者

國家公務員法の一部を改正する法律

とができる。

第百二條第一項中「これらの行爲に關與してはならない。」を「こ
れらの行爲に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で
定める政治的行爲をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人
事委員会規則で別段の定をした場合は、」を削り、同條第三項を次
のように改める。

職員は、政党その他の政治的團體の役員、政治的顧問、その他
これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第百三條第二項を次のように改める。
職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年
間に在職していた人事院規則で定める國の機関と密接な關係にあ
るものにつくことを承諾し又はついでしてはならない。

第百四條中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、
その所轄廳の長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事
し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員の所轄廳の長
の許可を要する。」に改める。

(職員の職務の範囲)

第百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令によ
る職務を担当する以外の義務を負わない。

第百八條第三項中「健全な基礎のもとに」を「健全な保険数理を基
礎として」、同條第四項中「内閣總理大臣」を「國會及び内閣」に改
める。

第百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万

十四 第百三條の規定に違反して營利企業の地位についた者

十五 附則第十一條の規定に違反して臨時的任用の期間を延長し
た任命権者

第百十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万
四以下の罰金に処する。

一 第二條第六項の規定に違反した者

二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者

三 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳
述をした者

四 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理
由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその
写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者

五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求めら
れ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽行爲を行つた者

十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は
情報を提供した者

十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を
支給した者

十二 第六十八條の規定に違反して給與の支拂をした者

國家公務員法の一部を改正する法律

- 十三 第七十條の規定に違反して給與の支拂について故意に適當な措置をとらなかつた人事官
 - 十四 第八十三條第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者
 - 十五 第八十六條の規定に違反して故意に勤務條件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者
 - 十六 第九十八條第四項の規定に違反して職員の團体を結成した者
 - 十七 何人たるを問はず第九十八條第五項前段に規定する違法な行爲の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあおり、又はこれらの行爲を企てた者
 - 十八 第九十條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者
 - 十九 第九十二條第一項に規定する政治的行爲の制限に違反した者
 - 二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時的任用を終了させなかつた者
- 前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。
- 第九十一條 第九十九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第一百十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、をそのかし又はそのほら、助をした者は、それぞれ

各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中「附則の規定」を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現に在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならない。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。

同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基く試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。

第三條 第五條第六項に「大学学部には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十

六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。

第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時的に任用されたものとみなす。この臨時的任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人事院は、随時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。

人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に對し、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に従い、第六十條第一項に規定する臨時的任用の期間を延長することができる。

國家公務員法の一部を改正する法律

附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の」を削る。

附則に次の二條を加える。

第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府縣、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立され原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第百号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第百二十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第二條 人事院規則で定められた場合を除き、國家公務員法第百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年六月三十日までにその公職を退いて辞表の写及びその辞表が受理され、且つ、その效力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失う

國家公務員法の一部を改正する法律

ものとする。

第三條 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神にてい触せず、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件に関しては、準用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができる。これらの団体は、すべて役員を選挙及び業務執行について民主的手続を定め、その他その組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

2 前項の組合又は団体に関して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」、「人事委員長」、「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」、「人事院総裁」、「人事官」及び「人事院規則」と読み替へるものとする。

第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、そのまま人事院の各相当の職員となるものとする。人事院の事務総長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相当するものとする。

第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銓衡委員会官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官吏の任用資格の特例に関する件）、二級事務官吏銓衡委員会官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廃止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に関する限り、又、高等試験委員会は、その第三部に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日まで、従前の法律に定めた條件の下に存続するものとする。

2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置され

國家公務員法の一部を改正する法律

一一一

を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第二項」を「前項」に改め、「國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）が適用されるまでは、」を加える。

第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業といふ。）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條中第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一十号）は、國家公務員法に關して、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前になした同令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

参照

た委員会の事務にもつばら従事している職員は、その日において、辞令を用いることなく、その職を免ぜられるものとする。

○日本國憲法（昭和二十一年十一月三日）

第七十三條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。

二 外交關係を処理すること。

三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して國會に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にこの法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

○國家公務員法（昭和二十二年十月二十一日）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、國家公務員（この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。）たる職員について適用すべき各段の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を

一一三

國家公務員法の一部を改正する法律

發揮し得るように、民主的な方法で選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省參與官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)
- 十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの

第四條 人事委員会に左の職員を置く。

- 人事委員長 三人
- 人事委員 三人
- 事務局長 一人

その他政令を以て定める職員

第五條(第五項) 任命の日以前一年間において、政党の役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員となることができない。

同條(第六項) 人事委員の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部若しくは高等学校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)を卒業した者となることとなつてはならない。

第七條(第三項) 人事委員であつた者は、退職後一年間は、人事委員会以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事委員会規則の定める場合においては、この限りでない。

第八條(第一項) 人事委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

- 一 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の彈劾手続により罷免を可とするに決定された場合

- 二 人事委員として引き続き十二年在任するに至つた場合
- 三 同條(第三項) 人事委員の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、

國家公務員法の一部を改正する法律

十三 顧問、參與、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの

十四 單純な勞務に雇用される者

十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事委員会規則で指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び裁判所調査官

十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といひ、その職を占める者を職員といふ。)に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定めなされない限り、特別職に属する職にはこれを適用しない。

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、人事委員会を置く。

人事委員会は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 職員の職階、任免、給與、恩給その他職員に関する人事、行政の総合調整に関する事項
- 二 職員の試験に関する事項
- 三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

内閣が兩議院の同意を経て、これを罷免するものとする。但し、人事委員会規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。

同條(第六項) 第三項の場合を除く外、人事委員は、その意に反して罷免されることがない。

第九條(第二項乃至第四項) 内閣総理大臣は、人事委員の彈劾の訴追しようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事委員に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る人事委員に、これを通知しなければならない。

(俸給)

第十條 人事委員は、國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける。

(總裁)

第十一條(第二項) 人事委員長は、会務を總理し、人事委員会を代表する。

(人事委員会)

第十二條 人事委員会に人事委員を以て組織する人事委員会を置く。事務局長は、幹事として人事委員会に出席する。

人事委員会は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事

國家公務員法の一部を改正する法律

委員會議の議決を経なければならない。

- 一 人事委員会規則の制定及び改廃
- 二 第二十二條の規定による関係廳の長に対する勸告
- 三 第二十三條の規定による内閣總理大臣に対する意見の申出
- 四 第二十四條の規定による内閣總理大臣に対する報告
- 五 第二十九條の規定による職階制の立案
- 六 第三十六條(第三十七條において準用する場合を含む)の規定による選考基準の決定及び選考機關の指定
- 七 第四十八條の規定による試験機關の指定
- 八 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の数に制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消
- 九 第六十三條の規定による給與準則の立案
- 十 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成
- 十一 第七十二條の規定による関係廳の長に対する勸告及び表彰又は矯正方法に関する立案
- 十二 第八十七條の規定による事案の判定
- 十三 第九十二條の規定による処分等の判定及び内閣總理大臣に対する意見の申出
- 十四 第九十五條の規定による補償に関する重要事項の立案
- 十五 第九十八條の規定による異議の申立についての判定
- 十六 第九十九條の規定による恩給に関する重要事項の立案
- 十七 その他人事委員會議の議決によりその議決を必要とされる。

第十六條 人事委員会は、この法律の執行に關し必要な事項について、内閣總理大臣の承認を経て、人事委員会規則を制定する。

人事委員会規則は、内閣總理大臣が、官報を以て、これを公布する。

(給與の支拂の監理)

第十八條 人事委員会は、職員に対する給與の支拂を監理する。

(人事記録)

第十九條(第四項) 人事委員会は、第二項の規定による人事記録で、前項の規定による人事委員会規則に違反すると認められるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

(権限の委任)

第二十一條 人事委員会は、この法律に基く権限で重要でないものについて、これを他の機關をして行わしめることができる。この場合においても、人事委員会は、その権限の行使について責任を免れることができない。

(人事行政改善の勸告)

第二十二條(第二項) 人事委員会は、政府全体の行政運営の能率増進に資するため、政府部内各機關相互の間における職員の配置轉換及び人事の交流について、関係大臣その他の機關の長に勸告することができる。

(法令の制定改廃に關する意見の申出)

國家公務員法の一部を改正する法律

た事項

人事委員の定例会議は、人事委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回開催することを常例としなければならない。

人事委員會議の議事は、すべて議事録として記録しておくなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事委員會議の議事に關し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

(事務局その他の機關)

第十三條 人事委員会に、事務局を置き、人事委員会の権限に属する事項に關する庶務を掌らしめる。

人事委員会に、國會の承認を得て、地方の事務所を置くことができる。

(事務局長)

第十四條 事務局長は、人事委員長の指揮監督を受け、事務局の事務を掌理する。

事務局長は、人事委員會議の幹事となり、及び人事主任官會議の議長となる。

(人事委員会の職員の兼職禁止)

第十五條 人事委員及び事務局長は、人事委員会の官職以外の官職を兼ねてはならない。

(人事委員会規則)

第二十三條 人事委員会は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に關し意見があるときは、その意見を内閣總理大臣に申し出なければならない。

(業務の報告)

第二十四條(第一項) 人事委員会は、毎年、内閣總理大臣に対し、内閣總理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

(平等取扱の原則)

第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他勤務條件に關する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手続に従い、随時変更せられ得るものとする。

(職階制の確立)

第二十九條(第二項) 人事委員会は、職階制を立案し、官職を職務の種類に應じて定めた職種別に、且つ、職務の複雑と責任の度に應じて定めた等級別に、分類整理しなければならない。

同條(第三項) 職階制においては、職種及び等級を同じくする官職については、同一の資格要件を必要とするともに、且つ、当該官職に就いている者に対しては、同一の幅の俸給が支給さ

國家公務員法の一部を改正する法律

れるように、官職の分類整理がなされなければならない。

同條(第四項) 前三項に関する計画は、この法律の実施前に國會に提出して、その承認を得なければならない。

(職階制の実施)

第三十條(第一項) 職階制は、職階制を実施することができるものから、逐次これを実施しなければならない。

(官職の格付)

第三十一條(第一項) 職階制を実施することとなつた場合においては、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、職階制の適用されるすべての官職をいづれかの職種及び等級に格付しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

前項に規定する根本基準の実証につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び

する直近下級の等級の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事委員会は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範囲を、その所轄部内の職員に限ることができる。

(欠格條項)

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、人事委員会規則の定める場合を除くの外、官職に就く能力を有しない。

四 人事委員会の人事委員又は事務局長の職にあつて、第九九條又は第一百十條第三号に規定する罪を犯し刑に処せられた者

(試験実施の場合)

第四十二條 試験は、人事委員会規則の定めるところにより、職種及び等級に應じこれを行う。

(受験の資格要件)

第四十四條 人事委員会は、人事委員会規則により、受験者に必要な資格として職種及び等級に應じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(試験の内容)

第四十五條 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。

(採用試験の告知)

第四十七條(第二項) 前項の告知には、その試験に係る職種及び

國家公務員法の一部を改正する法律

轉任をいう。

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することをいう。

この法律において昇任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職種に属する上の等級の官職に任命することをいう。

この法律において降任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職種に属する下の等級の官職に任命することをいう。

この法律において轉任とは、現に官職に就いている者をその官職と同一の職種及び等級に属する他の廳又は同一廳の他の部署の官職に任命することをいう。

(採用の方法)

第三十六條(第一項) 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会規則の定める職種及び等級については、人事委員会の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験(以下選考という。)の方法によることを妨げない。

同條(第三項) 職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職種で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條(第一項) 職員の昇任は、その官職と同一の職種に属するものとする。

同條(第三項) 第一項の規定による公告は、人事委員会規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に対し、受験に必要な事項が漏れなく判明することのできるように、これを行わなければならない。

(名簿の作成)

第五十條 試験による職員の任用については、人事委員会規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿)を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一條 採用候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に採用することができる者として、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)

第五十二條 昇任候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に昇任することができる者として、昇任試験において合格点以上を得た昇任候補者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(名簿の失効)

國家公務員法の一部を改正する法律

第五十四條 任用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事委員会の定める事由に該当するときは、何時でも、人事委員会は、任意に、その全部又は一部を失効させることができる。

(任命権者)

第五十五條 職員の任用は、採用試験による場合、昇任試験による場合又はその他の場合を問わず、すべて任命権者が、これを行う。

任命権は、法律に別段の定のある場合を除いては、その官職の等級の別に従い、政令の定めるところにより、内閣、内閣総理大臣又は各大臣その他の機関の長に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、政令の定めるところにより、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。

(採用候補者名簿による採用の方法)

第五十六條 採用候補者名簿による職員の採用は、当該採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(条件附採用期間)

第五十九條 人事委員会規則の定める職種及び等級の職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

第六十四條(第二項) 俸給表には、等級ごとに俸給額が一定の幅を以て、明確に定められ、且つ、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めらるべきものとする。

(給與準則に定むべき事項)

第六十五條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

一 同一等級内における俸給の昇給の基準に関する事項

五 一 常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の全部又は一部を官給する官職その他勤務条件の特別なものについて、人事委員会のなす給與の調整に関する事項

(給與額の決定)

第六十六條(第一項) 職員は、その官職につき職階制において定められた職種及び等級について給與準則の定める俸給額が支給せられる。

同條(第二項) 職員の給與準則の基準を決定する場合においては、職務に関する事項によつて、差別が設けられてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事委員会は、給與準則に関し、常時、必要な調査研究を行い、給與額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(給與簿)

國家公務員法の一部を改正する法律

条件附採用に関し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

(臨時的任用)

第六十條(第二項) 人事委員会は、臨時的任用につき、職種又は等級により、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

同條(第三項) 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

同條(第五項) 前四項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律及びこれに基いて発する政令及び人事委員会規則を適用する。

(休職、復職、退職及び免職)

第六十二條 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者がこれを行う。

(給與の根本基準)

第六十二條(第二項) 前項の規定の趣旨は、できるだけ速かに、且つ、現行制度に適當な考慮を拂いつつ、可能な範囲において、達成せらるべきものとする。

(給與準則による給與の支給)

第六十三條(第二項) 人事委員会は、必要と調査研究を行い、職階制に適合した給與準則を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(俸給表)

第六十八條(第三項) 前二項に定めるものを除いては、給與簿に關し必要な事項は、政令又は人事委員会規則でこれを定める。

(給與簿の検査)

第六十九條 職員の給與が法令又は人事委員会規則に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事委員会は給與簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支拂に対する措置)

第七十條 人事委員会は、給與の支拂が、法令又は人事委員会規則に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適當な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に應じて、これを会計検査院に報告し、又は検査官に通報しなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條(第三項) 人事委員会は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事項及び成績のいじむしく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(身分保障)

第七十五條(第一項) 職員は、法律に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

(彈劾による罷免)

第七十七條 職員の彈劾に関する規程は、別に法律でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が挙げられない場合

三 その他の職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九條 職員が、左の各号の一に該当する場合において、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第八十條(第一項) 前條第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速やかにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま満期に至つたときは、當然退職者とする。

同條(第三項) 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受けける。

(適用除外)

第八十一條(第一項) 左に掲げる職員の分限については、第七十

取消又は変更、その職員の官職上の権利の回復、その職員がその処分の結果受けた不正の訂正及びその職員がその処分の結果失つた給與に關する補償につき、その職權に属するものは、自らこれを実行し、その他のものは、これに關する意見を内閣總理大臣に申し出なければならぬ。

内閣總理大臣は、前項に規定する申出のあつた場合においては、その申出の趣旨に従い、その職員の所轄廳の長に対し、指示を與える等必要な措置を講じなければならぬ。

(人事委員会の補償制度立案の責務)

第九十五條 人事委員会は、なるべく速かに補償制度の研究を行い、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならぬ。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。但し、上司の職務上の命令に対しては、意見を述べることが出来る。

(職務に専念する義務)

第一百條 職員は、特別の事情により所轄廳の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(政治的行爲の制限)

第一百一條(第一項) 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以

國家公務員法の一部を改正する法律

五條、第七十八條乃至前條及び第八十九條乃至第九十二條の規定は、これを適用しない。

三 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少に因り廃職又は過員となつた職員

同條(第三項) 第一項第三号に掲げる者のいずれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

(懲戒の効果)

第八十三條(第一項) 停職の期間は、一月以上一年とする。

同條(第二項) 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受けける。

同條(第三項) 減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

(刑事裁判との關係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に關し懲戒の手續を進めることができない。

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分が正当であることが判明したときは、人事委員会は、その処分を確認しなければならぬ。

前條に規定する調査の結果、その処分が事実と相違し、その他正当でないことが判明したときは、人事委員会は、その処分の

てするを問わず、これらの行爲に關與してはならない。

同條(第二項) 職員は、人事委員会規則で別段の定をした場合は、公選による公職の候補者となることができない。

同條(第三項) 法律又は人事委員会規則で定めた職員は、政党その他の政治的團體の役員となることができない。

(私企業からの隔離)

第九十三條(第二項) 職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

(他の事業又は事務の關與制限)

第九十四條 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第一百五條 職員としては法令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(恩給制度の目的)

第一百八條(第三項) 恩給制度は、健全な基礎のもとに計画され、人事委員会によつて運用されるものでなければならない。

同條(第四項) 人事委員会は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を内閣總理大臣に提出しなければならない。

第九十九條 第三十九條の規定による禁止に違反した者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

國家公務員法の一部を改正する法律

前項の者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第十七條第二項の規定により、証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

二 第十七條第二項の規定により、書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

三 第四十條又は第四十一條の規定による禁止に違反した者

四 第百三條第二項の規定による禁止に違反した者

第百十一條 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け、正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類若しくは、その写の提出を求められ、正当の理由がなくてこれに應じなかつた者は、これを三千円以下の過料に処する。

附則

第一條(第二項) 人事委員会は、遅くとも昭和二十四年一月一日には設置されなければならない。

同條(第三項) この法律中人事委員会及び服務に関する規定(これらに関する附則の規定を含む。)以外の規定は、法律又は人事委員会規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。

第二條(第五項) 委員長及び委員は、人事委員会が設置されたと

前項に規定する官職については、人事委員会は、遅くとも昭和二十三年七月一日から二年以内に、職階の格付及び試験又は選考の実施ができるように努めなければならない。

第十三條 外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、検察官その他の一般職に属する職員に關し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一條の精神に反するものであつてはならない。

○職業安定法 (昭和二十二年十一月三十日 法律第百四十一号)

(職員の任用その他の人事)

第九條(第一項) 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、國、都道府縣又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有するものでなければならない。

同條(第二項) 前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通ずる一定の基準によつて、勤続年数の計算及び補職、給與その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機関の職に轉じさせるものはないものとする。

同條(第三項) 第一項に規定する國の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府縣及び公共職業

國家公務員法の一部を改正する法律

きは、退職するものとする。この場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事委員長に引き継がなければならない。

第三條 第五條第六項にいう大学学部又は高等学校には、大学令による大学学部又は高等学校令若しくは専門学校令による高等学校若しくは専門学校を含むものとする。

第九條 人事委員会の指定する日において、その指定する官職に在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、この法律に基く試験又は選考に合格し、その他その官職の属する職種及び等級に必要な資格要件を具備し、且つ、この法律に基く手続によりその官職に就いた者とみなす。但し、附則第十一條に規定する者については、この限りでない。

第十條 前條の規定による官職の指定があつた場合において、その官職に任用される臨時的職員については、任命権者は、人事委員会の承認を得て、第六十條第一項に規定する任期に関する制限にかかわらず、前條の規定により指定された日から三年を超えない期間、その者を在任させることができる。

第十一條 人事委員会の指定する日において、総理廳若しくは各省の外局若しくは内局又は人事委員会の指定する機関の長及び次長その他これらに準ずべき官職で人事委員会の指定するものに在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、その際前條の規定による臨時的職員に任用されたものとみなす。但し、その在任は、昭和二十三年七月一日から三年を超えないことではない。

安定所の二級官である官吏は、都道府縣知事の内申に基いて、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府縣及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府縣知事がこれを任命する。

○船員職業安定法 (昭和二十三年七月十日 法律第百三十号)

(法律の目的)

第一條 この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機会を與えることによつて、海上企業に対する労働力の適正な充足を図ることを目的とする。

(職員たる要件)

第十條 公共船員職業安定所の業務を効果あしめるために、公共船員職業安定所において専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、運輸大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

○裁判所法 (昭和二十二年四月十六日 法律第五十九号)

第六十六條(採用) 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

○弁護士法 (昭和八年五月一日 法律五十三号)

第三條 弁護士試験ニハ成規ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス前項ノ試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

地方財政委員会法の一部を改正する法律 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

司令官書簡に基づく臨時措置に関する政令

(昭和二十三年七月三十一日 政令第二百一十一号)

第二條(第一項) 公務員は、何人といえども、同盟罷業又は怠業的行爲をなし、その他國又は地方公共団体の業務の運営能率を阻害する争議手段をとつてはならない。

第三條 第二條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

○地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十三号)

法律第二百二十三号

地方財政委員会法の一部を改正する法律

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律公布の日から一年間を限り」を「昭和二十四年三月三十一日まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○地方財政委員会法 (昭和二十二年十二月七日 法律第五十五号)

附則

共団体は、地方税を課することができない。

(登録税の課税標準の価格の特例)

第二條 畜産に関する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定により都道府県から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。)が競馬法第三十七條第二項の規定により都道府県に譲渡した直前の帳簿価格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を郡市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては郡市を区域とする馬匹組合が譲渡する直前の帳簿価格による。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○競馬法 (昭和二十三年七月十三日 法律第五十八号)

第三十七條(第二項) 都道府県は、馬匹組合連合会(縣を区域とする馬匹組合を含む。以下同じ。)の資産及び負債を承継することができる。

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

(第三項) 地方財政委員会は、第二條の規定による計画の提出後においても、その実施について必要な諸般の調査を行うため、この法律公布の日から一年間を限り、存続するものとする。第三條の規定はこの場合における調査事務に関しこれを準用する。

○畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

(昭和二十三年十二月四日 法律第二百二十四号)

法律第二百二十四号

畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律

第一條(地方税の免除) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十七條第三項の規定により都道府県から資産の譲渡を受け、又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第六十六号)第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受ける場合において、当該財産の移轉に対しては、地方公

(第三項) 前項の規定により、都道府県が馬匹組合連合会の資産を承継したときは、農業協同組合連合会及び農業協同組合は、当該資産(競馬に必要な資産を除く。)の買受については、政令の定めるところにより、他の者に優先する。

○馬匹組合の整理等に関する法律

(昭和二十三年七月十五日 法律第六十六号)

(資産の譲渡)

第四條 馬匹組合の組合員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、都道府県知事の認可を受けて、当該馬匹組合に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調はないとき又は協議することができなかつたときは、都道府県知事は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聴き、当該馬匹組合に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

第一項の規定による認可又は前項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

前二項に規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

2 食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。
第十八條の見出しを「(負担金)」に改め、同條中「補助金を市町村に交付する」を「その費用を負担する」に改める。

参照

○食糧管理特別会計法 (大正十年四月四日 法律第三十七號)

第四條ノ二 本會計ノ負擔ニ屬スル證券、借入金及一時借入金ノ額ハ千二百億圓トス

第四條ノ三 政府ハ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ付其ノ事務ノ一部ヲ銀行(日本銀行ヲ除ク以下同シ)、農業協同組合又ハ農業會ニ委託スルコトヲ得

(第二項) 前項ノ場合ニ於テ政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ對シ資金ヲ交付シ銀行、農業協同組合又ハ農業會ガ行フ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付セシムルコトヲ得

(第三項) 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二號)第十六條ノ規定ニ拘ラス前項ノ資金ノ交付ニ關スル事務ヲ行フコトヲ得

○食糧確保臨時措置法 (昭和二十三年七月二十日 法律第八十二號)

(補助金)

第十八條 市町村農業調整委員に關する費用については、政府は毎年度予算の範囲内で補助金を市町村に交付する。

の金額は、百五十億圓を超えることはできない。

別表第二類

五 当該年度末に保有する貿易物資又は準貿易物(貿易公團の保有する輸出貨資又は準貿易物資を含む。)の價格に、命令で定める割合を乗じて得た金額

○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

正する法律 (昭和二十三年十二月六日 法律第二百三十一號)

法律第二百三十一號

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八號)の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十三年」を「昭和二十四年」に改める。

附則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、施行する。

参照

○食糧の輸入税を免除する法律

(昭和二十二年十二月十六日 法律第八十八號)

(本則) 関稅定率法別表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二十三年十二月三十一日までの輸入については、これを免除する。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

律 (昭和二十三年十二月六日 法律第二百三十號)

法律第二百三十號

貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九號)の一部を次のように改正する。

第三條第二項但書中「百五十億圓」を「二百五十億圓」に改める。

別表第二類第五号中「貿易公團の保有する輸出貨資又は準貿易物資」を「貿易公團の保有する輸出貨資若しくは準貿易物資又は原材料貿易公團の保有する輸出貨資の原材料若しくは包装材料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六 貿易公團が発注した輸出貨資で、未だ同公團の所有とならないものに対する代價の支拂済金額

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○貿易資金特別会計法 (昭和二十二年十二月十三日 法律第七十九號)

第三條(第二項) 貿易資金に不足を生じたときは、この會計の負担で大藏省預金部若しくは日本銀行から借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。但し、そ

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律

律 (昭和二十三年十二月六日 法律第二百三十二號)

法律第二百三十二號

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九號)の一部を次のように改正する。

第三十三條第六項中「百六十三億圓」を「百六十五億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○金融機関再建整備法 (昭和二十一年十月十九日 法律第三十九號)

第三十三條(第一項) 第二十四條第一項の規定により確定損の整理負担額を計算するもなお残額があるときは、その残額は、政府において、これを補償する。

(第六項) 第一項の規定による政府の補償金額は、大藏省預金部等損失特別処理法(昭和二十一年法律第五十六號)による補償の

金額と昭和二十年「ボツダム」宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く金融機関經理應急措置法の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第六十四號)附則第七條の規定による補償金の額とを合計し、百六十三億圓を限度とする。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氣高郡の内 大和村 神戸村」を削り、同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「江尾村」を「江尾町」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「企救郡」を削り、同表佐賀簡易裁判所及び小城簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

佐賀	佐賀縣の内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡 小城郡の内 北山村
小城	佐賀縣の内 小城郡の内 多小村 牛津町 西多久村 砥川村 南多久村 芦刈村 北多久村 三日月村 東多久村

同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高島村」を「高島町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿町村」を「鹿町町」に、同表別府簡易裁判所の管轄区域の欄中「由布院村」を「由布院町」に、同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「長湯村」を「長湯町」に改め、同表熊本簡易裁判所、三角簡易裁判所、山鹿簡易裁判所、濱町簡易裁判所、八代簡易裁判所、水俣簡易裁判所及び天草簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

熊本	熊本縣の内 熊本市 飽託郡 菊池郡の内 瀬田村 陣内村 原水村 西津 大津町 合志村 護川村 平眞城村 田村 泗水村 田島村 阿蘇郡の内 山内村 下益城郡の内 山西村
----	---

濱町	熊本縣の内 上益城郡の内 阿蘇郡の内 下矢部村 朝日村 御嶽村 白 馬見原町 菅尾村
山鹿	熊本縣の内 鹿本郡の内 菊池郡の内 花房村 隈府町 加茂川村 戸崎村 北志村 龍門村 迫間村 水原 旭野村
三角	熊本縣の内 宇土郡の内 天草郡の内 登立町 網田村 大嶽村 郡浦村 戸 三浦町 網田村 中村 上村 湯島村
八代	熊本縣の内 八代郡 日奈久町 二見村 百濟來村
水俣	熊本縣の内 水俣郡の内 奈木村 久木野村 大野村 吉尾村 津

天草	熊本縣の内 天草郡の内 本野町 佐伊津村 御領村 鬼池村 宇野村 城河原村 本領村 龜場村 宮地村 大尾村 桶浦村 志柿村 島子村 下多尾村 桶浦村 志柿村 村通村 富岡村 志所村 坂瀬村 村江村 都呂々村 志所村 坂瀬村 田村 高濱村 今津村 阿福村 須子村 赤木 河内村 上津浦村 下津浦村 須子村 赤木 崎村
----	---

郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷田川村」を「谷田川村 二瀬村」に改め、同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「二瀬村」、同表長井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内 伊佐澤村」及び同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「九戸郡の内 葛巻町 江刈村」を削り、同表一關簡易裁判所の項を次のように改める。

一關	岩手縣の内 東磐井郡の内 津水村 大原町 越前村 小梨村 千厩町 折壁村 津水村 大原町 松川村 興田村 長坂 大原町 興田村 長坂
----	---

同表牛深簡易裁判所の管轄区域の欄中「早浦村 龜浦村」を「二浦村」に改め、同表伊集院簡易裁判所の項を次のように改める。

伊集院	鹿兒島縣の内 日置郡の内 伊集院町 伊作町 市來町 串木野町 山形町 下伊集院村 日置村 永吉村
加世田	鹿兒島縣の内 川邊郡の内 加世田町 萬世町 勝目村 笠沙町 枕崎町 西南方村 日置郡の内 阿多村

同表本莊簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正寺村」を削り、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「三澤村」を「大三澤町」に改め、同表若小牧簡易裁判所の項を次のように改める。

若小牧	北海道の内 若小牧市 安平村 厚真村 鷲川村 穂別村
-----	----------------------------------

同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「始良村」を「吾平町」に、同表大根占簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐多村」を「佐多町」に、同表

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法 國家行政組織法の一部を改正する法律

五二

付郡」を削り、同表赤簡易裁判所の管轄区域の欄中「大忍村」を「香宗村 山南村 富家村 徳王子村」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大正村」を「大正町」に、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「津大村」を「津大町 清水町 伊豆田村 三崎町 下川口村」に改め、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「清水町 伊豆田村 三崎町 下川口村」を削り、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「金生村」を金生町に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

参照

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律

(昭和二十二年四月十六日 法律第六十三号)

第一條 別表第一表の通り高等裁判所を、別表第二表の通り地方裁判所を、別表第三表の通り簡易裁判所をそれぞれ設立する。

第二條 別表第四表の通り各高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

(別表略)

に改正する。

第二十三條、第二十五條及び第二十七條中「一月一日」を「四月一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日 法律第二百十号)

第二十三條 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。但し、第二十七條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十五條 第十九條の規定のうち、職に関しては、國家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとし、その日までは、行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に関する通則によるものとし、その定員に関しては、昭和二十四年一月一日から、これを適用する。

2 前項に規定する日までは、次官は、一級の官吏、祕書官は、二級の官吏とし、廳の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一級の官吏とする。

第二十七條 第三條第四項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十四年一月一日以後であつてはならない。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

○司法警察職員等指定應急措置法

(昭和二十三年十二月九日 法律第二百三十四号)

法律第二百三十四号

司法警察職員等指定應急措置法

第一條 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めのない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件(大正十二年勅令第五百二十八号)の定めるところによる。

第二條 他の法令中「司法警察官吏」とあるのは「司法警察職員」と、「司法警察官」とあるのは「司法警察員」と、「司法警察吏」とあるのは「司法巡查」とそれぞれ読み替へるものとする。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

○國家行政組織法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日 法律第二百三十五号)

法律第二百三十五号

國家行政組織法の一部を改正する法律

國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のよう

○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日 法律第二百三十六号)

法律第二百三十六号

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者と同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

参照

○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二十三年七月二十九日 法律第九十六号)

第二十一條 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の廣告

五三

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

五四

その他いかなる名義を以てするを問はず、前二條の禁止を免れる行為として、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができない。

2 選挙運動の期間前に掲示した文書図画で、前項の規定に該当するものがあると認めるときは、都道府縣及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動の期間中に限り、これを撤去し、又は撤去させることができる。

○市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

(昭和二十三年十二月十日)
法律第二百三十七号

法律第二百三十七号

市町村農地委員会及び都道府縣農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在任するものとする。

第二條 農地調整法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百五十六号)附則第四項の規定により都道府縣知事の定め

二 農地ノ所有者ニシテ耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

第十五條ノ十 委員ノ任期ハ二年トス

○農地調整法施行令の一部を改正する勅令
(昭和二十一年十一月二十一日)
勅令第五百五十六号

附則(第二項) 農地調整法の改正規定により行方市町村農地委員会の委員の最初の互選は、昭和二十一年十二月に、都道府縣農地委員会の委員の最初の互選は、当該都道府縣の区域内の市町村に設置されるべき市町村農地委員会のすべてにつき委員の選挙があつた後に遅滞なくこれを行はなければならない。
(第四項) 第二項の選挙に関しては、名簿の調製、縦覧、確定、異議の決定及び訴願の提起に関する期日及び期間は、地方長官が、これを定める。

○農地調整法施行令の一部を改正する政令
(昭和二十三年二月十二日)
政令第三十五号

附則

第五條 市町村の選挙管理委員会は、改正前の農地調整法第十五條の三及び第十五條の四の規定により昭和二十一年九月一日現在において選挙権を有しない者で改正後のこれらの規定により

麻薬取締法の一部を改正する法律

五五

た時期に調整された選挙人名簿及び農地調整法施行令の一部を改正する政令(昭和二十三年政令第三十五号)附則第五條の規定により調整された補充選挙人名簿は、昭和二十四年六月三十日まで据え置くものとする。

第三條 この法律施行後昭和二十四年六月三十日までに行われる市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会の委員の選挙又は改選の請求は、前條に規定する選挙人名簿及び補充選挙人名簿により行う。

2 前項の選挙又は改選の請求については、農地調整法第十五條の二第三項各号の区分とは、前項の選挙人名簿及び補充選挙人名簿における区分とする。

第四條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

参照

○農地調整法 (昭和十三年四月二日)
法律第六十七号

第十五條ノ二(第三項) 委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

昭和二十三年三月一日現在において選挙権を有するものに就き補充選挙人名簿を調製しなければならない。

前項の補充選挙人名簿の縦覧、確定、異議の申立及び決定並びに訴願の提起及び裁決に関する期日及び期間は、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定める。

第一項の場合には、第二十二條、第二十二條、第二十三條第三項乃至第五項及び第二十四條乃至第二十五條の三の規定を準用する。

○麻薬取締法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十日)
法律第二百三十八号

法律第二百三十八号

麻薬取締法の一部を改正する法律

麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二條の次に次の一條を加える。

第五十二條の二 厚生大臣は、都道府縣の麻薬統制主事の中から、合計二百五十名を限り、麻薬取締員を指名する。

2 麻薬取締員は、厚生大臣の指揮監督を受けて、この法律及び大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)にもとづく立入、検査、収去その他これらの法律の実施に關する事項を掌り、且つ、麻薬若しくは大麻に關する罪及び刑法(明治四十年法律第四十五

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律 五六

号)第十四章に定める罪について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行うものとする。

3 麻薬取締員は、当該都道府県の区域外においても、その職務を行うことができる。

4 麻薬取締員は、職務の執行にあたり、小型武器を携帯することができる。

第五十三條中「麻薬統制主事」を「麻薬取締員」に改める。

附則 この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第百三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から、施行する。

参照 ○麻薬取締法(昭和二十三年七月十日 法律第百二十三号)

第五十三條 麻薬統制主事は、麻薬に関する違反の捜索にあたり厚生大臣の許可を受けてこの法律の規定に拘らず何人からも麻薬を譲り受けることができる。

○過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

法律(昭和二十三年十二月十日) 法律第百二十九号

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

過度経済力集中排除法(昭和二十二年法律第二百七号)の一部を次

参照

○戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年六月一日) 法律第五十一号

第二條 戸籍簿、除籍簿又は戸籍法第四十八條第二項(同法第一百七條において準用する場合を含む。)の書類の閲覧についての手数料は一回につき五円とする。

第三條 戸籍又は除かれた戸籍謄本又は抄本の交付についての手数料は、一枚につき五円とする。一枚に満たないときも、同様である。

第四條 戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明についての手数料は、一件につき五円とする。

届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第四十八條第二項(同法第一百七條において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付についての手数料は、一件につき五円とする。

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

法律(昭和二十三年十二月十四日) 法律第百四十一号

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

第二十六條中「昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において」を「昭和二十四年六月三十日まで」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

参照 ○過度経済力集中排除法(昭和二十二年十二月十八日) 法律第二百七号

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

○戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律

法律(昭和二十三年十二月十四日) 法律第百四十号

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律

戸籍手数料の額を定める法律(昭和二十三年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條並びに第四條第一項及び第二項中「五円」を「十二円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から、施行する。

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第三條 審議会は、会長一人及び委員二十人以内でこれを組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。

3 会長は、厚生大臣を以て、これに充てる。

4 委員は、関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護廳長官及び厚生大臣の認める引揚団体の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。

5 臨時委員は、関係各廳の官吏及び学識経験ある者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

参照 ○引揚同胞対策審議会設置法(昭和二十三年八月三日) 法律第二百十二号

第三條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内でこれを組織する。

2 会長は、厚生大臣を以て、これに充てる。

3 委員は、関係各省の次官、引揚援護廳長官及び厚生大臣の認める引揚団体の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣

総理大臣がこれを命ずる。

〇水産業協同組合法 (昭和二十三年十二月十五日)

法律第二百十二号

水産業協同組合法

目次

- 第一章 総則(第一條—第十條)
- 第二章 漁業協同組合
 - 第一節 事業(第十一條—第十七條)
 - 第二節 組合員(第十八條—第三十一條)
 - 第三節 管理(第三十二條—第五十八條)
 - 第四節 設立(第五十九條—第六十七條)
 - 第五節 解散及び清算(第六十八條—第七十七條)
- 第三章 漁業生産組合(第七十八條—第八十六條)
- 第四章 漁業協同組合連合会(第八十七條—第九十二條)
- 第五章 水産加工業協同組合(第九十三條—第九十六條)
- 第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七條—第一百條)
- 第七章 登記(第一百一條—第一百二十一條)
- 第八章 監督(第一百二十二條—第一百二十七條)
- 第九章 罰則(第一百二十八條—第一百三十一條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、國民経済の発展を期することを目的とする。

(組合の種類)

第二條 水産業協同組合(以下本章において「組合」という。)は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。

(組合の名称)

第三條 組合は、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いてはならない。

(組合の目的)

第四條 組合は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする。

(組合の人格)

第五條 組合は、法人とする。

(組合の住所)

第六條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

る漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

2 前項第一号、第三号及び第四号の組合は、同項の法律の適用については、これを同法第二十四條第三号の要件を備える組合とみなす。

(免税)

第八條 組合の所得のうち組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に應じて組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該組合には租税を課さない。

(登記)

第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(定義)

第十條 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいい、「水産加工業」とは、水産動植物を原料又は材料として、食料、飼料、肥料、糊料、油脂又は皮を生産する事業をいふ。

2 この法律において「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、「水産加工業者」とは、水産加工業を営む個人をいう。

第二章 漁業協同組合

第一節 事業

(事業の種類)

第十一條 漁業協同組合(以下本章及び第四章において「組合」とい

第七條 左の組合以外の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、これを同法第二十四條各号の要件を備える組合とみなす。
一 第十八條第二項の規定により組合員の資格を左の表の上欄の漁業種類の一種若しくは数種を営む者又はこれに従事する者に限つては、漁業協同組合であつて、且つ、漁業を営む者たる組合員の総数の三分の一以上が左の表の下欄の経営規模以上のもの

漁業種類	経営規模
かつお・まぐろ漁業	総トン数二十トン以上の経営漁船数二隻
東経百三十度以西の海面を操業区域とする機船底曳網漁業	経営組数二組
あぐり網(きんちやく網を含む)漁業	総トン数二十トン以上の網船による経営統数二統
定置漁業	常時使用する漁業従事者五十人

二 水産加工業協同組合であつて、常時十人以上の従業者を使用する組合員が組合員の総数の三分の一以上を占めるもの

三 前二号の組合が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占める漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会

四 前三号の組合又は連合会が第八十八條第一号若しくは第二号又は第九十八條第一号の規定による会員の三分の一以上を占め

水産業協同組合法

- う。は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。
- 一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設
- 五 組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他組合員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 組合員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋
- 九 組合員の福利厚生に関する施設
- 十 水産に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十二 前各号の事業に附帯する事業
- 2 組合員に出資をさせない組合（以下本章において「非出資組合」という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができない。
- 3 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度たおい

いときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十五條 商法第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條までの規定は、組合が倉荷証券を発行した場合に、これを準用する。

(団体協約の効力)

第十六條 第十一條第一項第十一号の団体協約は、書面をもつてすることに因つて、その効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものと同みなす。

(漁業の経営)

第十七條 組合のうち左の条件のすべてを備えるものは、第十一條に規定する事業の外、漁業及びこれに附帯する事業を営むことができる。

- 一 第十八條第一項の規定による組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の三分の二以上であること。
- 二 組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事すること。
- 三 第十九條第一項の規定により組合員に出資をさせる組合であること。
- 四 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の二倍をこえないこと。

て組合員が利用する事業の分量の総額をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(倉荷証券の発行)

第十二條 前條第一項第五号に掲げる保管事業を行う組合は、主務大臣の許可をうけて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた組合は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百二十七條第二項及び第六百二十八條の規定は、第一項の倉荷証券にこれを準用する。

4 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第四條、第八條から第十條まで及び第十二條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第十三條 前條第一項の許可を受けた組合の作成する倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉庫証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する預証券及び質入証券又は倉荷証券には、漁業協同組合倉庫証券という文字を記載してはならない。

第十四條 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六箇月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六箇月を限度として、これを更新することができる。但し、更新の際の証券の所持人が組合員でな

五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること。

六 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の三分の二以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であること。

2 前項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営む組合は、同項の条件を欠くに至つた場合には、遅滞なく、その旨を行政廳に届け出ると共に、その事業を廃止するため必要な定款の変更をしなければならない。この場合には、組合は、定款の変更があるまではその事業を行うことができる。

第二節 組合員

(組合員たる資格)

第十八條 組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所を有し、且つ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民とする。

2 組合の地区が市町村、特別区又は行政区の区域をこえるものにあつては、前項の規定により組合員たる資格を有する漁民を、定款の定めるところにより、特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限ることができる。

3 前二項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、水産加工業協同組合に加入していない水産加工業者であつて

組合の地区内に住所を有するもの、漁業生産組合又は第一項若しくは前項に規定する漁民以外の漁民を組合員たる資格を有する者とする事ができる。

(出資)

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

2 前項の規定により組合員に出資をさせる組合（以下本章において「出資組合」という。）の組合員は、出資一口以上を有しなればならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第二十條 出資組合の組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第二十一條 組合員は、各々一個の議決権及び役員選挙権を有す

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入制限の禁止)

第二十五條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

(脱退)

第二十六條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第二十七條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、總會の議決によつてこれを行うことができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員

る。但し、第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十一條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬ。

(経費)

第二十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過意金)

第二十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過意金を課することができる。

(専用契約)

第二十四條 組合は、定款の定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部をもつばら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

(脱退者の持分の拂戻)

第二十八條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十九條 前條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第三十條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第三十一條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。

第三節 管理

(定款に記載すべき事項)

第三十二條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならぬ。但し、非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を

記載しなくてもよい。

- 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所の所在地
 - 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
 - 六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
 - 七 経費の分担に関する規定
 - 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 九 準備金の額及びその積立の方法
 - 十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
 - 十一 事業年度
 - 十二 公告の方法
- 2 組合の定款には前項の事項の外、組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資をする者を定めるときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。
- 3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。
- (規約で定めらるる事項)
- 第三十三條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。
- 一 総会又は総代会に関する規定

において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止)

第三十六條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十七條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第三十八條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十九條 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十條 理事の職務を行つた者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知)

第四十一條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

- 二 業務の執行及び会計に関する規定
 - 三 役員に関する規定
 - 四 組合員に関する規定
 - 五 その他必要な事項
- (役員の数及び選挙)
- 第三十四條 組合に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。
- 4 役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。
- 5 投票は、一人につき一票とする。
- 6 定款によつて定めた投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者をもつて当選人とする。
- 7 組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも四分の三は、設立の同意を申し出た漁民でなければならない。

(役員任期)

第三十五條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第四十二條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事業所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には第三号及び第四号の事項を、第十七條の規定による漁業及びこれに附帯する事業を営まない組合の組合員名簿には第五号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 拂込済出資額及びその拂込の年月日
 - 五 組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者でないときはその旨
- 3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第四十三條 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、非出資組合であつて第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わな

いものにあつては事業報告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員の変更の請求)

第四十四條 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならぬ。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、理事は総会の会日から七日前までに、当該請求に係る役員にその書類を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

(役員に関する民法の準用)

第四十五條 役員には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條から第五十六條まで、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

(参事及び会計主任)

第四十六條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

3 参事には、商法第三十八條第一項、第三項、第三十九條、第四十一條及び第四十二條の規定を準用する。

第四十七條 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならぬ。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(総会の議決事項)

第四十八條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

第五十條 左の事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(総会に関する民法の準用)

第五十一條 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一條第三項」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十二條 組合員(准組合員を除く。)の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。

3 総代の定数は、五十人以上でなければならない。

4 総代には、第三十四條第三項から第六項までの規定を準用する。

5 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙し、第七十條第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十條の事項について議決すること

一 定款の変更

二 規約の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案

七 毎事業年度内における借入金金の最高限度

八 訴願若しくは訴訟の提起又は和解

九 漁業権若しくはこれに関する物権又は不動産(総トン数二十

トン以上又は積石数二百石以上の船舶を含む。)に関する物権

の設定、得喪又は変更

2 定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じ

ない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十九條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議事項)

ができない。

(出資一口の金額の減少)

第五十三條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十四條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(準備金及び繰越金)

第五十五條 組合(非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下本條及び第五十六條において同じ。)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

第五十九條 組合を設立するには、二十人以上の漁民が發起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第六十條 發起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十一條 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款の作成に当るべき者(以下「定款作成委員」といふ。)を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、二十人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した漁民の過半数の同意をもつて、これを決する。

(創立總會)

第六十二條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

4 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配当)

第五十六條 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、出資組合にあつては、年五分をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額に應じてこれをし、なお剰余があるときは、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に應じて(非出資組合にあつては、組合事業の利用者にその事業の利用分量の割合に應じて)、これをしなければならない。

(組合の持分取得の禁止)

第五十七條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることのできる。

第五十八條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(發起人)

第四節 設立

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつてその会日までに發起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が自ら出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 創立總會については、第二十一條第一項及び民法第六十六條の規定を準用する。

(設立の認可の申請)

第六十三條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 發起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第六十四條 行政廳は、前條第一項の認可の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分違反する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

第六十五條 第六十三條第一項の認可の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受領した日から二箇月以内に、發起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

2 行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3 行政廳が第六十三條第二項の規定により報告書提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政廳に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

4 行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(理事への事務引渡)

第六十六條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するため必要な行爲は、組合成立の後にこれをするを妨げない。

(成立の時期)

第十四條及び第六十五條の規定を準用する。

4 出資組合の合併には、第五十三條及び第五十四條の規定を準用する。

第七十條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員(准組合員を除く。)の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

2 前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十四條第七項本文の規定を準用する。

3 第一項の規定による設立委員の選任には、第五十條の規定を準用する。

(合併の時期)

第七十一條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第七十二條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行ふ事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第七十三條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において

水産業協同組合法

第六十七條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。

第五節 解散及び清算

(解散事由)

第六十八條 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 總會の決議
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 存立時期の満了
- 五 第二百二十四條第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條の規定を準用する。

4 第一項の事由に因る外、組合は、組合員(准組合員を除く。)が二十人未満になつたことに因つて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならない。

(合併の手續)

第六十九條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第六十三條第二項、第六

他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第七十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十五條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を処分することができない。

第七十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第七十七條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項、第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは「水産業協同組合法第七十三條」と読み替へるものとする。

第三章 漁業生産組合

(事業の種類)

第七十八條 漁業生産組合(以下本章において「組合」といふ。)は、

水産業協同組合法

漁業及びこれに附帯する事業を行うことができる。

(組合員たる資格)

第七十九條 組合員たる資格を有する者は、漁民であつて、定款で定めるものとする。

(組合の事業と組合員との関係)

第八十條 組合員の三分の二以上は、組合の営む事業に従事する者でなければならぬ。

第八十一條 組合の営む事業に従事する者の三分の二以上は、組合員でなければならぬ。

(出資)

第八十二條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 一組合員が有することのできる出資口数の最高限度は、組合員の平均出資口数の二倍をこえてはならない。

3 組合の総出資口数の過半数は、組合の営む事業に従事する組合員によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第八十三條 組合の定款には、第三十二條第一項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項を記載しなければならない。

2 前項の定款には、第三十二條第二項及び第三項の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第八十四條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組

條から第五十一條まで、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項から第三項まで、第五十七條及び第五十八條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は」とあるのは「理事は、その全員が」と、第四十四條第一項中「五分の二」とあるのは「三分の一」と、第四十七條第一項中「十分の一」とあるのは「六分の一」と読み替えるものとする。

3 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」とあるのは「七人」と読み替えるものとする。

4 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「七人」と、第七十條第二項において準用する第三十四條第七項中「理事の定数の少くとも四分の三は」とあるのは「理事は、その全員が」と読み替えるものとする。

第四章 漁業協同組合連合会

(事業の種類)

第八十七條 漁業協同組合連合会(以下本章において「連合会」といふ。は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付
- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所属

水産業協同組合法

2 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

- 一 第四十二條第二項第一号及び第三号から第五号までの事項
- 二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(剰余金の配当)

第八十五條 組合は、損失を填補し、第八十六條第二項において準用する第五十五條第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年一割をこえない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員が組合の事業に従業した程度に応じてこれをしなければならない。

(準用規定)

第八十六條 組合の組合員に関する事項については、第七十九條から第八十二條までに規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで、第二十三條及び第二十六條から第三十一條までの規定を準用する。

2 組合の管理に関する事項については、第八十三條から前條までに規定するものの外、第三十三條から第四十一條まで、第四十三

員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給

- 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所属員、漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 水産動植物の繁殖保護その他漁場の利用に関する施設
- 七 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備に関する施設
- 八 法人たる所属員の監査及び指導
- 九 所属員の遭難防止若しくは遭難救済に関する施設又は漁船保険のあつ旋
- 十 所属員の福利厚生に関する施設
- 十一 水産に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十二 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 2 会員に出資をさせない連合会(以下本章において「非出資連合会」といふ。)は、前項の規定にかかわらず、同項第一号又は第二号の事業を行うことができる。
- 3 連合会は、定款の定めるところにより、所属員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員の利用する事業の分量の総額をこえてはならない。
- 4 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定に

かわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができない。

5 前項の連合会は、会員のために、手形、割引をし、定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。
(会員たる資格)

第八十八條 連合会の会員たる資格を有する者は、左の者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有する漁業生産組合
- 三 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前二号の者の事業と同種の事業を行うもの

(規模の制限)

第八十九條 連合会は、左の各号のうちいずれかに該当しなければならぬ。

- 一 地区が都道府縣の区域をこえないこと
- 二 所屬員たる組合の数が三百をこえないこと

(總會の議決事項)

第九十條 左の事項は、總會の議決を経なければならない。

- 一 第四十八條第一項各号の事項
- 二 一会員のためにする手形の割引金額の最高限度
(発起人)

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准会員」と読み替へるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「会員(准会員を除く。）」の理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と読み替へるものとする。

第五章 水産加工業協同組合

(事業の種類)

第九十三條 水産加工業協同組合(以下本章及び第六章において「組合」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の事業に必要な資金の貸付
- 二 組合員の貯金の受入
- 三 組合員の事業に必要な物資の供給
- 四 組合員の事業に必要な共同利用に関する施設

水産業協同組合法

第九十一條 連合会を設立するには、二以上の組合、漁業生産組合又は連合会が発起人となることを必要とする。
(準用規定)

第九十二條 連合会の事業に関する事項については、第八十七條に規定するものの外、第十二條から第十六條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第八十七條」と、第十六條第一項中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第八十七條第一項第十二号」と読み替へるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第八十八條及び第八十九條に規定するものの外、第十九條から第三十一條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第八十八條第三号の規定による組合員(以下第九十二條及び同條において準用する各規定において「准会員」という。）」と読み替へるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第九十條に規定するものの外、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項及び第四十九條から第五十八條までの規定を準用する。

この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所屬員(准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の個人たる所屬員(准会員を構成する者及び准組合員を除く。）」と読み替へるものとする。

五 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣

六 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設

七 組合員の福利厚生に関する施設

八 水産物の製造加工に関する技術の向上及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

九 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号及び第二号の事業を行う組合は、定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。
(組合員たる資格)

第九十四條 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者とする。但し、定款の定めるところにより、組合員たる資格を有する者を特定の種類の水産加工業を営む者に限ることができる。
(出資)

第九十五條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

(準用規定)

第九十六條 組合の事業に関する事項については、第九十三條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十三條」と読み替えるものとする。

2 組合の組合員に関する事項については、前二條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條、第二十一條第一項本文、第二項から第五項まで及び第二十二條から第三十一條までの規定を準用する。

3 組合の管理に関する事項については、第三十二條から第五十八條までの規定を準用する。

4 組合の設立に関する事項については、第五十九條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一條第二項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

5 組合の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

第六章 水産加工業協同組合連合会

(事業の種類)

第九十七條 水産加工業協同組合連合会(以下本章において「連合会」という。)は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

(会員たる資格)

第九十八條 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて定款で定めるものとする。

- 一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会
- 二 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前号の者の事業と同種の事業を行うもの(発起人)

第九十九條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第一百條 連合会の事業に関する事項については、第九十七條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を準用する。この場合において、第十二條第一項中「前條」とあるのは「第九十七條」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項については、第九十八條に規定するものの外、第十九條第三項から第五項まで、第二十條から第三十一條まで、第八十九條及び第九十五條の規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「第九十八條第二号の規定による会員(以下第九十條において「准組合員」という。）」と読み替えるものとする。

- 一 会員の事業に必要な資金の貸付
- 二 会員の貯金の受入
- 三 連合会を直接又は間接に構成する者(以下本章において「所属員」と総称する。)の事業に必要な物資の供給
- 四 所属員の事業に必要な共同利用に関する施設
- 五 所属員の生産物の運搬、加工、保管又は販賣
- 六 所属員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する施設
- 七 法人たる所属員の監査及び指導
- 八 所属員の福利厚生に関する施設
- 九 水産物の製造加工に関する技術の向上及び連合会の事業に関する所属員の知識の向上を図るための教育並びに所属員に対する一般的情報の提供に関する施設
- 十 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、定款の定めるところにより、所属員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度において所属員以外の者が利用し得る事業の分量の総額は、当該事業年度において所属員が利用する事業の分量の総額の五分の一をこえてはならない。

3 第一項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業の外、他の事業を行うことができる。

4 前項の連合会は、会員のために手形の割引をし、定款で定める金とする。

3 連合会の管理に関する事項については、第三十二條から第四十七條まで、第四十八條第二項、第三項、第四十九條から第五十八條まで及び第九十條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所属員(准組合員を構成する者を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の個人たる所属員(准組合員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十二條第六項において準用する第二十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。）」とあるのは「准組合員」と読み替えるものとする。

5 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「二十人未満」とあるのは「一人」と、第七十條第一項中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「会員(准組合員を除く。）」の理事」と、同條第二項において準用する第三十四條第七項本文中「組合員(准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所属員(准組合員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 登記

(設立の登記)

第百一條 水産業協同組合(以下「組合」という。)は、組合員又は会
員(以下「組合員」と総称する。)に出資をさせない組合にあつては、
設立の認可があつた日から、組合員に出資をさせる組合(以下「出
資組合」という。)にあつては、出資の第一回の拂込があつた日か
ら二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記を
しなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、漁
業生産組合の設立登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並
びに出資の総口数及び拂込んだ出資の総額

六 存立の時期を定めたときは、その時期

七 役員の名及び住所

八 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所
在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)

第百二條 組合の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務

末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地におい
ては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内
にこれをすればよい。

(参事の登記)

第百五條 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置
いた事務所の所在地において、参事の名及び住所、参事を置い
た事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定
めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項
の変更及び参事の代理権の消滅についても同様である。

(解散の登記)

第百六條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、
主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の
所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の場合の登記)

第百七條 組合が合併するとき、合併の認可があつた日から主た
る事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在
地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更
の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併
に因つて成立する組合については第百一條第二項に規定する登記
をしなければならない。

(清算人の登記)

第百八條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地に

所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたこと
を登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、
前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所においては同期間
内に、その従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。
い。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管
轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従
たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移轉の登記)

第百三條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地におい
ては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以
内に第百一條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したと
きは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在
地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。
い。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事
務所を移轉したときは、その移轉の登記をすればよい。

(設立登記事項の変更の登記)

第百四條 第百一條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる
事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地
においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第百一條第二項第五号の事項中出資の総口数及び拂込んだ出
資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度

においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間
以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第百
四條第一項の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第百九條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる
事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所の所在地に
おいては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第百十條 組合の登記については、この事務所の所在地を管轄する
司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、漁業協同組合登記簿、漁業生産組合登記簿、漁業
協同組合連合会登記簿、水産加工業協同組合登記簿及び水産加工
業協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の申請)

第百十一條 組合の設立の登記は、役員全員の申請に因つてこれ
をする。

2 前項の登記の申請書には、定款並びに役員たることを証する書
面並びに出資組合にあつては出資総口数及び出資の第一回の拂込
のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項の書面の
外、第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、
第九十六條第五項及び第百條第五項)において準用する場合を

む。において準用する第五十三條第二項の規定による公告及び催告したること、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第百二十二條 第百一條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

(事務所新設、移轉及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第百二十三條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第百一條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十三條第二項(第六十九條第四項において準用する場合並びに第八十六條第三項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において同條同項を準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告したこと、若し異議を述べた債権者のあるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第百二十四條 参事の選任、第百五條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請に因つてこれ

第百十八條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第七十六條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。)の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第百十九條 登記すべき事項であつて行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十五條第二項及び第五項(第八十六條第三項、第九十二條第四項、第九十六條第四項及び第百條第四項において準用する場合を含む。)の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第百二十條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第百二十一條 組合の登記には、非訟事件手続法第百四十一條から第百五十一條ノ六まで及び第百五十四條から第百五十七條までの規定を準用する。

第八章 監督

(業務又は財産の状況報告の徴収)

第百二十二條 行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の

水産業協同組合法

をする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第百十五條 第百八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第百十六條 第百七條の規定に因る解散の登記は、合併に因つて消滅する組合の理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の場合には、第百十一條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

(清算人の登記の申請)

第百十七條 第百八條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第百八條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができ。

(業務又は会計状況の検査)

第百二十三條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政廳は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百二十四條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が、この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて行うことのできる事業以外の事業を行つたとき若しくは前項の規定による命令に従わなかつたとき、又は第八十條、第八十一條、第八十二條第二項、第三項若しくは第八十九條(第百條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反があるときは、行政廳は、

当該組合の解散を命ずることができる。

(決議、選挙又は当選の取消)

第二百五條 組合員(准組合員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立總會の場合にこれを準用する。

(専用契約の取消)

第二百六條 行政廳は、第二十四條第一項(第九十三條第二項、第九十六條第二項及び第九十七條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

(監督行政廳)

第二百七條 この法律中「行政廳」とあるのは、第七十二條(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第九十七條第五項)において準用する場合を含む。)の場合を除いては、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)については主務大臣、その他の組合については、主たる事務所を管轄する都道府県知事又は特別市の

四以下の過料に処する。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき

二 第十一條第三項但書、第八十七條第三項但書、第九十三條第二項但書又は第九十七條第二項但書の規定に違反したとき

三 第十七條第二項の規定に違反したとき

四 第二十四條第二項(第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第九十七條第二項)において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

五 第二十五條(第九十二條第二項、第九十六條第二項及び第九十七條第二項)において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

六 第三十六條(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

七 第三十八條、第三十九條又は第四十條(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

八 第四十二條(第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。)、第四十三條(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。又は第八十四條の規定に違反したとき

市長とする。

2 前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府県知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第二百八條 組合の役員が如何なる名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第二百九條 第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項)において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金を科する。

第三百十條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万

反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき

九 第四十四條第五項又は第四十七條第四項(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。)の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第九十七條第五項)において準用する場合を含む。)において準用する第五十三條又は第五十四條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき

十 第五十三條又は第五十四條第二項(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。)の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項、第九十七條第五項)において準用する場合を含む。)において準用する第五十三條又は第五十四條第二項の規定に違反して出資組合の合併をしたとき

十一 第五十五條、第五十六條(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。又は第八十五條の規定に違反したとき

十二 第五十八條(第八十六條第二項、第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項)において準用する場合を含む。)の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき

十三 第六十八條第五項(第八十六條第四項、第九十二條第五

項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。の規定に違反したとき

十四 第七十四條又は第七十六條（以上の各規定を第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第百條第五項において準用する場合を含む。）の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

十五 第七十五條（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項又は第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の財産を処分したとき

十六 第七十七條（第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項又は第百條第五項において準用する場合を含む。）以下本條において同じ。において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき

十七 第七十七條において準用する民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債権者に弁済をしたとき

十八 第七十七條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき

十九 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき

第三百三十一條 第三條第二項及び第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十九條 商人ハ數人ノ支配人ガ共同シテ代理權ヲ行使スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ支配人ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ營業主ニ對シテ其ノ效力ヲ生ス

第四十一條 支配人ハ營業主ノ許諾アルニ非サレバ營業ヲ爲シ、自己若ハ第三者ノ爲ニ營業主ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員、取締役若ハ他ノ商人ノ使用人ト爲ルコトヲ得ス支配人カ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ營業主ハ之ヲ以テ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ營業主カ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行使セサルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同シ

第四十二條 本店又ハ支店ノ營業ノ主任者タルコトヲ示スヘキ名稱ヲ附シタル使用人ハ之ヲ其ノ本店又ハ支店ノ支配人ト同一ノ權限ヲ有スルモノト看做ス但シ裁判上ノ行爲ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ハ相手方ガ惡意アリシ場合ニハ之ヲ適用セス
第六百十六條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若ハ其ノ見本ノ摘出ヲ求メ又ハ保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附則
この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

参照

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和二十二年四月十四日）
（法律第五十四号）

第二十四條 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行爲には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に対価を引上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること
- 四 組合員に対し利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

○商法（明治三十二年三月九日）
（法律第四十八號）

第三十八條（第一項） 支配人ハ營業主ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
同條（第三項） 支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ

寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得

第六百十七條 倉庫營業者ハ自己又ハ其ノ使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレバ其ノ滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第六百十八條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレバ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ス但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第六百十九條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレバ其返還ヲ爲スコトヲ得ス但己ムコトヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第六百二十四條 第五百二十四條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ競賣代金ノ上ニ存在ス

第六百二十五條 第五百八十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

第六百二十六條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預

證券ノ所持人、若シ其ノ所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其ノ滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第六百二十七條(第二項) 倉庫證券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第六百二十八條 倉庫證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟理前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉荷證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

○民法 (明治二十九年四月二十七日) 法律第八十九號

第四十四條(第一項) 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第五十二條(第二項) 理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付キ法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ス又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
 - 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
 - 三 殘餘財産ノ引渡
- 清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債權者ハ法人ノ債務完済後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ請求ヲ爲スコトヲ得

第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シ

第五十六條 理事ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滞ノ爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ假理事ヲ選任ス

第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト
- 四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

第六十一條(第一項) 社團法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付テノミ決議ヲ爲スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第六十六條 社團法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ爲ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

タルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條 清算カ結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

○倉庫業法 (昭和十年四月六日) 法律第四十一號

第一條 倉庫營業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ預證券及質入證券又ハ倉荷證券ヲ發行スルコトヲ得ズ但勅令ヲ以テ指定シタル倉庫營業者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可ヲ爲スニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトヲ得

第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシテ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ業務及設備ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ臨檢ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スベシ

第九條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ業務又ハ設備ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ事業計畫、營業規則又ハ保管料率表ノ變更ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第一條ノ許可ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ第四條ノ

規定ニ依リ許可ニ附シタル制限若ハ條件ニ違反シタルトキハ預證券及質入證券若ハ倉荷證券ノ發行ノ停止ヲ命シ又ハ第一條ノ許可ノ取消ヲ爲スコトヲ得主務大臣第一條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ著シク寄託者又ハ預證券、質入證券若ハ倉荷證券ノ所持人ノ利益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ亦同ジ

第十二條 本法中主務大臣ノ職權ハ命令ヲ以テ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

○非訟事件手續法 (明治三十一年六月二十一日)

(法律第十 四 號)

第三十五條 假理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主たる事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其ノ主たる事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六條 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第二百二十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條ノ二十五 會社ノ整理ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ會社ノ業務ヲ監督スル官廳ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ官廳ハ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三十六條 合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社及

モ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ日ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百十五條 司法事務局ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第四百十六條 司法事務局ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

第四百十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

第四百十八條ノ二 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スルコトヲ得

第四百十九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人ノ姓名、捺印スヘシ

ヒ有限會社ノ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無盡業若クハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督亦同シ

第三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得裁判所カ銀行又ハ無盡業若クハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ付亦同シ

第三十八條 左ニ掲クル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治產者及ヒ準禁治產者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- 三 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破產者

第四百十一條 各登記所ニ各商業登記簿ノ見出帳ヲ備フ

第四百十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閱覽ヲ許シ又ハ手数料ヲ納付スルトキハ之ニ其謄本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上ノ利害關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閱覽ヲ許スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ謄本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第四百十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

第四百十四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少ク

- 一 申請人ノ姓名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店
- 二 代理人ニ依リ申請ヲ爲ストキハ其姓名、住所
- 三 登記ノ目的及ヒ事由
- 四 年月日
- 五 登記所ノ表示

第五百十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

連署ヲ爲スコト能ハサル事由ハ之ヲ證明スルコトヲ要ス

第五百十條ノ二 官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其副證アル謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第五百十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス

第五百十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限會社法又ハ本章ノ規定ニ適セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第五百十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法、有

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

九〇

限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨通知スヘシ

登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ
登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第五百五十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

第五百五十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第五百五十一條ノ五 前三條ノ規定ハ本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ノ登記ニ付テハ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ニノミ之ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ本店所在地ノ登記所カ登記ヲ抹消シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ支店所在地ノ登記所ニ通知スヘシ

支店所在地ノ登記所カ前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク登記ヲ抹消スヘシ

第五百五十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ

第一條 水産業団体法（昭和十八年法律第四十七号）は、これを廢止する。

2 この法律施行の際現に存する漁業會、製造業會、都道府縣水産業會及び中央水産業會（以下「水産業團體」と總稱する。）については、前項の法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

3 前項の水産業團體であつてこの法律施行の日から起算して八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。但し、漁業會であつて、その時に漁業權若しくはこれを使用する權利又は入漁權を有するものについては、この限りでない。

4 前項但書の水産業會は、前項の期間満了後は、その有する漁業權若しくはこれを使用する權利又は入漁權の管理以外の事業を行うことができない。

5 第三項但書の水産業會は、その有する漁業權若しくはこれを使用する權利又は入漁權を失つた時に解散する。

6 行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも、第二項の水産業團體に対し解散を命ずることができ、この場合には、当該水産業團體は、当該命令に因つて解散する。

7 主務大臣は、第三項但書の水産業會に対し、その財産の処分、保全その他管理に關し必要な命令又は処分をすることができ、（水産業團體の資産処分の制限）

第二條 水産業團體は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律

其旨ヲ通知スヘシ但錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス
前項但書ノ場合ニ於テハ登記所ハ遲滞ナク地方裁判所長ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

第五十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ法務總裁ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五十五條 法務總裁ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

第五十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ法務總裁之ヲ定ム

第五十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律

（昭和二十三年十二月十五日）
法律第二百四十三号

法律第二百四十三号

水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律

（水産業團體の解散）

処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

2 前項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているもの又は水産業團體の資産処分の制限に関する件（昭和二十二年農林省令第七十三号）第一條の規定により行政廳の許可を受けたものについては、同項の規定を適用しない。

3 第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

4 第一項の規定施行前に水産業團體のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

5 水産業團體が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行爲をした水産業團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

（水産業協同組合と水産業團體との關係）

第三條 水産業協同組合は、水産業團體の會員となることのできな

（水産業團體の財産分配の原則）

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

第四條 水産業団体の財産の分配は、各会員にその持分に應じて平等にこれをしなければならぬ。

(漁業会の財産の分割)

第五條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有する漁業会(以下本條から第八條までにおいて「漁業会」という。)の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会が有するこれらの権利を失う前、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産のうちこれらの権利以外のものの分割を請求することができる。

2 前項の規定による認可の申請は、漁業協同組合と漁業会との協議により、当該漁業会の会員の持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)の総額のうち当該漁業会の会員であつて漁業協同組合の組合員たるものの持分の総額の占める割合に應じて当該漁業協同組合に帰属すべき財産を定めてこれをしなければならぬ。

3 前項の協議が整わないとき又は協議をすることができないときは、漁業協同組合は行政廳に対し裁定を申請することができる。

4 前項の裁定があつたときは、第二項の協議が整つたものとみなす。

5 第一項の場合には、漁業会の財産は、第二項の規定による協議の定めるところにより当該漁業協同組合に帰属する。

第六條 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合は行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

第八條 前條第二項において準用する第五條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、漁業協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に漁業会を脱退する。

2 前項の場合には、第六條第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、第六條第二項中「財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)」とあるのは「財産」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第八條第二項において準用する前條第五項」と読み替へるものとする。

第九條 漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を有しない漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

2 前項の場合には、第五條第二項から第五項まで、第六條第三項、第四項及び前條第一項の規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本條及び第六條において同じ。)」とあるのは「持分」と、第六條第三項中「前條第五項」とあるのは「第九條第二項において準用する前條第五項」と、前條第一項中「前條第二項」とあるのは「第九條第二項」と読み替へるものとする。

(漁業会の資産の譲渡又は債務の引渡)

第十條 漁業会の会員たる者の全部又は一部を組合員とする漁業協

同組合は、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

協同組合の組合員であつて漁業会の会員たるものは、その帰属の時に当該漁業会の出資を有しない会員となる。

2 前項の規定により出資を有しなくなつた会員は、当該漁業会の財産(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。)に対して有した持分を失う。

3 前條第五項の規定による財産の帰属があつたときは、第一項に規定する組合員は、その帰属の時にその者が漁業会において有した持分の額の割合に應じて当該財産の價額を分割して得た額に相当する額の持分を取得したものとす。

4 前項の規定による取得のあつた持分は、定款の定めるところにより、その全部又は一部を漁業協同組合の出資に引き当てることのできる。

第七條 漁業会の会員たるものの全部又は一部を組合員とする漁業協同組合は、当該漁業会がその有する漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権を失つた後、行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、第五條第五項の規定による財産の帰属がないときはその総財産、同條同項の規定による財産の帰属があつたときはその時以後その有していた漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に基いて当該漁業会の取得した財産の分割を請求することができる。

2 前項の請求については、第五條第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第五條第二項中「持分(漁業権若しくはこれを使用する権利又は入漁権に対する部分を除く。以下本同組合は行政廳の認可を受けて、当該漁業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合において協議が整わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該漁業会に対し、譲渡の条件を定めてその資産の譲渡を命ずることができ

3 前二項の規定により漁業会の譲渡する資産の額の当該漁業会の資産の総額に対する割合は、当該漁業会の会員の持分の総額のうち、当該漁業会の会員で当該漁業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合をこえてはならない。

4 第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求めた訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(都道府縣水産業会等の資産の譲渡又は債務の引渡)

第十一條 漁業協同組合連合会は都道府縣水産業会に対し、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会は製造業会に対し、行政廳の認可を受けて、その資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(水産業団体の解散準備總會)

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

- 第十二條 この法律施行の際現に存する水産業団体（中央水産業会を除く。以下本條及び第十三條において同じ。）は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。
- 2 前項の總會の招集は会日の少くとも十日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。
- 3 第一項の總會は、会員の五分の二以上が自ら出席しなければならない。議事を開き、議決をすることができない。
- 4 行政廳は、第一項の水産業団体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、水産業団体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總會を招集しなければならない。この場合には、第二項から前項までの規定を準用する。
- 6 前項の規定は、第一條第三項、第五項及び第六項の規定の適用を妨げない。
- 第十三條 前條第一項の水産業団体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日の一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。
- 2 前項の理事又は清算人は、同項の總會において、水産業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

税は、これを課さない。

（財産承継の場合の登録税）

- 第十六條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から不動産又は船舶に關する権利を承継する場合においては、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）により算出した登録税の額がこの法律により算出した額より少ないときは、その額による。
- 2 前項の不動産又は船舶の價格は、水産業団体の賣渡直前の帳簿價格による。

（財産承継の場合の地方税）

- 第十七條 第十五條に規定する財産の移轉に關しては、地方公共団体は、地方税を課することができない。

（名称の変更）

- 第十八條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）施行の際現にその名称中に漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会という文字を用いているものは、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。
- 2 水産業協同組合法第三百三十一條の規定は、前項の期間内は、これを同項のものに適用しない。

（印紙税法の一部改正）

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

- 3 第一項の總會においては、資産処理委員会の委員を選挙しなければならない。
- 4 前項の委員の選挙は、無記名投票によつてこれを行う。
- 5 第三項の委員の定数は、五人から九人までとし、その少くとも四分の三は漁業会及び都道府縣水産業会にあつては水産業協同組合法第十八條第一項に規定する漁民、製造業会にあつては同法第九十四條に規定する水産加工業者でなければならない。
- 6 第一項の水産業団体の理事又は、清算人は水産業団体の財産の処分については、第二條第一項但書の場合を除き、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、資産処理委員会の意見が總會の議決に反する場合はこの限りでない。
- 7 資産処理委員会は、水産業団体の財産につき必要な調査をすることが出来る。

（財産の承継の場合の普通所得の計算）

- 第十四條 第五條第五項（第七條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により漁業会の財産のうち漁業協同組合に帰属した財産の價額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による普通所得の計算上、当該漁業協同組合の益金及び当該漁業会の損金にこれを算入しない。
- （財産承継の場合の有價証券移轉税）

- 第十五條 水産業協同組合が第五條、第七條又は第九條から第十一條までの規定により水産業団体から財産の分割若しくは資産の讓渡を受け、又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉

第十九條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

- 第四條第十二号中「製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会」を「漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改める。
- 第五條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

（登録税法の一部改正）

- 第二十條 登録税法の一部を次のように改正する。
- 第十九條第七号中「水産業団体」を「水産業協同組合」に、「水産業団体法」を「水産業協同組合法」に改める。

（法人税法の一部改正）

- 第二十一條 法人税法の一部を次のように改正する。
- 第九條第五項中「漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会、」の次に「漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、」を加える。

（地方税法の一部改正）

- 第二十二條 地方税法（昭和二十三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
- 第六十七條第二項第六号の次に次の一号を加える。
- 六ノ二 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

（農林中央金庫法の一部改正）

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

第二十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣出資水産業会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

第五條第一項中「中央水産業会、道府縣水産業会、製造業会、漁業会」を「漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改める。

(金融緊急措置令の一部改正)

第二十四條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(事業者団体法の一部改正)

第二十五條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「レ 水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」を「レ 旧水産業団体法(昭和十八年法律第四十七号)」に改め、「ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)」の次に「ナ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加える。

(関係法令改正の経過規定)

第二十六條 この法律施行の際現に存する水産業団体については、第十九條、第二十條、第二十三條及び第二十四條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

一 処分の目的たる資産の種類及び価格

一 処分を必要とする事由

一 契約に因る処分の場合には当該契約の相手方

○水産業協同組合法(本集法律第二百四十二号)

○印紙税法(明治三十一年三月十日法律第五十四号)

第四條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ證書一通毎ニ、帳簿ハ一册以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙税ヲ納ムヘシ

十二 農業協同組合連合会、産業組合聯合会、消費生活協同組合連合会、製造業会、道府縣水産業会、

中央水産業会、(中略)ノ發スル出資證券

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

六 農業協同組合、産業組合、消費生活協同組合、鹽業組合若ハ漁業会ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券

○登録税法(明治二十九年三月二十八日法律第二十七號)

第十九條 左ニ掲クルモノニハ登録税ヲ課サス(下)

七 (上略)水産業団体(中略)ニ付(中略)水産業団体法(中略)ニ基キテ爲ス登記

○法人税法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十八號)

第九條 (第五項)(上略)漁業会、製造業会、道府縣水産業会、中央水産業会、森林組合(中略)が取扱つた物の数量、價格その他

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

(罰則の経過規定)

第二十七條 この法律施行前(第一條第二項の水産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効前)にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後(同項の水産業団体については、同項の規定により効力を有する水産業団体法の失効後)でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

参照

○水産業団体の資産処分の制限に関する件

第一條 水産業団体は、漁業会にあつては都道府縣知事の、都道府縣水産業会、製造業会及び中央水産業会にあつては農林大臣の許可を受けなければ、その資産の処分をしてはならない。但し、通常の業務として行ふ処分は、その限りでない。

この省令施行前に水産業団体のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡又は代金の受領については、前項の規定を適用しない。

第一項の許可の申請は、左に掲げる事項を記載した書面を添附してこれをしなければならぬ。

他事業の分量に対して分配すべき金額は、これらの法人が第十八條乃至第二十二條の申告書に当該分配金額に関する申告の記載をなした場合においては、第一項の普通所得の計算上、これを損金に算入する。

○地方税法(昭和二十三年七月七日法律第七十号)

第六十七條 事業税の標準賦課率は、法人(特別法人を除く)の行ふ事業及び個人の行ふ第一種事業に対するものについては百分の七・五、特別法人の行ふ事業及び個人の行ふ第二種事業に対するものについては百分の五とする。

前項の特別法人とは、左に掲げる法人をいう。(下略)

○農林中央金庫法(大正十二年四月六日法律第四十二號)

第二條(第三項) 農業協同組合連合会、産業組合連合会及道府縣出資水産業会ハ、農林中央金庫ノ業務ヲ代理スルコトヲ得

第五條(第一項)(上略) 中央水産業会、道府縣水産業会、製造業会、漁業会、(中略)ノ外農林中央金庫ノ出資者タルコトヲ得ス

○金融緊急措置令(昭和二十二年二月十七日勅令第八十三號)

第八條 本令ニ於テ金融機關トハ郵便官署、銀行、信託會社、保險會社、熱心會社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、國民更生金庫、復興金融庫、地方農業會、漁業会及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ爲ス組合ヲ謂フ

○事業者団体法(昭和二十三年七月二十九日法律第九十一号)

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

第六條(第一項) この法律の規定は、左に掲げる団体に対して

は、これを適用しない。但し、第三條の規定は、この限りではない。

二 左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体

レ 水産業團體法(昭和十八年法律第四十七號)

ネ 消費生活共同組合法(昭和二十三年法律第二百号)

○郵政省設置法

(昭和二十三年十二月十五日)
法律第二百四十四号

郵政省設置法

目次

第一章 總則(第一條—第四條)

第二章 内部部局及び地方機關(第五條—第十六條)

第一節 内部部局(第五條—第十四條)

第二節 地方機關(第十五條—第十六條)

第三章 附屬機關(第十七條—第二十二條)

第四章 職員及び職(第二十三條—第三十條)

第五章 雜則(第三十一條—第三十二條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第三條に掲げる事業を合理的、能率的に経営するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用品、研究用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し、損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十二 郵政省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又

郵政省設置法

(設置)

第二條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、郵政省を設置する。

2 郵政省の長は、郵政大臣とする。

(郵政省の任務)

第三條 郵政省は、左に掲げる國の公共事業を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

一 郵便

二 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金

三 簡易生命保険及び郵便年金

2 郵政省は、前項の事業の外、前項の事業に附帶する業務、電氣通信省から委託された業務及び印紙の賣りさばきに関する業務並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務をつかさどる。

3 郵政省は、前二項の事業及び業務を行うにあたり、公共の利益に即して最高度の能率を發揮するように努めなければならない。

(郵政省の権限)

第四條 郵政省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 郵便の利用上必要な包装用品、封筒等を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 法令により委任された範囲において、外國郵便、外國郵便爲替及び外國郵便振替に関する取極を商議し、締結すること並びにその料金を減額し、又は増額すること。

十九 法令の定めるところに従い、簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。

二十 簡易生命保険の被保険者に対して必要な保健施設を、國會がこの目的のため議決した予算の範囲内で設置し、及び管理すること。

二十一 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十二 前各号に掲げるものの外、法令に基き郵政省に属させられた権限

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局

(内部部局)

第五條 郵政省に大臣官房及び左の各局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の区分により部を置く。

郵政省設置法

監察局

ができる。

第一部

(大臣官房の事務)

第二部

第六條 大臣官房においては、郵政省の所掌事務に関し左に掲げる事務をつかさどる。

第三部

郵務局

一 機密に関すること。

管理部

二 公印を制定し、及び管理すること。

業務部

三 公文書を授受し、発送し、編集し、及び保存すること。

輸送施設部

四 各部署の事務につき、総合調整をすること。

貯金局

五 法令案の審査その他法務に関すること。

管理部

六 部局の設置及び廃止に関すること。

會計部

七 国会との連絡に関すること。

簡易保険局

八 渉外事務に関すること。

管理部

九 報道に関すること。

業務部

十 前各号の事務に附帯すること。

財務部

十一 他の各部署の所掌に属しない事務に関すること。

数理部

(監察局の事務)

人事局

第七條 監察局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

経理局

一 郵政省の所掌事務に関する犯罪、非違及び事故(軽微なものを除く。)を調査し、及び処理すること。

資材局

二 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

建築局

三 郵政省の所掌事務の考査をし、及び調査をすること。

2

四 郵政省の所掌事務に関する世論を収集し、及び調査し、又は

前項の部の所掌事務は、政令で定める。

第一項の部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くこと

3

公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

五 行政管理廳の行う郵政省に対する行政監察に関する連絡事務を処理すること。

六 第一号、第三号及び第四号に掲げる事務に関する法令を立案し、及び実施すること。

七 監察局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

九 所部の職員を訓練すること。

十 監察局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

十一 監察局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十二 前各号に掲げるものの外、監察に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十三 前各号の事務に附帯すること。

(郵務局の事務)

第八條 郵務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便に関する法令を立案し、及び実施すること。

三 郵便に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四 郵便に関する國際會議及び万国郵便連合に関すること。

五 郵便局を設置し、又は廃止すること。

(貯金局の事務)

第九條 貯金局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金並びに年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務(以下爲替貯金と總稱する。)の運営計画を作成し、及び実施すること。

二 郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して廣告業務を行うこと。

十三 電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)第六條の規定により郵政省に委託された業務を処理すること。

十四 前各号に掲げるものの外、郵便に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十五 前各号の事務に附帯すること。

- 二 爲替貯金に関する法令を立案し、及び実施すること。
- 三 爲替貯金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 四 郵便爲替及び郵便振替貯金に関する國際會議及び万国郵便連合に関する事。
- 五 地方貯金局を設置し、又は廃止すること。
- 六 郵便局における爲替貯金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 七 爲替貯金に関する受拂金の総括計算をすること。
- 八 郵便貯金及び郵便振替貯金の原簿に関する事。
- 九 郵便貯金切手を発行し、及び賣りさばくこと。
- 十 郵便局において受拂する現金の取扱方法を定めること。
- 十一 郵便貯金の奨励をすること。
- 十二 爲替貯金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け（監察局所掌のものを除く）、並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。
- 十三 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 十四 所部の職員を訓練すること。
- 十五 爲替貯金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
- 十六 爲替貯金に関する周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。

- 十七 前各号に掲げるものの外、爲替貯金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
 - 十八 前各号の事務に附帯すること。
- (簡易保険局の事務)
- 第十條 簡易保険局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
- 一 簡易生命保険及び郵便年金(以下保険年金という。)の運営計画を作成し、及びこれを実施すること。
 - 二 保険年金に関する法令を立案し、及び実施すること。
 - 三 簡易生命保険及郵便年金特別会計(以下保険年金特別会計という。)の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
 - 四 保険年金に関する業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
 - 五 地方簡易保険局を設置し、又は廃止すること。
 - 六 郵便局における保険年金に関する窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
 - 七 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
 - 八 所部の職員を訓練すること。
 - 九 保険年金に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く事業計画を実施すること。
 - 十 保険年金特別会計の決算をすること。
 - 十一 保険年金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

- 十二 保険年金特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
- 十三 保険年金特別会計制度に関する研究をすること。
- 十四 保険年金特別会計の原簿計算をすること。
- 十五 保険年金に関する受拂金の総括計算をすること。
- 十六 保険年金の原簿に関する事。
- 十七 保険年金の奨励をすること。
- 十八 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。
- 十九 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数値に関する事務を処理すること。
- 二十 被保険者に対する保健施設を設置し、及び管理すること。
- 二十一 保険年金の取扱上発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受け(監察局所掌のものを除く)並びに欠損金の補てんに関する処理をすること。
- 二十二 保険年金の周知を行い、並びに業務施設及び業務用品を利用して廣告業務を行うこと。
- 二十三 簡易生命保険郵便年金事業審議会及び簡易生命保険郵便年金審査会に関する事務を処理すること。
- 二十四 前各号に掲げるものの外、保険年金に関し、郵政省の権限として法令の定める事項を処理すること。
- 二十五 前各号の事務に附帯すること。

(人事局の事務)

第十一條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員に関する左の事務を処理すること。
 - (一) 職階及び任免に関する事。
 - (二) 給与、勤務時間その他勤務の條件に関する事。
 - (三) 服務規律、分限及び懲戒に関する事。
 - (四) 勤務成績の評定及び記録に関する事。
 - (五) 人事記録の作成及び保管に関する事。
 - (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関する事。
 - (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関する事。
 - (八) 職員の苦情の処理に関する事。
- 二 職業の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
- 三 職員の定員に関する事。
- 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 六 職員の訓練に関し、取りまとめをすること。
- 七 郵政省共済組合に関する法令の執行に関する事務を処理すること。
- 八 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。
- 九 所部の職員を訓練すること。
- 十 人事局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

十一 前各号に掲げるものの外、人事に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で特に他の局の所掌とされない事項を処理すること。

十二 前各号の事務に附帯すること。

(経理局の事務)

第十二條 経理局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の準備した予算案の取りまとめをすること。

二 各部署の事業又は業務計画案に基づく予算の実行計画を作成し、及び実施すること。

三 郵政事業特別会計の会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

四 郵政事業特別会計の一切の決算をすること。

五 郵政事業特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

六 郵政事業特別会計の収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

七 郵政事業特別会計制度に関する研究をすること。

八 郵政事業特別会計の原簿計算をすること。

九 資金を統制し、管理し、及び調達をすること。

十 契約手続を定めること。

十一 各部署の契約等の計画の取りまとめをすること。

十二 支拂計画を設定し、及びこれを各部署に通知すること。

十二 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その餘

割当に関すること。

二 資材局の所掌事務の事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

三 資材及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

四 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

五 不用となつた資材及び物品を処分すること。

六 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

七 所部の職員を訓練すること。

八 資材局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

九 前各号に掲げるものの外、資材及び物品に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。

十 前各号の事務に附帯すること。

(建築局の事務)

第十四條 建築局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の要求する土地、建物、工作物及び船舶並びにその附帯設備(以下不動産という。)の工事を設計し、及び施行すること。

二 各部署の要求により、不動産を取得し、及び処分すること。

三 国有財産及び借入不動産の保存に関すること。

四 不動産に関する工事の契約をすること。

財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して、会計監査をすること並びに郵政省の総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。

十四 小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十五 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに郵政省の所掌事務の統計に関する基本計画を作成すること。

十六 郵政省の所掌事務の統計を保存すること。

十七 郵便、郵便爲替及び郵便振替貯金の原簿計算をし、及び料金 の合理化の研究をすること。

十八 固定資産の記録を保存すること。

十九 廣告業務に関する手続の基本を定めること。

二十 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

二十一 所部の職員を訓練すること。

二十二 経理局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

二十三 前各号に掲げるものの外、会計、財務及び統計に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の部署の所掌とされない事項を処理すること。

二十四 前各号の事務に附帯すること。

(資材局の事務)

第十三條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 各部署の要求する資材及び物品の需要計画の取りまとめ及び

五 所部の職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。

六 所部の職員を訓練すること。

七 建築局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

八 前各号に掲げるものの外、建築に関し、郵政省の権限として法令の定める事項で、特に他の各局の所掌とされない事項を処理すること。

九 前各号の事務に附帯すること。

第二節 地方機関

(地方機関)

第十五條 郵政省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。

地方郵政監察局

地方郵政局

地方貯金局

地方簡易保険局

郵便局

2 地方郵政監察局は第七條に掲げる事務の一部を分掌し、地方郵政局は第八條から第十條までに掲げる事務の一部を分掌し、地方貯金局は第九條に掲げる事務の一部を分掌し、地方簡易保険局は第十條に掲げる事務の一部を分掌する。

3 郵便局は、地方郵政局の事務のうち、現業事務を行う。

4 第一項の地方機関は、前二項に掲げる事務の外、その事務に関

連する範囲において、第六條及び第十一條から第十四條までに掲げる事務の一部を分掌する。

第十六條 地方郵政監察局及び地方郵政局は、それぞれ東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

2 地方郵政監察局に、左の部を置く。

- 第一部
- 第二部
- 第三部

3 地方郵政局に、左の部を置く。

- 郵務部
- 貯金部
- 保険部
- 人事部
- 経理部
- 資材部
- 建築部

4 地方郵政監察局及び地方郵政局の名称、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定め、内部組織の細目は、郵政大臣が定める。

5 郵政大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 地方郵政監察局及び地方郵政局以外の各地方機関並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織

る通りとする。

種	類	目	的
郵政審議会		第三條に掲げる事業の健全且つ能率な運営を図るため、その事業に関する事項(簡易生命保険郵便貯金事業審議会)を調査審議すること。	簡易生命保険郵便貯金事業審議会
簡易生命保険郵便貯金事業審議会		簡易生命保険郵便貯金の運用その他郵便年金の経営に關する事項を調査審議すること。	簡易生命保険郵便貯金事業審議会
簡易生命保険郵便年金審査会		簡易生命保険郵便年金受取人、年金返還約金受取人が簡易生命保険又は郵便年金の契約上、権利義務に關する事項に紛争を生じた場合、その紛争を公平な審査をし、及び裁決をすること。	簡易生命保険郵便年金審査会
郵政省共済組合審査会		郵政省共済組合の給付に關する決定又は掛金の徴収に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争を公平な審査をし、及び裁決をすること。	郵政省共済組合審査会
郵政省共済組合運営審議会		郵政省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。	郵政省共済組合運営審議会

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第四章 職員及び職

(職員)

第二十三條 郵政省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(理事)

郵政省設置法

は、郵政大臣が定める。

第三章 附属機関

(附属機関)

第十七條 第二十二條に規定するものの外、郵政省に置かれる附属機関は、左の通りとする。

- 博物館
- 病院、診療所及び療養所
- 職員訓練所
- (博物館)

第十八條 博物館は、郵政に關する文化の啓発及び普及を図るための機関とする。

(病院等)

第十九條 病院、診療所及び療養所は、郵政省の職員及びその家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)

第二十條 職員訓練所は、郵政省の職員の訓練を行うための機関とする。

(名称等)

第二十一條 第十七條に掲げる附属機関の名称、位置及び内部組織は、郵政省令で定める。

(その他の附属機関)

第二十二條 左の表の上欄に掲げる機関は、郵政省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載す

第二十四條 郵政省に理事四人を置く。

2 監察局、郵務局、貯金局及び簡易保険局の長は、理事をもつて充てる。

(郵局の長)

第二十五條 官房及び第五條に掲げる部には、官房長及び部長を置く。

2 第十五條に掲げる地方機関及びその内部部局には、それぞれ長一人を置く。

3 第十七條に掲げる附属機関には、それぞれ長一人を置く。

4 前三項に掲げる部局の長は、上官の命を受け、それぞれ部局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮統督する。

5 経理局及び人事局には、次長を置く。

6 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長不在の場合その職務を代行する。

(郵政監察官)

第二十六條 郵政業務の監察を行わせるため、郵政省に郵政監察官七百人以内を置く。

2 郵政監察官は、郵政業務の運行に關するすべての事項の調査にあたり、その実情及び改善すべき事項についての意見を郵政大臣に提出し、並びに犯罪の嫌疑があるときは、捜査し、その内容を郵政大臣に報告し、及び必要がある場合には、犯罪の訴追に協力することについて、郵政大臣から特命を受けたものとする。

3 郵政監察官は、郵政省の職員の中から、郵政大臣が命じ、その

郵政省設置法

指定する地において勤務しなければならない。

第二十七條 郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に規定する司法警察員の職務を行う。

2 郵政監察官は、被疑者の逮捕を必要とする場合は、警察官又は警察吏員である司法警察職員に、これを逮捕させなければならない。

3 警察官又は警察吏員である司法警察職員は、前項により逮捕した被疑者を、郵政監察官に引致しなければならない。

4 郵政監察官は、前項の被疑者を受け取つた場合又は自ら現行犯人を逮捕した場合において、留置の必要があると思料するときは、これを最寄りの警察署に留置することができる。

第二十八條 郵政監察官は、職務を行うにあつては、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

(定員)

第二十九條 郵政省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の出張)

第三十條 郵政省の職員の出張については、監察又は会計監査のための場合を除く外、特に郵政大臣の事前の承認がなければならない。

第五章 雑則

(権限の委任)

ろにより、第七條及び前條の規定にかかわらず、別段の定めをすることができらる。

○電氣通信省設置法

第六條 (本集法律第二百四十五号)

○電氣通信省設置法

(昭和二十三年十二月十五日)
法律第二百四十五号

法律第二百四十五号

電氣通信省設置法

目次

第一章 総則(第一條―第六條)

第二章 内部部局及び地方機関(第七條―第二十八條)

第二節 内部部局(第七條―第二十五條)

第二節 地方機関(第二十六條―第二十八條)

第三章 外局(第二十九條―第四十四條)

第一節 電波廳(第三十條―第三十八條)

第二節 航空保安廳(第三十九條―第四十四條)

第四章 附屬機関(第四十五條―第五十一條)

第五章 職員(第五十二條―第五十三條)

第六章 雜則(第五十四條―第五十六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

電氣通信省設置法

第三十一條 郵政大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、局、地方機関及び附屬機関に委任することができる。

(組織の細目)

第三十二條 郵政省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により郵政大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

参照

○國家行政組織法

(昭和二十三年七月十日)
法律第百二十号

(行政機関の設置、廃止、所掌事務等)

第三條(第二項) 行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会及び廳とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

(内部部局及び機関)

第七條(第一項) 府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官房

局

課

(現業の行政機関に関する特例)

第二十一條 現業の行政機関については、特に法律の定めるところによる。

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に経営し、且つ、所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に関して、左の定義に従うものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事実を伝え、又は受ける一切の手段を設置し、運用し、及び保存すること。

二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の装置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)

三 局外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信装置及び設備(在庫品を除く。)

四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため装置すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備。

五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、経営及び運用に関する電氣通信省の一切の機能。

六 私設設備 私設の電話交換装置、電信又は電話の端末装置、模写電信装置、無線局(送信及び受信を含む)その他電氣通信設備であつて電氣通信省が所有するものでないもの又は直接に運

用しないもの。

七 増設電話交換系 同一建物内の数個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の数個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電氣通信業務の用に供される私有又は電氣通信省所有の交換設備及び電氣通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の団体が共通の事業又は活動をするために設備されるものとし、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含まず、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電氣通信省が特別の契約したものは、この限りではない。

八 電氣通信系 個々の装置を一体的に組み合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合わせ。特定の用例をしない限り電氣通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電時通信省以外のいかなる個人又は機関も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて通話料を徴収して当事者以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

益をもたらすようにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に最高度の能率を発揮するように努めなければならない。

(電氣通信省の権限)

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

- 一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
- 二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。
- 三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。
- 四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。
- 五 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところに従い、職員の任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。
- 六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員との給與、勤務時間その他勤務の條件を定めること。
- 七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。
- 九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舍を設置し、

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波数毎秒一万余サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式裸線搬送設備を除く。)及びこれに妨害を與えるおそれのある電波を放射する設備。

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設。

十四 周波数 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から発生する電波又は電流の周波数。

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む。)及びこれに附属するもの。

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、電氣通信省を設置する。

2 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

(電氣通信省の任務)

第四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む。)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機関とする。

一 電氣通信事業

二 電波管理業務

三 航空保安業務

2 電氣通信省は、前項の業務の外、有線私設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる。

3 電氣通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利

及び管理すること。

十 所掌事務の監督を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に関し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

十二 電氣通信省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 電氣通信取扱局(分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ。)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊頼信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に関する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用

に供する私設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買収すること並びに電氣通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他の機関又は会社と國際電氣通信業務に関し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に関する報告及び会計の方法を定めること。

二十三 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に対する申請を許可すること。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行うべきものとする。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範囲において、電波の管理に関する

る國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波廳の規則又は日本を拘束する電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波廳が十分に認める得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に屬させられた権限

(事務の委託)

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に屬する事務の一

建築部

施設総務室

(事務部門)

人事局

経理局

電氣通信研究所

2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3 第一項の研究所には、方式実用化部、器材実用化部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(特別な職)

第八條 電氣通信省に総務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3 理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各部局を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4 研究所長は、総務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その

部を郵便局に行わせることが経済的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電氣通信省は、委託した事務の範囲において、郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機関

第一節 内部部局

(内部部局)

第七條 電氣通信省(外局を除く。)に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、総務長官官房、部、総務室及び研究所を置く。

総務長官官房

(業務部門)

周知調査局

計画局

営業局

運用局

國際通信部

業務総務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

職員に服務についてこれを指揮統督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を授受し、及び發送すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 法令案の審査その他法務に關すること。
- 六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに關すること。
- 七 部局の設置及び廢止に關すること。
- 八 國會との連絡に關すること。
- 九 渉外事務に關すること。
- 十 監察を行うこと(総務長官官房において行うものを除く)。
- 十一 報道に關すること。
- 十二 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(総務長官官房の事務)

第十條 総務長官官房においては、総務長官の職責に屬する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 総合調整をすること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。
- 四 法令案の審査その他法務に關すること。

法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(計画局の事務)

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前條第五号に掲げる調査及び関係部局の報告に基き、通信の通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接関係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に關する計画については、施設部門の各部局の所掌に屬する事項を除く。
- 二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。
- 三 施設を最も能率的且つ経済的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。
- 四 業務標準及び取扱方法と施設の條件とが相互に適應するよう研究すること。
- 五 電信法(明治三十三年法律第五十九号)第三條及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。
- 六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備

五 監察を行うこと。

六 職員に訓練の基本的計画に關すること。

七 経営分析に關すること。

八 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(周知調査局の事務)

第十一條 周知調査局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆関係の計画を設定し、及び実施すること。
- 二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に關すること。
- 三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。
- 四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに電信電話の特殊の需要に關し、調査し、交渉し、及び契約すること。
- 五 電氣通信業務に關し、現在及び將來の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。
- 六 電氣通信業務に關する料率及び料金を定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること(國際通信部の所掌に屬するものを除く)。
- 七 一切の料率及び料金に關する情報を発表し、及び周知させること。

第十二條 有線私設設備(搬送設備を含む)に關する業務上の條件、方

基準を定め、その実施計画を立て、関係部局に送付すること

(施設部門の各部局の所掌に屬するものを除く)。

七 業務部門の各部局の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

八 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(営業局の事務)

第十三條 営業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に關すること。
- 二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆関係の計画を実施すること。
- 三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。
- 四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廢止並びにその取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。
- 五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。
- 六 電信区画を設定すること。
- 七 電信電話に關する料金を徴收すること。
- 八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばく

こと並びに特殊頼信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。

九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、営業上、郵便局を指揮監督すること。

十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の営業上の事項に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(運用局の事務)

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信設備を運用し、及び通信をそ通すること。

二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信のそ通を監督すること。

三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國內電氣通信設備、全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。

五 業務部門の各部署の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。

六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、前号の各部署と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

七 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

の機関又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機關用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

八 關係部局と協議し、又はその要求に基づき、國際電氣通信に關する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

九 國際電氣通信連合との連絡に關すること及び電氣通信業務に關する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他対公衆關係の計画に關し、周知調査局に必要な援助を與えること。

十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の新設、擴張、撤去、取替及び轉用に關する關係部局の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。

二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術規準、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術規準を定め、並びに電氣通信研究

と。

八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、対公衆關係の計画を実施すること。

九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 關係部局の用に供するため、所掌事務に關する記録、統計及び資料を作成し、分析し及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信部の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に關し、運用局及び計画局に連絡すること。

二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱條件を定めること。

三 政府機關、個人又は会社その他の團體の専用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。

四 國際電氣通信業務に關する料率及び料金を定め、これに關する資料を周知調査局に送付すること。

五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他

所の草案に基づき、機器、物品、素材及び裝置の仕様を定めること。

三 第一号の工事計画に基いて物資の所要總量を算定し、資材局に送付すること。

四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に關する要求を作成し、それぞれの所管部局に送付すること。

五 電氣通信建物物の建設及び大修繕の計画を設定すること。

六 施設部門の各部署の予算案及び業務部門の關係部局の建設勘定に属する予算案を取りまとめ、經理局に送付すること。

七 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、前号の各部署と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、經理局に送付すること。

八 事業計画の変更に伴い、又は經理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、經理局に送付すること。

九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。

十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。

十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約條件と照合して検査すること。

十二 陸線、管路、有線回路、無線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機関、個人又は会社その他の団体と共同に使用することに關し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、装置及び保存の規程を設定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五 有線私設設備(搬送設備を含む。)に關する技術上の條件、方法及び手續を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

十六 電氣通信技術に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に屬するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に關し、外國の政府その他の機關又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の基準、工事計画、資材の取りまとめ、設計等に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建設局の事務)

第十七條 建設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を準備し、建設し、及び装置し、並びに施設局が指定する取替工事をする事(第十八條第三号に掲げるものを除く。)

二 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を建設し、及び装置すること。

三 前二号の工事に使用する機器、物品及び素材を受け取り、及び保管すること。

四 電氣通信設備の建設に關する請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した工事を検査し、及び引渡を受けること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を建設すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建設に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(保全局の事務)

第十八條 保全局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の取替に關する要求案並びに保存に關する長期及び年度の工事計画を作成し、施設局に送付すること。

二 第十六條第一号の工事計画に従い、電氣通信設備を保存し、取り替え(施設局及び建設局の所掌に屬するものを除く。)整理し、及び修理すること。

三 建設局で行うより經濟的且つ能率的な場合は、電氣通信設備を建設すること及び私設設備を電氣通信系に接続すること。

四 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する電氣通信設備を保存すること。

五 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を保存すること。

六 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、對公衆關係の計画を実施すること。

七 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の保存に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(資材局の事務)

第十九條 資材局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局及び個人又は会社その他の団体の要求する機器、物品及び素材の需要計画を取りまとめ、及びその割当をすること。

二 關係部局の要求する機器、物品及び素材を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

三 倉庫を設置し、廃止し、及び管理すること。

四 關係部局と協議の結果不用と認められた機器、物品及び素材を処分すること。

五 事務用品の改良について調査し、及び考案すること。

六 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の運用及び設備の建

設、保守に必要な機器、物品及び素材に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(建築部の事務)

第二十條 建築部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の要求する土地、建物及び工作物並びにその附帶設備(以下不動産という。)の工事を設計し、及び施工すること。

二 關係部局の要求により、不動産を買収し、借り入れ、及び寄附を受領し、並びに經理局を通じて交換し、及び処分すること。

三 不動産に關する工事の請負契約を締結し、工事を監督し、その完了した請負工事を検査し、及び引渡を受けること。

四 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の建築に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(総務室の事務)

第二十一條 業務總務室においては業務部門の各部局の所掌に屬する事項に關し、施設總務室においては施設部門の各部局の所掌に屬する事項に關し、それぞれ左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 各部局の要求に基き、職員訓練計画を設定し、及び実施すること。

三 各部局の提出する職員の給與、身分等に關する意見及び資料を取りまとめ、人事局に送付すること。

四 各部局の定員に關すること。

五 各部局の作成した職員の需要及び採用に關する計画案を取り

- まとめ、人事局に送付すること。
- 六 各部署の要求に基いて、職員の仕事、寄宿舎その他厚生施設の設置の計画案を作成し、人事局に送付すること。
- 七 各部署の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
- 八 業務部門各部署の業務の運用に必要な機器、物品、素材等に関する要求案を取りまとめ、資材局に送付すること。
- 九 所掌事務に関する法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。
- 十 所掌事務に関する基準、標準実施方法及び取扱手続を作成すること。
- 十一 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の実地検査を行うこと。
- 十二 所掌事務の遂行に必要な予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。
- 十三 所掌事務の遂行に必要な機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

(人事局の事務)

- 第二十二條 人事局においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 職員に関する左の事務を処理すること。
 - (一) 職階及び任免に関すること。
 - (二) 給与、勤務時間その他勤務の条件に関すること。
 - (三) 服務規律、分限及び懲戒に関すること。

- 十二 職員の職階、能率、勤務条件等に関する調査をし、及び統計を作成すること。
- 十三 前各号に掲げるものの外、人事に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(経理局の事務)

- 第二十三條 経理局においては、電氣通信事業特別会計に関し、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 関係部署の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
 - 二 関係部署の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して総務長官に上申すること。
 - 三 前号の実行計画案が決定した場合は、これを関係部署に通報すること。
 - 四 決定された実行予算の実施を監視すること。
 - 五 財政、金融、経済事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部署に必要な勧告をすること。
 - 六 会計に関する一切の決算をすること。
 - 七 収入及び支出の調定及び出納をすること。
 - 八 収入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。
 - 九 会計制度の研究をすること。
 - 十 会計及び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
 - 十一 原簿計算に関すること。

電氣通信省設置法

- (四) 勤務成績の評定及び記録に関すること。
- (五) 人事記録の作成及び保管に関すること。
- (六) 公務傷病に対する補償及び恩給に関すること。
- (七) 職員の結成する組合その他の団体との交渉並びにこれらの団体に関すること。
- (八) 職員の苦情の処理に関すること。
- 二 職員の需要及び採用に関する計画案の取りまとめをすること。
- 三 職員の定員に関すること。
- 四 職員の厚生及び保健に関する事務を処理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。
- 五 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
- 六 関係部署の要求に基き、訓練施設を設置し、及び管理すること。
- 七 電氣通信省共済組合に関する法令の執行に関すること。
- 八 所部の職員を訓練すること。
- 九 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。
- 十 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。
- 十一 職員の訓練に關し、各部署に対し必要な勧告をすること。

- 十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。
- 十三 契約手続を定めること。
- 十四 各部署の契約等の計画を取りまとめること。
- 十五 支拂計画を設定し、及び関係部署に通知すること。
- 十六 軍票の受拂処理をすること。
- 十七 契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に対する会計監査をすること並びに総原簿又は補助簿への仕訳記入の確認をすること。
- 十八 小切手及び國庫金振替の認証をすること。
- 十九 会計及び財務に関する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に関する統計の基本計画を設定すること。
- 二十 電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。
- 二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。
- 二十二 所部の職員を訓練すること。
- 二十三 前各号に掲げるものの外、財務、会計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(電氣通信研究所の事務)

- 第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - (方式実用化部)
 - 一 電氣通信方式(装置を含む。以下本條中同じ。)の実用化(研

究を要する改良を含む。以下本條中同じ。）及び現場試験を行うこと。

二 前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要な実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。

三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。

四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験装置の実用化を行うこと。

五 電氣通信方式に関し、その製造業者に必要な技術的資料及び助言を與えること。

六 第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。

七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

(器材実用化部)

八 電氣通信用器材に関し、第一号から第七号までに掲げる事務に相当する事務を行うこと。

(基礎研究部)

九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の発達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに関連する科学諸分野において行うこと。

十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつばら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

二十 電氣通信技術の調査及び研究に関する國際的委員会、聯合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

二十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(各部局の共通事務)

第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各々その所掌事務の範囲において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

二 予算に関する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

三 統計及び資料を収集し、及び分析すること。

四 職員 の 給與、身分等に関する意見を提出すること。

五 職員 の 需要及び採用に関する計画案を作成すること。

六 職員 の 定員に関すること。

七 職員 の 指揮統督に関する事務を処理すること。

八 職員 の 訓練に関する計画案を作成すること。

九 職員 の 住宅、寄宿舎その他の厚生施設の設置の要求案を作成すること。

電氣通信省設置法

十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

(特許出版部)

十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に関する特許権及び実用新案権の取得、実施及び調査に関すること。

十二 研究所の運営に必要な図書、出版及び周知に関すること。

(試作部)

十三 試作設備を設置し、並びに実用化及び基礎的研究に必要な試作業を行うこと。

(事務部)

十四 研究所の所掌事務に関する機密に関すること。

十五 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十六 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十七 研究所の事務遂行にもつばら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。

十八 研究所の管理に属する土地、建物及びこれに附帯した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。

十 機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。

十一 事務処理の基準、標準実施方法及び取扱手続を定めるところ。

十二 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の实地検査を行うこと。

第二節 地方機関

(地方機関)

第二十六條 電氣通信省に、國家行政組織法第二十一條の規定に基き、左の地方機関を置く。

地方電氣通信局

地方電氣通信部

地方電氣通信管理所

地方電氣通信取扱局

2 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局(電氣通信研究所を除く)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。

3 地方機関(地方電氣通信取扱局を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員 の 服務につきこれを指揮統督する。

第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。

- 2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。
- 3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。
- 4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。

第三章 外局

(外局)

第二十九條 國家行政組織法第三條第三項の規定に基づいて、電氣通信省に置かれる外局は、左の通りとする。

電波廳

航空保安廳

第一節 電波廳

(電波廳の任務及び長)

第三十條 電波廳は、無線に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令の定めるところに従い、電波が公衆の利益、利便又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用されることを確保することを任務とする。

2 電波廳の長は、電波監理長官とする。

(内部部局)

- 十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する團體との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を処理すること。
- 十二 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。
- 十三 予算及び成立予算の實行計画を取りまとめ、並びに実行予算の實施を監視すること。
- 十四 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。
- 十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。
- 十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 十七 國有財産を管理すること。
- 十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第三十三條 法規經濟部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 技術基準、運用及び設備の基準、通信士の資格、運用方法、周波数の割当、無線周波施設及び回線の許可、呼出符号の指定等電波の管理に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範囲内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨

電氣通信省設置法

第三十一條 電波廳に、長官官房及び左の四部を置く。

法規經濟部

施設監督部

技術部

監視部

(長官官房の事務)

第三十二條 長官官房においては、電波廳の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 公印を制定し、及び管理すること。
- 三 公文書を編集し、及び保存すること。
- 四 総合調整をすること。
- 五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む。)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめ電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従い許可書等を作成すること。
- 六 分課に關すること。
- 七 監察を行うこと。
- 八 報道に關すること。
- 九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。
- 十 職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

げるものではない。

二 電波廳の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。

三 第一号に掲げる範囲において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。

四 無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。

五 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む。)並びに許可された無線周波施設について法律的、經濟的及び社会的な審査を行うこと。

六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、經濟的及び社会的な審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を処理すること。

(施設監督部の事務)

第三十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 無線周波施設の許可(無線周波設備の建設許可を含む。)について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。
- 二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。
- 三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設

設の運用に関する条件を定めること。

四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い無線周波施設の許可、廢止等に関し、國際周波數登錄委員會に對し通告その他の連絡をすること。

五 無線周波施設の規律及び監督に関すること。

六 無線電信法第六條の規定に基き、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び運用部面の事務を処理すること。

(技術部の事務)

第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波廳の所掌事務を遂行するに必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、これを部外の研究機關に委託すること。

二 前條第三号の規定による指定のために、周波數を選定すること。

三 周波數標準値を定め、標準電波を發射し、及び標準時を放送すること。

四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

五 電波の傳はん狀況を予報し、及び電波傳はんの異常に関して警報を發すること。

北陸電波管	金沢市	石川縣	福井縣	富山縣
近畿電波管	大阪市	大阪府	京都府	兵庫縣
中國電波管	廣島市	廣島縣	和歌山縣	奈良縣
四國電波管	松山市	山口縣	鳥取縣	岡山縣
九州電波管	熊本市	愛媛縣	徳島縣	香川縣
東海電波管	仙台市	熊本縣	長崎縣	福岡縣
東北電波管	仙台市	宮城縣	宮崎縣	大分縣
北海道電波管	札幌市	山形縣	福島縣	鹿兒島縣
北海道電波管	札幌市	北海道	秋田縣	岩手縣
			青森縣	青森縣

3 地方電波管理局は、電波廳の事務の一部を分掌するものとし、その範圍は政令で定める。

4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。

5 電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範圍及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

(電波廳の権限)

第三十八條 電波廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。

2 電波監理長官は、電波廳の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが経済的であると認めるときは、電氣通信

六 電波の規律、標準電波の發射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

(監視部の事務)

第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。

二 電波を監視し、及び規正すること。

三 不法に施設された無線周波施設を探査すること。

四 電波に関する國際的及び地域的な條約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、國際電波監視機關との連絡及び資料の交換を行うこと。

五 無線用水晶片及び周波數測定器具を較正すること。

(地方支分部局)

第三十七條 電波廳の地方支分部局として、地方電波管理局を置く。

2 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄	区 域
関東電波管	東京都	東京都	神奈川縣
信越電波管	長野市	長野縣	茨城縣
東海電波管	名古屋市	長野縣	新潟縣
東海電波管	名古屋市	愛知縣	三重縣
			静岡縣
			岐阜縣

大臣の承認を経て、これを委託することができる。

第二節 航空保安廳

(航空保安廳の任務及び長)

第三十九條 航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。

2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。

(内部部局)

第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。

事務部

技術部

(事務部の事務)

第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

五 分課に関すること。

六 監察を行うこと。

七 調査及び統計に関すること(技術部の所掌に属するものを除く)。

八 法令、規程及び規約を立案すること。

九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十 職員に関し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記

- 録等の身分及び給與に關すること並びに職員に結成する団体との交渉及び職員に苦情の処理等に關する事項を処理すること。
- 十一 職員に厚生及び保健並びに宿舎に關すること。
- 十二 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を処理すること。
- 十三 機器、物品及び素材を調達すること。
- 十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。
- 十五 國有財産を管理すること。
- 十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に屬しない事務に關すること。

(技術部の事務)

- 第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
 - 二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
 - 三 航空保安施設の運用に關する手続を定め、及び実施すること。
 - 四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
 - 五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。
 - 六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。

- 七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に關する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
 - 八 航空保安施設の建設、保安及び運用に關する技術標準を定めること。
 - 九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。
 - 十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。
 - 十一 所部の職員に關すること。
- (航空保安廳の機関)
- 第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機関を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名称	目的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること。(航空標識所の所掌に屬するものを除く。)
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

- 2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
- 3 電氣通信大臣は、第一項の機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、電氣通信大臣が定める。

(航空保安廳の権限)

- 第四十四條 航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十三号に掲げる権限を行使することができる。

第四章 附屬機関

(附屬機関)

- 第四十五條 第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附屬機関は、左の通りとする。

- 電氣通信審議會
- 病院、診療所及び療養所
- 職員訓練所
- 電波観測所

(電氣通信審議會)

- 第四十六條 電氣通信審議會(以下審議會という。)は第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機関とする。
- 2 審議會は、第四條に掲げる業務に關し、電氣通信大臣の諮問する事項(電波規正審議會に諮問する事項を除く。)を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。
- 3 審議會は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に關する重要事項について關係大臣に建議することができる。
- 4 審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

(病院等)

- 第四十七條 病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びそ

の家族の健康を保持するための機関とする。

(職員訓練所)

- 第四十八條 職員訓練所は、電氣通信省の職員に訓練を行うための機関とする。

(電波観測所)

- 第四十九條 電波観測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳ぱんの観測を行うための機関とする。

(名称等)

- 第五十條 第四十五條に掲げる附屬機関(電氣通信審議會を除く。)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

(その他の附屬機関)

- 第五十一條 左の表の上欄に掲げる機関は、電氣通信省の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
電氣通信省共済組合審査會	電氣通信省共済組合の給付に關する決定又は掛金の徴収に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合運営審議會	電氣通信省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。
電波規正審議會	電波の規正技術に關する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議會	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格檢定審議會	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格檢定に關し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

第五章 職員

(職員)

第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則

(権限の委任)

第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める権限で細目の事項に関するものを、職務規程を定めて、内部部局、地方機関及び附屬機関並びに電波廳(地方支分部局を含む。)及び航空保安廳に委任することができる。

(組織の細目)

第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

附則

この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

参照

○國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日) (法律第二十号)

第三條(第二項) (本集法律第二百四十四号参照に掲載)

同條(第三項) 委員会及び廳は、總理府、法務府又は各省の外局として置かれるものとする。

第七條(第一項) (本集法律第二百四十四号参照に掲載)

第二十一條 (同右)

○電信法 (明治三十三年三月十四日) (法律第五十九号)

第三條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ依リ施設シタル

電信又ハ電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシ

ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シ

テ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

○無線電信法 (大正四年六月二十一日) (法律第二十六号)

第六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ私設ノ無線電信又ハ無

線電話ヲ公衆通信又ハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコ

トヲ得

前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ吏員ヲ派遣シ

テ其ノ取扱ヲ爲サシムルコトヲ得

○財閥同族支配力排除法の一部を改正する

法律 (昭和二十三年十二月十六日) (法律第二百四十六号)

法律第二百四十六号

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第七條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改める。

第八條第五項を削る。

第九條第二項中「財閥関係役員審査委員会が、」及び「決定したも

のについて、」を削る。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「第六

條第三項」を「第六條第二項」に改める。

「第四章 財閥関係役員審査委員会」を「第四章 審査」に改める。

第十一條から第十三條まで 削除

第十四條中「財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して」を「関係者をして」に改める。

第十五條 削除

第十六條中「前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間内(第八條第一項による申請については二日以内)に申請の」を「第

六條第一項、第七條第一項、第八條第一項から第四項まで、第九條

財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

第三項又は第十條第一項の規定による申請を受理したときは、速かにこれを審査し、」に改める。

第十七條から第二十二條まで 削除

第二十四條から第二十七條まで 削除

第二十八條中「前條の規定による再審査の報告を受けたときは一

週間以内」を「第二十三條の規定による再審査の申請を受理したと

きは、速かにこれを審査し」に改める。

第二十九條 削除

第三十條中「第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第

二項及び第三項、第二十條ない至第二十二條の規定は、財閥関係役

員再審査委員会に」を「第十四條の規定は、第二十八條の規定による

内閣總理大臣の再審査に」に改める。

第三十一條第一項第五号中「第十四條」の下に「(前條において準

用する場合を含む。)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から、施行する。

2 改正前の財閥同族支配力排除法(昭和二十三年法律第二号)に関

する違反行為についての罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

参照

○財閥同族支配力排除法 (昭和二十三年一月七日) (法律第二号)

第六條(第二項) 内閣總理大臣は前項の申請を受理した場合、こ

れを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

同條(第三項) 第一項に規定する者で、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつてゐる会社の役員に在る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

第七條(第二項) 内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

同條(第三項) 第一項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

第八條(第五項) 内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第九條(第二項) この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、前項に規定する会社の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役職員の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なものとして決定したものである。

第十條(第二項) 内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合内閣総理大臣が指定するものをいう。

第十五條 財閥関係役員審査委員会は、その審査の権限に属するものを審査し、申請の送付を受けた日から三週間以内(第八條第一項による申請については五日以内)にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣は、必要があるときは、委員会の要求に應じ前項の期間を限つて延長することができる。

第十六條 内閣総理大臣は、前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内(第八條第一項による申請については二日以内)に申請の承認若しくは不承認の決定を行ひ、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ、関係書類を公衆が閲覧し得るようになければならない。

第十七條 委員会は、委員九人以内でこれを組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は委員会の決定に加はることはできない。

第十八條 委員長は、委員において互選する。委員及び臨時委員は、内閣においてこれを命ずる。

第十九條 財閥関係役員審査委員会は、委員長及び委員を併せて七人以上の出席がなければ会議を開くことができない。委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数をもつてこれを決する。

可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第二十條 委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に関して財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

は、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

同條(第三項) 第一項の申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各々同項中この法律施行の日とあるのは第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読み替へるものとする。

第四章 財閥関係役員審査委員会
第十一條 内閣総理大臣の所轄の下に財閥関係役員審査委員会を設置する。

第十二條 財閥関係役員審査委員会は、左に掲げる事項に関する審査を行う。
一 第六條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請
二 第七條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請
三 第八條第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請
四 第十條第一項の規定による指定の取消又は変更の申請

第十三條 内閣総理大臣は、前條各号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財閥関係役員審査委員会に送付しなければならない。

第十四條 内閣総理大臣は、財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

第十五條 財閥関係役員審査委員会に事務局を置く。

第十六條 事務局は、委員会の庶務を整理する。

第十七條 事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第十八條 審査の手続その他委員会の事務に関して必要な事項は委員長がこれを定める。

第十九條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の申請を受理したときは、直ちにこれを財閥関係役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十條 財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ、充分な理由があるかを否かを決定し二週間以内(その経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない)。

第二十一條 内閣総理大臣は、これを前項の場合に準用する。

第二十二條 内閣総理大臣は、前條に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財閥関係役員審査委員会への差戻の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十三條 財閥関係役員審査委員会は、前條の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の場合において、財閥関係役員再審査委員会委員は、財

閣関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

第十五條但書の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十八條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の報告を受けたときは、一週間以内前回の決定の取消又は再審査の申請の却下の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにならなければならない。

第二十九條 内閣総理大臣の所轄の下に、財閥関係役員再審査委員会を設置する。

再審査委員会は、委員七人以内でこれを組織する。

再審査委員会は、委員長及び委員を併せて五人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第三十條 第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條乃至第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会にこれを準用する。

第三十一條(第一項) 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

五 第十四條の規定により資料の提出又は事実の説明を求められこれに應じないか、又は虚偽若しくは事実をかくして申立をなした者

○行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律

(昭和二十三年十二月十八日)
法律第二百四十七号

法律第二百四十七号
行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もつて國家行政組織の規模の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「行政機関」とは、総理廳、法務廳及び各省並びにこれらの外局(特別調査廳を含む。)をいう。

2 この法律で「職員」とは、一切の官吏、一切の官吏の待遇を受ける者(官吏と同格の者を含む。)及びその他の一切の者で、常時政府の勤務に服するものをいう。

(定員の設置又は増加)

第三條 昭和二十四年一月一日以後においては、法律によらなければ、各行政機関の職員の定員を設置し、又は増加することはできない。但し、昭和二十三年十二月三十一日までに、その定員の設

置又は増加について、國會により予算上の措置がとられているものについては、この限りでない。

(法令で定員が定められていない職員の措置)

第四條 各行政機関に置かれる職員のうち法令(法律により、規則その他の特別の命令でその定員を定めることのできる場合においては、その命令を含む。以下同じ。)で定員が定められていない者については、昭和二十三年十二月三十一日までに、予算の範囲内において、法令でそれらの定員を定めて置からなければならない。

(在職職員数の報告)

第五條 各行政機関の長は、毎月当該行政機関に在職する職員の数

を行政管理廳長官に報告しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の規定は、國家行政組織法が施行される日に、その効力を失う。但し、第五條については、この限りでない。

○地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十八日)
法律第二百四十八号

法律第二百四十八号

地方財政委員会法の一部を改正する法律

地方財政委員会法(昭和二十二年法律第五十五号)の一部を次の

地方財政委員会法の一部を改正する法律

ように改正する。

第四條第二号を次のように改める。

二 衆議院議員の中から代表者として衆議院議長の指名した者

一人

同條中第三号を第四号とし、以下順次一号づつ繰り下げ、第三号として次の一号を加える。

三 参議院議員の中から代表者として参議院議長の指名した者

一人

同條に次の一号を加える。

七 地方財政に關し学識経験のある者 一人

第六條中「三人」を「四人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○地方財政委員会法(昭和二十二年十二月七日)

(法律第五十五号)

第四條 地方財政委員会は、左に掲げる者に就き、内閣総理大臣の任命した委員を以て、これを組織する。

二 國會議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長

の指名した者 一人

第六條 地方財政委員会は、委員三人以上の同意を以て、会務を決する。

○刑事訴訟法施行法 (昭和二十三年十二月十八日 法律第二百四十九号)

刑事訴訟法施行法

第一條 この法律において「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律

(昭和二十三年法律第三十一号)による改正後の刑事訴訟法をい
い、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)
をい、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法
の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をい
ふ。

第二條 新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施
行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第
五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事
件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その
他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新
法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ公訴が提起されていない事件について
は、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法に
よつて生じた効力を妨げない。

2 前項但書の場合において、旧法又は應急措置法によつてした訴
訟手続で新法にこれに相当する規定のあるものは、これを新法に

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数
料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴
訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力
を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判
所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則
の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)第四百十
一條ノ二(參議院議員選挙法(昭和二十二年法律第十一号)第七十
五條において例による場合並びに地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第六十八條第三項及び政治資金規正法(昭和二十三年
法律第九十四号)第四十六條において準用する場合を含む。)の

適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後も、な
おその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及
び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相当
する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているもの
とする。

第十五條 刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次の
ように改正する。

第一條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」

刑事訴訟法施行法

よつてしたものとみなす。

第五條 前條の事件について、被告人からあらかじめ書面で弁護人
を必要としない旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、
新法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわ
らず、弁護人がなくても開廷することができる。

第六條 第四條の事件について、新法施行前から進行を始めた法定
の期間及び訴訟行為をすべき者の住居又は事務所所在地と裁判
所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間について
は、新法施行後もなお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に処
すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法
による。

第八條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命
じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第九條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件について
は、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた
日から七日以内」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内
に」と読み替えるものとする。

第十條 新法第四十六條の規定により訴訟關係人から裁判書又は裁
判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の
額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙一枚につき五円とす
る。第二條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する
場合についても、同様である。

に改め、「豫審又ハ」を削り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、
旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁
判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、
受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二
項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償
スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判官ノ相當ト認ムル所ニ依
ル

第四條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判
事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を、「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、
豫審判事、受託判事又ハ裁判所」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め
る。

第六條中「及通事」を、「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」
に改め、「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日
當、旅費及宿泊料ニ付テハ第三條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯
護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル
同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所

ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第十六條 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條」及び「刑事訴訟費用法第四條」の下に「(同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加え、「民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料」を「民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料(同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第十七條 司法警察事務上巡查に於テ警部代理方(明治十四年司法省布達甲第五号)及び裁判言渡の謄本等を求むる者費用上納額(明治十四年司法省布達甲第七号)は、廃止する。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

参照

○刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日法律第三百三十一号)

第三十八條 この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。
第四十六條 被告人その他訴訟關係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求すること

ができる。

第五十三條 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができない。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは檢察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟關係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することができない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律で、これを定める。

第二百六十二條 刑法第九十三條乃至第九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、その檢察官所属の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百八十九條 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ

ば開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

○刑事訴訟法(大正十一年五月五日法律第七十五号)

第五十三條 被告人其ノ他訴訟關係人ハ其ノ費用ヲ以テ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二百五十五條 檢事搜索ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ公訴ノ提起前ト雖押收、搜索、檢證及被疑者ノ勾留、被疑者若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ其ノ所屬地方裁判所ノ豫審判事又ハ所屬區裁判所ノ判事ニ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル請求ヲ受ケタル判事ハ其ノ處分ニ關シ豫審判事ト同一ノ權ヲ有ス

第五百六十九條 公訴ニ付第三條、第四條、第六條、第七條、第九條第二項、第十條第二項、第二十三條又ハ第三百五十六條但書ノ決定アリタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ決定アリタルモノト看做ス

公訴ニ付管轄違ノ言渡ヲ爲シタルトキハ私訴ニ付亦同一ノ言渡ヲ爲スヘシ

第五百九十五條 公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ス

公訴ノ第一審判決ニ對シテ上告ノ申立アリタルトキハ私訴ノ判

刑事訴訟法施行法

決ニ對シテ爲シタル控訴ハ其ノ效力ヲ失フ
前二項ノ規定ハ上告ノ取下アリタルトキ、第四百十七條ノ規定ニ依リ上告其ノ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ第四百二十條、第四百二十七條若ハ第四百四十五條ノ規定ニ依リ上告ヲ棄却スル裁判アリタルトキハ之ヲ適用セス

○衆議院議員選舉法(大正十四年五月五日法律第四十七號)

第四百一十一條ノ二 第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付テハ刑事訴訟法中第五百七十二條第二號、第三號、第五號乃至第八號、第十號乃至第十三號、第五百七十四條、第五百八十二條、第五百八十八條、第五百八十九條、第五百九十一條、第六百五條乃至第六百十條及第六百十二條ノ規定ヲ除クノ外私訴ニ關スル規定ヲ準用ス但シ同法第五百七十六條中民事訴訟法トアルハ刑事訴訟法トシ民事部トアルハ刑事部トス

第八十四條第二項ノ規定ニ依ル訴訟ニ付當選無効ノ判決確定スト雖モ其ノ判決ハ公訴ニ付有罪ノ判決確定スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

○參議院議員選舉法(昭和二十二年二月二十四日法律第十号)

第七十五條 前二條の規定による訴訟については、衆議院議員の選挙に関するこれらに相当する訴訟の例による。但し、これらの訴訟に関する通知は、全國選出議員については、全國選挙管理委員会及び全國選出議員選挙管理委員会にこれをしなければならない。

○地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第六十八條(第三項) 衆議院議員選舉法第四百一十一條及び第四百

刑事訴訟法施行法

十一條ノ三の規定は、第一項の規定による訴訟に、同法第四百十一條ノ二及び第四百十一條ノ三の規定は、前項の訴訟にこれを準用する。

○政治資金規正法 (昭和二十三年七月二十九日法律第九十四号)

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第四百十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四百四十三條の規定は、第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百四十三條の規定による通知又は送付は、参議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会又は全國選挙管理委員会及び参議院議長に、参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院議長に、これをしなければならぬ。

○刑事訴訟費用法 (大正十年四月十二日法律第六十八号)

第一條 左ニ掲クルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス
一 豫審又ハ公判ニ付呼出シタル證人、鑑定人及通事ニ給スベキ日當、旅費及止宿料
二 第三條第二項ニ規定スル費用
第二條 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム
第三條 鑑定人及通事ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以上十圓以内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

ニ於テハ二百圓以内、其ノ他ノ地ニ於テハ百五十圓以内、民事訴訟費用法第十三條及刑事訴訟費用法第四條ノ旅費ハ鐵道及汽船ヲ通ズル水路ヲ除クノ外一里毎ニ八圓以内ニ於テ裁判所又ハ受託裁判官ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

○司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律 (昭和二十三年十二月十八日法律第二百五十号)

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。
第三條 皇宮護衛官は、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陵墓若しくは皇室用財産に関する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后若しくは皇太子の生命、身体若しくは財産に対する罪について、國家公安委員会の定めるところにより、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

2 前項の規定による司法警察職員とその他の司法警察職員とは、その職務の執行に關し、互に協力しなければならない。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年第三百三十

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律 罰金等臨時措置法

同條(第二項) 鑑定又ハ通譯ニ付特別ノ技能若ハ費用又ハ長時間ヲ要スルトキハ日當ノ外豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ相當ト認ムル金額ヲ給スルコトヲ得

第四條 證人、鑑定人及通事ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ三十錢トス但シ一海里未満又ハ一里未満ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第五條 證人、鑑定人及通事ノ止宿料ハ一日五圓以内ニ於テ豫審判事、受託判事又ハ裁判所之ヲ定ム

第六條 證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費及止宿料ハ豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ判決前ニ請求スルニ非サレハ之ヲ給セス

第七條 共犯人ヲシテ訴訟費用ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ連帶負擔トス

○訴訟費用等臨時措置法 (昭和十九年二月十日法律第二二號)

第三條 民事訴訟費用法(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)第九條及刑事訴訟費用法(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)第二條ノ日當ハ四十圓以内、民事訴訟費用法第十一條及刑事訴訟費用法第三條ノ日當ハ百二十圓以内、民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料ハ特別區ノ存スル地、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市

一號)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

○罰金等臨時措置法 (昭和二十三年十二月十八日法律第二百五十一号)

罰金等臨時措置法

第一條 經濟事情の變動に件り罰金及び料金の額等に関する特別は、当分の間、この法律の定めるところによる。

第二條 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五條及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができる。

2 料金は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上十円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその多額の五十倍に相当する額をもつてその多額とする。

一 刑法の罪。但し、第五百五十二條の罪を除く。

二 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪

三 經濟關係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪

2 刑法第五百五十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないとき

はこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定のあるものについては、その定がないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設けること委任してある場合において、その委任に基いて規定することができる罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。

第六條 刑法第二百五條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百十七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万五千円以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千円以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一項中「五千円以下の罰金」とある

變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス

○刑法施行法 (明治四十一年三月二十八日法律第二十九號)

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ舊刑法總則中期間又ハ金額ニ關スル規定ニ從フ

○刑事訴訟法 (昭和二十三年七月十日法律第三十一號)

第六十條 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

- 一 被告人が定まつた住居を有しないとき。
- 二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

同條(第三項) 五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第九十九條(第一項) 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まつた住居を期しない場合又は正

のは、「五万円下の罰金」とする。
4 刑事訴訟法第四百九十五條第三項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する

參照

○刑法 (明治四十四年四月二十四日法律第四十五號)

第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未満トス

第二十五條 左ニ記載シタル者三年以下ノ懲役若クハ禁錮五千圓以下ノ罰金ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間内其執行を猶豫スルコトヲ得(左記略)

第五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ

当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限る。

第二十七條 五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百八十四條 五千円以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出席することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五條(第二項) 長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手續をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出席しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第四百六十一條(第一項) 簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五千円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没收を科し、その他附隨の処分をすることができる。

第四百九十五條(第三項) 前二項の規定による通算については、未決拘留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。(註) 第三回國會で成立した法律で罰則の規定あるものは左の通り

少年法を改正する法律の一部を改正する法律 科学技術行政協議会法

- 法律第二二〇号 漁業権等臨時措置法
- 法律第二二二号 國家公務員法の一部を改正する法律
- 法律第二四二号 水産業協同組合法
- 法律第二五五号 日本專賣公社法
- 法律第二五六号 日本國有鉄道法

○少年法を改正する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月十八日) 法律第二百五十二号

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律

第一條 少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十九條 新法中「地方少年保護委員会」とあるのは、地方少年保護委員会又はこれに類似する機関が法律により設置される日まで、法務廳所管の「少年審判所」と読み替えるものとする。

2 この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律中少年の仮出獄、仮退院及び觀察に關する規定、仮出獄又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に關する規定並びにこれらの規定の実施について必要な規定(新法又は少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)中に相当する規定のあるものを除く。)は、前項の日まで、なお効力を有する。

第二條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第十條、第十二條及び第十三條第一項の規定により地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の行う職権は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会又はこれらに類似する機関の設置に至るまで、法務總裁がこれを行う。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○少年院法 (昭和二十三年七月十五日) 法律第六十九号

第二十二條 第十條及び第十三條第三項の規定により矯正保護管区長の行う職権は、矯正保管管区設置に至るまで、法務總裁がこれを行う。

○科学技術行政協議会法

(昭和二十三年十二月二十日) 法律第二百五十三号

法律第二百五十三号

科学技術行政協議会法

(目的)

第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科

は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を總理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(會議)

第六條 協議会は、毎月一回定例会議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

(幹事)

第七條 協議会に幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、關係各行政機關の官吏及び學識經驗のある者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。學識經驗のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

3 幹事は、協議会の審議事項について委員を補佐する。

(事務局)

第八條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

4 事務局の職員については、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 學識經驗のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本

学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機關の相互の間の科学技術に關する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

2 科学技術行政協議会(以下協議会という)は、内閣總理大臣の所轄とする。

(審議事項)

第二條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 日本學術會議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に關すること

三 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法

四 各行政機關の所管に屬する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置

(組織)

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十六人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣總理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、内閣總理大臣が命ずる。

3 委員は、關係各行政機關の官吏及び學識經驗のある者のうちから、内閣總理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は學識經驗のある者でなければならない。

4 學識經驗のある者を命ずる場合においては、日本學術會議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期

科学技術行政協議会法

學術會議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員は、定員については、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

○國立國語研究所設置法

（昭和二十三年十二月二十日）
法律第二百五十四号

國立國語研究所設置法

（目的及び設置）

第一條 國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所（以下研究所という。）を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に関する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

（事業）

第二條 研究所は、次の調査研究を行う。

- 一 現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究
- 二 國語の歴史的發達に関する調査研究
- 三 國語教育の目的、方法及び結果に関する調査研究

四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に関する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基づき、次の事業を行う。

- 一 國語政策の立案上参考となる資料の作成
- 二 國語研究資料の集成、保存及びその公表
- 三 現代語辞典、方言辞典、歴史的國語辞典その他研究成果の編集及び刊行

（調査研究の委託）

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ、又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適當な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができる。

（所長）

第四條 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

（報告の公表）

第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

第十條 研究所の部課等の編成、職員の選出及び配置その他研究所の運営について必要な事項は、所長が定める。

（定員）

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

職員の種類	級別	計	備	考
文部教官又は文部事務官	一級	三人		
	二級	一〇人		
	三級	二人		
	計	十五人		
文部教官又は文部事務官の定員を含む。				

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それぞれ前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

○日本專賣公社法

（昭和二十三年十二月二十日）
法律第二百五十五号

日本專賣公社法

目次

第一章 總則（第一條—第八條）

（評議員會）

第六條 研究所に評議員會を置く。

2 評議員會は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員會の助言を求めなければならない。

（評議員）

第七條 評議員會は、二十人の評議員で組織する。

2 評議員は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

（評議員會の会長及び副会長）

第八條 評議員會に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

（評議員會の運営方法に関する事項）

第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員會の運営方法に関する事項は、評議員會の助言によつて、文部大臣が定める。

（研究所の運営）

日本專賣公社法

- 第二章 專賣事業審議會(第九條)
- 第三章 役員及び職員(第十條、第二十六條)
- 第四章 業務(第二十七條、第二十八條)
- 第五章 會計(第二十九條、第四十三條)
- 第六章 監督(第四十四條、第四十六條)
- 第七章 罰則(第四十七條、第四十八條)
- 第八章 雜則(第四十九條、第五十六條)

第一章 總則

(目的)

第一條 日本專賣公社は、煙草專賣法(明治三十七年法律第十四号)、塩專賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製樟腦、樟腦油專賣法(明治三十六年法律第五号)に基き現在の國の專賣事業の健全にして能率的な実施に當ることを目的とする。

(法人格)

第二條 日本專賣公社(以下公社という)は、公法上の法人とする。公社は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(事務所)

第三條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。
 2 公社は、大藏大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第二章 專賣事業審議會

(專賣事業審議會)

- 第九條 大藏省に專賣事業審議會を置く。
- 2 專賣事業審議會(以下審議會という)は、第十二條第一項及び第四十五條 第二項に規定する事項の外、公社の業務の運営に關し、大藏大臣の諮問に應じ、又はこれに対して意見を述べることが出来る。
- 3 審議會は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。
- 4 委員長及び委員は、學識経験のある者、葉たばこを耕作する者及び公社の職員の中から、大藏大臣が任命する。
- 5 委員長及び委員の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る委員の任期は、二人については一年、二人については二年、二人については三年とする。補欠の委員長の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長及び委員は、再任されることが出来る。
- 7 委員長及び委員は、その勤務に対し報酬を受けない。但し、會合出席のため、又は特に公社の職務のために費された時間に対する相應の日当及び會合出席のため、又は公社の職務を命ぜられたために要する旅費の支給を受けることができる。
- 8 前各項に定めるものの外、審議會に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十條 公社に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事五人以上

(資本金)

第四條 公社の資本金は、この法律施行の日に政府から出資される資産の額とする。政府から引き継がるべき資産の範囲は、昭和二十四年三月三十一日において專賣局特別會計に屬し、且つ、第二十七條に掲げる業務の用に供せられ、又はこれと關係を有していた財産及び事業とする。

(登記)

第五條 公社は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記後でなければこれをもつて第三者に対抗することができない。

(非課税)

第六條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、公社に対し地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りではない。

(名稱の使用制限)

第七條 公社でない者は、日本專賣公社という名稱又はこれに類する名稱を用いることができない。

(法人に關する規定の準用)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、公社に準用する。

及び監事二人以上を置く。

(役員の職務権限)

- 第十一條 總裁は、公社を代表し、その業務を總理する。
 - 2 副總裁は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁を補佐して公社の事業を掌理し、總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。
 - 3 理事は、總裁の定めるところにより、公社を代表し、總裁及び副總裁を補佐して公社の事務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。
 - 4 監事は、公社の業務を監査する。
- (役員任命)
- 第十二條 總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、大藏大臣が任命する。
- (役員任期)
- 2 副總裁及び理事は、總裁が大藏大臣の認可を受けて任命する。
- 第十三條 總裁、副總裁及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、三年とする。但し、最初の任命に係る理事及び監事の半数の任期は、それぞれ二年とする。
- (代表権の制限)
- 第十四條 公社と總裁、副總裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては監事が公社を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 總裁、副總裁及び理事は、公社の職員の中から、従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員の兼職の制限)

第十六條 公社の役員は、他の営利を目的とする団体の役員となり、又は営利事業に従事してはならない。

2 公社の役員は、國會又は地方公共団体の議会の議員であることができない。

(秘密保持の義務)

第十七條 公社の役員及び職員並びにこれらであつた者は、その職務に關して知つた秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。

(役員員の身分)

第十八條 公社の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 公社の役員及び職員には國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は適用されない。

(職員員の範囲及び資格)

第十九條 この法律において公社の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に規定する者をいう。

(任免の基準)

第二十條 公社の職員員の任免は、すべてその者の受験成績、勤務成

係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第二十四條 公社の職員が左の各号の一に該当する場合においては、總裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は公社の定める業務上の規程に違反したとき。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

2 停職の期間は、一月以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

停職者は、その停職の期間中その俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第二十五條 公社の職員は、その職務を遂行するについて、法令及び公社の定める業務上の規程に従わなければならない。

2 公社の職員は、全力を挙げてその職務の遂行に専念しなければならない。但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により職員の組合の事務に専ら従事する者については、この限りでない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第二十六條 公社の職員員の労働関係に關しては、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

績又はその他の能方の実証に基いて行うものとする。

(給與)

第二十一條 公社の職員員の給與は、その職務と責任に應ずるものでなければならない。

2 公社の職員員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従業者の給與その他の事情を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務実績がよくないとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他その職務に必要な適格性を欠くとき。

四 業務量が減少し、又は経営上やむを得ない事由が生じたとき。

(休職)

第二十三條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため、長期の休養を要するとき。

二 刑事事件に關し起訴されたとき。

2 前項第一号の規定による休職の期間は、滿一年とする。休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職を命ずるものとし、休職のまま期間満了したときは、当然退職する。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、よう、腦油を買い入れること。

二 たばこ及び塩を製造すること。

三 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、よう、腦油を販賣すること。

四 葉たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、よう、腦油の生産者の指導及び助成に關すること。

五 たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、粗製しよ、腦及びしよ、よう、腦油の販賣者の指導及び助成に關すること。

六 葉たばこ、たばこ、たばこ用巻紙、塩、粗製しよ、腦及びしよ、よう、腦油の輸出及び輸入を行うこと。

七 前各号に掲げる事務の外煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法に定められた事項の実施に關すること。

八 前各号の業務に附帶する業務

(業務方法)

第二十八條 公社は、業務開始の際、業務の方法を定めて、大藏大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しよるとするときはまた同様とする。

第五章 會計

(經理原則)

第二十九條 公社の會計(價格及び料金に関するものを含む。以下本條中同じ。)に關しては、企業の能率的な運営を図るため公共企業体の會計に關する法律が制定施行されるまでは、公社を國の行政機關とみなし、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、專賣局及び印刷局特別會計法(昭和二十二年法律第三十六号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の專賣局の事業の會計に關し適用される法令の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により公社を國の行政機關とみなす場合においては、總裁を各省各廳の長と、公社を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて、公社を大藏省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十條 公社の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公社は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十一條 公社は、毎事業年度の予算を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た公社の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに、國會に提出しなければならない。

(利益金の納付)

第三十六條 公社は、毎事業年度の利益金を國庫に納付しなければならない。

2 政府は、前項の利益金を、政令の定めるところにより、決算完結前において概算で納付させることができる。

3 第一項の利益金の計算及び納付の手續については、政令で定める。

(借入金)

第三十七條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、政府から長期の借入金及び一時借入金をすることができる。公社は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(政府資金の貸付)

第三十八條 政府は、公社に対し資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第三十九條 公社は、毎事業年度、第三十七條第一項の規定による長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が定める。

(追加予算)

第三十二條 公社は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ、追加予算を作成し、これを大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第三十三條 公社は、毎事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に、大藏大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による大藏大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第三十四條 公社は、予算の様式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第三十五條 内閣は、前條第二項の規定により公社の決算報告書の

らない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十條 公社の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に關する規程による。

(會計帳簿)

第四十一條 公社は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産の処分制限)

第四十二條 公社は、大藏大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができる。

2 前項の重要な財産の範囲は、大藏大臣が定める。

(會計検査)

第四十三條 公社の會計については、會計検査院が検査する。

第六章 監督

(監督)

第四十四條 公社は、大藏大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務總裁が監督する。

2 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第四十五條 大藏大臣は、公社の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、煙草專賣法、塩專賣法及び粗製樟腦、樟腦油專賣法若しくはこれらの法律に基く命令又は政府の命令に違反したとき。

二 禁こ以上の刑に処せられたとき。

三 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるものの外、公社の役員として不適当と認められるとき。

2 前項第四号の規定により解任をしようとするときは、大藏大臣は、予め審議会にはからなければならぬ。

(報告及び検査)

第四十六條 大藏大臣は、必要があると認めるときは、公社に対して報告をさせ、又は職員をして事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により大藏省の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

第七章 罰則

(罰則)

第四十七條 左の場合においては、その違反の行爲をなした公社の役員は、十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大藏大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別会計において俸給又は給料を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものとする。

(共済組合)

第五十一條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と、第六十九條(第一項第三号を準用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とあるのは「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第三号の規定による共済組合は前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により公

二 第二十七條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

四 第四十四條第二項の規定による大藏大臣の監督上の命令に違反したとき。

五 前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八條 第七條の規定に違反して、日本專賣公社という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一年以下の禁こ又は一万円以下の罰金に処する。

第八章 雜則

(他の法令の準用)

第四十九條 訴願法(明治二十三年法律第五号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。

(恩給)

第五十條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給

社に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続するものとする。

第五十二條 國庫は、公社に設けられた共済組合に対し國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負担する。

第五十三條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

(災害補償)

第五十四條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二年法律第 号)の規定を準用する。この場合において「國」(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。)とあるのは「日本專賣公社」と、「会計」及び「当該会計」とあるのはそれぞれ「日本專賣公社」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十二年法律第五十号)第三條第三項の規定の適用については、公社の事業は、國の直営事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公社が負担する。

(失業保險)

第五十五條 失業保險法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、公社の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第五十六條 國庫は、公社がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
- 2 公社の設立手続、國から公社への財産及び職員の見継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。

参照

○民法 (明治二十九年四月二十七日) (法律第八十九號)

第三十五條 營利ヲ目的トスル社團ハ、商會社設立ノ條件ニ從ヒ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

前項ノ社團法人ニハ總テ商會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十四條 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス

第五十條 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

○公共企業体労働關係法 (昭和二十三年十二月十日) (法律第二百五十七號)

第二條(第二項) (本集法律第二百五十七號)

○恩給法 (大正十二年四月十四日) (法律第四十八號)

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、教育職員、警察監獄職員及待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官及準教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ官ニ在ル者又國會職員ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノヲ謂フ但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ二級官試補、三級官見習及國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者(教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク)ヲ謂フ

第五十九條(第一項) 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クルモノハ當該都道府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ納付スヘシ

○國家公務員共済組合法 (昭和二十三年六月三十日) (法律第六十九號)

(組合の設置区分)

第二條(第一項) 組合は、衆議院、參議院、內閣(總理廳を含む。)、法務廳、各省、裁判所及び會計検査院(以下各省各廳といふ。)ごとにそれぞれこれを設ける。

同條(第二項) 前項に定めるものの外、左の各号の一に該當する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に一組合を設ける。

三 專賣局に屬する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二號)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に従事する職員大藏省

(國庫負担金)
第六十九條(第一項) 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。
三 組合の事務に要する費用の全額

○健康保險法 (大正十一年四月二十二日) (法律第七十號)

第十二條(第一項) 國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基ク共済組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

○厚生年金保險法 (昭和十六年三月十一日) (法律第六十一號)

第十六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ
一 國、地方公共團體又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(1) 恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

日本專賣公社法

○公共企業体労働關係法 (昭和二十三年十二月十日) (法律第二百五十七號)

第二條(第二項) (本集法律第二百五十七號)

○恩給法 (大正十二年四月十四日) (法律第四十八號)

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、教育職員、警察監獄職員及待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官及準教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ官ニ在ル者又國會職員ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノヲ謂フ但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ二級官試補、三級官見習及國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者(教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク)ヲ謂フ

第五十九條(第一項) 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クルモノハ當該都道府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ納付スヘシ

○國家公務員共済組合法 (昭和二十三年六月三十日) (法律第六十九號)

(組合の設置区分)

第二條(第一項) 組合は、衆議院、參議院、內閣(總理廳を含む。)、法務廳、各省、裁判所及び會計検査院(以下各省各廳といふ。)ごとにそれぞれこれを設ける。

(ロ) 法律ニ依リ組織セラレタル共済組合ノ組合員

(ハ) 吏員

(ニ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

(ホ) 都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條第一號(ロ)乃至(ハ)ニ掲グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二 船員保險ノ被保險者

三 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ但シ(イ)ニ掲グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ(ロ)ニ掲グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(イ) 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

(ロ) 日日雇入レラルル者

四 事業所所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者

五 季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七 生命保險會社ニ使用セラルル保險契約者ノ募集勸誘ニ従事スル者ニシテ當時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

○船員保險法 (昭和十四年四月六日) (法律第七十三號)

第十五條 國ニ使用セラルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共

日本國有鐵道法

濟組合ヨリ本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ
前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

- 一 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ本法ニ依ル保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ本法ニ依ル保險給付ト同程度ナルコト
- 二 被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ第五十八條及第六十條ノ規定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負擔ト同一ノ割合ヲ下ラザル負擔ヲ爲スコト

○労働者災害補償保險法

(昭和二十二年四月七日)
法律第五十号

第三條(第三項) 國の直營事業、労働基準法第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該当しない官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については、この法律は、これを適用しない。

○失業保險法

(昭和二十二年十二月一日)
法律第四百十六号

(國及び地方公共團體に雇用される者に關する特別指定)

第七條 國、都道府縣、市町村その他これに準ずるものに雇用される者が離職した場合に、他の法令、條例、規則等に基いて支給を受けるべき恩給、退職料その他これらに準ずる諸給與の内容が、この法律に規定する保險給付の内容を超えたと認められ

る場合には、前條の規定にかかわらず、政令の定めるところによつて、これを失業保險の被保險者としなす。

(國庫の負擔)

第二十八條(第二項) 國庫は、保險給付に要する費用の三分の一を負擔する。

○日本國有鐵道法

(昭和二十三年十二月二十日)
法律第二百五十六号

法律第二百五十六号

日本國有鐵道法

目次

- 第一章 總則(第一條—第八條)
- 第二章 監理委員會(第九條—第十七條)
- 第三章 役員及び職員(第十八條—第三十五條)
- 第四章 會計(第三十六條—第五十一條)
- 第五章 監督(第五十二條—第五十四條)
- 第六章 罰則(第五十五條)
- 第七章 雜則(第五十六條—第六十三條)

第一章 總則

(目的)

第一條 國が國有鐵道事業特別會計をもつて經營している鐵道事業その他一切の事業を經營し、能率的な運営により、これを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的として、ここに目

本國有鐵道を設立する。

(法人格)

第二條 日本國有鐵道は、公法上の法人とする。日本國有鐵道は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十五條又は商會社その他の社團に關する商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定に定める商會社ではない。

(業務)

第三條 日本國有鐵道は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

- 一 鐵道事業及びその附帶事業の經營
- 二 鐵道事業に關連する連絡船事業及びその附帶事業の經營
- 三 鐵道事業に關連する自動車運送事業及びその附帶事業の經營
- 四 前三号に掲げる業務を行うのに必要な探炭、發送電及び電氣通信
- 五 前各号に掲げる業務の外第一條の目的を達成するために必要な業務

2 日本國有鐵道は、その業務の円滑な遂行に妨げのない限り、一般の委託により、陸運に關する機械、器具その他の物品の製造、修繕若しくは調達、工事の施行、業務の管理又は技術上の試験研究を行うことができる。

(事務所)

第四條 日本國有鐵道は、主たる事務所を東京都に置く。

2 日本國有鐵道は、必要な地に從たる事務所を置く。

日本國有鐵道法

(資本金)

第五條 日本國有鐵道の資本金は、別に法律で定めるところにより、昭和二十四年三月三十一日における國有鐵道事業特別會計の資産の價額に相當する額とし、政府が、全額出資するものとする。

(非課税)

第六條 日本國有鐵道には、所得税及び法人税を課さない。

2 都道府縣、市町村その他これらに準ずるものは、日本國有鐵道に對しては、地方税を課することができない。但し、釐産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割については、この限りでない。

(登記)

第七條 日本國有鐵道は、政令の定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(民法の準用に関する規定)

第八條 民法第四十四條、第五十條及び第五十四條の規定は、日本國有鐵道に準用する。

第二章 監理委員會

(監理委員會の設置)

第九條 日本國有鐵道に監理委員會を置く。

(監理委員會の權限及び責任)

第十條 監理委員会は、第一條に掲げる目的を達成するため、日本國有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有する。

(監理委員会の組織)

第十一條 監理委員会は、五人の委員及び一人の職務上当然就任する特別委員をもつて組織する。

2 監理委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 監理委員会は、予め、委員のうちから、委員長が事故のある場合に委員長の職務を代理する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第十二條 監理委員会の委員は、運輸業、工業、商業又は金融業について、廣い経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員の任命において、衆議院が同意して参議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて両議院の同意とする。

3 左の各号の一に該当する者は、委員であることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ又は懲役に処せられた者

三 國務大臣、國會議員、政府職員又は地方公共團體の議会の議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 日本國有鉄道に対し、物品の賣買若しくは工事の請負を業と

する者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の團體の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることが出来る。

3 日本國有鉄道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(委員の報酬)

第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法)

第十六條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 監理委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。但し、第十一條に規定する職務上当然就任する特別委員は、議決に加わることができない。

3 可否同数のときは、委員長が決する。

4 監理委員会は、日本國有鉄道の役員又は職員をその会議に出席せしめて、必要な説明を求めることが出来る。

5 総裁の指名する役員は、監理委員会に出席して意見を述べ、又は説明をすることが出来る。

(公務員たる性質)

第十七條 委員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)は適用されない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類)

第十八條 日本國有鉄道の役員は、総裁、副総裁及び理事とする。

(役員の種類)

第十九條 総裁は、日本國有鉄道を代表し、その業務を総理する。総裁は、監理委員会に対し責任を負う。総裁は、第十一條に規定する職務上当然就任する監理委員会の特別委員とする。

日本國有鉄道法

する者、又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくは名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の團體の役員又は名称の如何にかかわらず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらの者であつた者を含む。)

(委員の任期)

第十三條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残存期間在任する。

2 委員は、再任されることが出来る。

3 日本國有鉄道創立後最初に任命される委員の任期は、任命の際において内閣総理大臣の定めるところにより、任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。

(委員の罷免)

第十四條 内閣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに不適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第十二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(委員の報酬)

第十五條 委員は、名譽職とする。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費は、これを受けるものとする。

(議決方法)

第十六條 監理委員会は、委員長又は第十一條第三項に規定する委員長の職務を代理する者及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

適しない非行があると認められる場合には、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 第二十條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

3 総裁は、副総裁が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合、又は副総裁に職務上の義務違反その他副総裁たるに適しない非行があると認められる場合には、監理委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(役員兼職禁止)

第二十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十四條 日本國有鉄道と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監理委員会は、これらの代表権を有しない役員以外の他の役員のうちから日本國有鉄道を代表する者を選任しなければならぬ。

(代理人の選任)

第二十五條 総裁、副総裁又は理事は、日本國有鉄道の職員のうちから、その業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限をもつ代理人を選任することができる。

(職員の地位及び資格)

第二十六條 この法律において日本國有鉄道の職員とは、公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二項に

二 刑事事件に関し起訴された場合

2 前項第一号の規定による休職の期間は、満一年とし、休職期間中その故障が消滅したときは、速やかに復職させるものとし、休職のまま満期に至つたときは、当然退職者とする。

3 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

4 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。休職者は、休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(懲戒)

第三十一條 職員が左の各号の一に該当する場合には、総裁は、これに対し懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は日本國有鉄道の定める業務上の規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

2 停職の期間は、一年以上一年以下とする。

3 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

4 減給は、一年以上一年以下俸給の十分の一以下を減ずる。

(服務の基準)

第三十二條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に法令及び日本國有鉄道の定める業務上の規程に従わなければならない。職員は、全力をあげて職務の遂行に専念しなければならない。

規定する者をいう。

2 第十二條第三項第三号に該当する者は、職員であることができない。

(任免の基準)

第二十七條 職員の任免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

(給與)

第二十八條 職員の給與は、その職務の内容と責任に應ずるものでなければならない。

2 職員の給與は、生計費並びに國家公務員及び民間事業の従事員における給與その他の條件を考慮して定めなければならない。

(降職及び免職)

第二十九條 職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合

三 その他その職務に必要な適格性を欠く場合

四 業務量の減少その他経営上やむを得ない事由が生じた場合

(休職)

第三十條 職員は左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。

一 心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

但し、公共企業体労働関係法第七條の規定により、専ら職員の組合の事務に従事する者については、この限りでない。

(勤務時間の延長、時間外及び休日勤務)

第三十三條 日本國有鉄道は、左の各号の一に該当する場合においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二條、第三十五條又は第四十條の規定にかかわらず、その職員をして、勤務時間をこえ、又は勤務時間外若しくは休日に勤務させることができる。

一 災害その他により事故が発生したとき。

二 災害の発生が予想される場合において、警戒を必要とするとき。

三 列車(自動車、船舶を含む。)が遅延したとき。

(公務員たる性質)

第三十四條 役員及び職員は、法令により公務に従事する者とみなす。

2 役員及び職員には、國家公務員法は適用されない。

(公共企業体労働関係法の適用)

第三十五條 日本國有鉄道の職員の労働関係については、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 会計

(経理原則及び運賃)

第三十六條 日本國有鉄道の会計及び財務(運賃の設定及び変更に関するものを含む。)に関しては、鉄道事業の高効率に役立つよ

うな公共企業体の会計を規律する法律が制定施行されるまでは、日本國有鐵道を國の行政機關とみなして、この法律又はこの法律に基く政令若しくは省令に定める場合を除く外、國有鐵道事業特別會計法(昭和二十二年法律第四十号)、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)、會計法(昭和二十二年法律第三十五号)、國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)その他従前の國有鐵道事業の會計に關し適用される法令の規定の例による。

2 前項の規定により日本國有鐵道を國の行政機關とみなす場合においては、日本國有鐵道の總裁を各省各廳の長と、日本國有鐵道を各省各廳とみなす。但し、政令をもつて日本國有鐵道を運輸省の一部局とみなす場合は、この限りでない。

(事業年度)

第三十七條 日本國有鐵道の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 日本國有鐵道は、毎事業年度の決算を、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。

(予算)

第三十八條 日本國有鐵道は、毎事業年度の予算を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、國の予算と

ともに、これを國會に提出しなければならない。

4 予算の形式、内容及び添附書類については政令で、予算の作成及び提出の手續については大藏大臣が運輸大臣と協議して定める。

(追加予算)

第三十九條 日本國有鐵道は、予算作成後に生じた事由に基き、必要避けることのできない場合に限り、予算作成の手續に準じ追加予算を作成し、これを運輸大臣を経て大藏大臣に提出することができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による追加予算について準用する。

(決算)

第四十條 日本國有鐵道は、事業年度ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算完結後一月以内に運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 日本國有鐵道は、前項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

第四十一條 日本國有鐵道は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、運輸大臣を経て大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

第四十二條 内閣は、前條第二項の規定により日本國有鐵道の決算報告書の送付を受けたときは、これを會計検査院に送付しなければならない。

2 内閣は、會計検査院の検査を経た日本國有鐵道の決算報告書を、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(損益の処理)

第四十三條 政府は、日本國有鐵道に損失を生じた場合において特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として交付金を交付することができる。

2 日本國有鐵道は、経営上利益金を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般會計に納付しなければならない。

(借入金)

第四十四條 日本國有鐵道は、運輸大臣の認可を受けて、政府から長期借入金及び一時借入金をすることができる。日本國有鐵道は、市中銀行その他民間から借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金及び一時借入金の限度額については、予算をもつて定めなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができないときは、その償還することのできない金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項但書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(政府からの貸付)

第四十五條 政府は、日本國有鐵道に対し、資金の貸付をすることができる。

(償還計画)

第四十六條 日本國有鐵道は、毎事業年度、第四十四條第一項に掲げる長期借入金の償還計画をたて、大藏大臣の承認を受けなければならない。

(業務に係る現金の取扱)

第四十七條 日本國有鐵道の業務に係る現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に關する規程による。

2 日本國有鐵道の出納職員は、法律又は政令の定めるところにより、日本國有鐵道の債務をその保管に係る現金をもつて支拂うことができる。

(會計帳簿)

第四十八條 日本國有鐵道は、業務の性質及び内容並びに事業運営及び經理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(財産処分の制限)

第四十九條 日本國有鐵道は、運輸大臣の認可を受けなければ、營業線及びこれに準ずる重要な財産を讓渡し、交換し、又は担保に供することができない。

2 前項の重要な財産の範囲及び種類は、運輸大臣が、大藏大臣に
はかつて定める。

(大藏大臣の監督)

第五十條 運輸大臣が、第四十條第一項の財産目録、貸借対照表及
び損益計算書の承認を行うとき、及び第四十四條第一項又は第三
項の規定による借入金に関する認可を行うときは、大藏大臣には
からなければならない。

(会計検査)

第五十一條 日本國有鐵道の會計については、会計検査院が検査す
る。

第五章 監督

(監督者)

第五十二條 日本國有鐵道は、運輸大臣が監督する。

(監督事項)

第五十三條 左に掲げる事項は、運輸大臣の許可又は認可を受けな
ければならない。

- 一 鐵道新線の建設及び他の運輸事業の譲受
- 二 日本國有鐵道に關連する連絡船航路又は自動車運送事業の開
始
- 三 營業線の休止及び廃止

(監督上の命令及び報告)

第五十四條 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があ
ると認めるときは、日本國有鐵道に対し監督上必要な命令をする

ことができる。

2 運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、日本國有鐵道
に対し報告をさせることができる。

第六章 罰則

(罰則)

第五十五條 總裁、副總裁又は總裁の職務を行い若しくは總裁を代
理する理事が左の各号の一に該当するときは、その業務に対する
責任に應じて、十万円以下の罰金に処する。

- 一 この法律により、主務大臣の認可又は許可を受けるべき場合
に受けなかつたとき。
- 二 第三條に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 三 第七條第一項の規定に基いて発する政令に違反して登記を怠
り、又は虚偽の登記をしたとき。
- 四 前條第一項の規定に基く命令に違反したとき。
- 五 前條第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をした
とき。

第七章 雜則

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四
十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引き続き日本國
有鐵道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定す
る文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみ
なし、当分の間これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給
與等については、日本國有鐵道を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給
與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別會計(旧帝
國鐵道會計を含む。)において俸給又は給料を支弁した者にかか
るものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有
鐵道事業特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給
負担金を一般會計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律
第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項にお
いて準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鐵道
の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日
本國有鐵道に納付すべきものとする。

(共済組合)

第五十七條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用されるもの
で國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法
(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合にお
いて、同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鐵道」と、「各省各
廳の長」とあるのは「日本國有鐵道總裁」と、第六十九條(第一項
第三号を準用する場合を除く。)及び第九十二條中「國庫」とある
のは「日本國有鐵道」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項
中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鐵道を代表する者」と
読み替へるものとする。

2 國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共済組
合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定により
日本國有鐵道に設けられる共済組合となり同一性をもつて存続す
るものとする。

第五十八條 國庫は、日本國有鐵道に設けられた共済組合に対し、
國家公務員共済組合法第六十九條第一項第三号に掲げる費用を負
担する。

第五十九條 健康保險法(大正十一年法律第七十号)第十二條第一
項、厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十号)第十六條の二及び
船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第十五條の規定の適用に
ついては、日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者と
みなす。

(災害補償)

第六十條 日本國有鐵道の役員及び職員は、國に使用される者で、
國庫から報酬をうけるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭
和 年法律第 号)の規定を準用する。この場合において、
「國」(第四十二條中「國、市町村長」の國を除く。)とあるのは「日
本國有鐵道」と、「會計」とあるのは「日本國有鐵道」と読み替へる
ものとする。

2 労働者災害補償保險法(昭和二十一年法律第五十号)第三條第三
項の規定の適用については、日本國有鐵道の事業は、國の直營事
業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、日本國有鐵道が負担

する。

(失業保険)

第六十一條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七條の規定の適用については、日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用される者とみなす。

第六十二條 國庫は、日本國有鉄道がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき同法第二十八條第一項に規定する國庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

(他の法令の適用)

第六十三條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)、電氣事業法(昭和六年法律第六十一号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九号)その他の法令(國の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)を除く。)の適用については、この法律又は別に定める法律をもつて別段の定をした場合を除くの外、日本國有鉄道を國と、日本國有鉄道總裁を主務大臣とみなす。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

(財産の承継)

2 國有鉄道事業特別会計の資産は、この法律施行の日に日本國有

鉄道に引き継ぐものとする。

(日本國有鉄道設立の手續その他)

3 日本國有鉄道設立の手續、財産及び従業員由政府から日本國有鉄道への引継の手續その他この法律施行のために必要な事項は別に法律又は政令をもつて定める。

參照

○民法 (明治二十九年四月二十七日) (法律第八十九号)

第三十五條 (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

第三十四條

第三十三條

○日本國憲法 (昭和二十一年十一月三日)

第六十七條(第二項) 衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休会中の期間を除いて十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

○公共企業体労働関係法 (昭和二十三年十二月二十日) (法律第二百五十七号)

第二條(第二項) (本集法律第二百五十七号) 第七條

○労働基準法 (昭和二十二年四月七日) (法律第四十九号)

(労働時間)

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について

八時間、一週間に於いて四十八時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日に於いて八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

(休日)

第三十五條 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

前項の規定は、四週間を通し四日以上の日を與える使用者については適用しない。

○恩給法 (大正十二年四月十四日) (法律第四十八号)

第十九條 (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

第二十條

第五十九條(第一項) (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

(組合の設置区分)

第二條(第一項) 組合は、衆議院、參議院、内閣(總理廳を含む)、法務廳、各省、裁判所及び会計検査院(以下各省各廳という。)ごとにそれぞれこれを設ける。

同條(第二項) 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳にそれぞれ別に

一 組合を設ける。

八 運輸省に属し陸運に関する事務並に國有鉄道に關連する國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く。)に関する事務に従事する職員 運輸省

(國庫負担金)

第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

一 保健給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一
二 退職給付、癩疾給付及び遺族給付に要する給付の百分の五
十五

三 組合の事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

○健康保険法 (大正十一年四月二十二日) (法律第七十号)

第十二條(第一項) (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

○厚生年金保険法 (昭和十六年三月十一日) (法律第六十一号)

第十六條ノ二 (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

○船員保険法 (昭和十四年四月六日) (法律第七十三号)

第十五條 (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

○労働者災害補償保険法 (昭和二十二年四月七日) (法律第五十号)

第三條(第三項) (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

第七條 ○失業保険法 (昭和二十二年十二月一日 法律第四百四十六号)
第二十八條(第一項) (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

○公共企業体労働関係法

(昭和二十三年十二月二十日 法律第二百五十七号)

法律第二百五十七号

公共企業体労働関係法

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 職員(第四條—第七條)
- 第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八條—第十六條)
- 第四章 争議行爲(第十七條—第十八條)
- 第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停(第十九條—第二十五條)
- 第六章 仲裁(第二十六條—第三十七條)
- 第七章 雑則(第三十八條)

第一章 総則

(目的及び関係者の義務)

第一條 この法律は、公共企業体の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう、団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて公共企業体の正常な運営を最大限

に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 國家の経済と國民の福祉に対する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關與する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するため、最大限の努力を盡さなければならない。
(定義)

第二條 この法律において「公共企業体」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 日本國有鉄道
- 二 日本專賣公社

2 この法律において「職員」とは、常時公共企業体に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。
(適用範囲)

第三條 公共企業体の職員に関する労働組合(以下組合という。)並びに労働関係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法(昭和二十二年法律第五十一号)(第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。)の定めるところによる。
第二章 職員(の組合)

(職員の團結権)

第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加

ができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名

(団体交渉の範囲)

第八條 公共企業体の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

- 一 賃金、労働時間及び労働条件
- 二 就業規則
- 三 時間外割増賃金
- 四 休日及び休暇
- 五 懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休停職及び先任權の基準に關する規則
- 六 苦情処理機關
- 七 安全
- 八 労働協約の終期、更新及び延長

(交渉委員)

第九條 団体交渉は、もつばら、公共企業体を代表する交渉委員とその公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行ふ。

2 交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。
(団体交渉を行うに適當な單位の決定)

第七條 ○失業保険法 (昭和二十二年十二月一日 法律第四百四十六号)
第二十八條(第一項) (本集法律第二百五十五号参照に掲載)

○公共企業体労働関係法

(昭和二十三年十二月二十日 法律第二百五十七号)

法律第二百五十七号

公共企業体労働関係法

目次

- 第一章 総則(第一條—第三條)
- 第二章 職員(第四條—第七條)
- 第三章 団体交渉及び交渉委員の指名(第八條—第十六條)
- 第四章 争議行爲(第十七條—第十八條)
- 第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停(第十九條—第二十五條)
- 第六章 仲裁(第二十六條—第三十七條)
- 第七章 雑則(第三十八條)

第一章 総則

(目的及び関係者の義務)

第一條 この法律は、公共企業体の職員の労働条件に関する苦情又は紛争の友好的且つ平和的調整を図るよう、団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて公共企業体の正常な運営を最大限

入し、若しくは加入しないことができる。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱ふ者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範囲は、政令で定める。

3 公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。
(不平等取扱の禁止)

第五條 公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

2 公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用条件としてはならない。
(組合規約の必要記載事項)

第六條 組合は、その規約に、無記名投票による役員選挙及び組合員に会計報告をなさしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することはできない。且つ、組合規約には、その組合員が適當な期間ごとに、会計報告を要求することができる旨を規定しなければならない。

(専従職員)

第七條 公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に従事することを許可すること

公共企業体労働関係法

第十條 公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適當な單位(以下單位という。)を決定しなければならない。

2 公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならない。
(職員を代表する交渉委員の選出)

第十一條 公共企業体の職員を代表する主たる組合は、その組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならない。交渉委員(交渉委員の辞任の場合の補欠者を含む。)は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか又はその他の理由によつて、二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために、三十日以内に必要な措置をしなければならない。この目的のために、労働大臣は、左のことを決定するものとする。

一 職員のいかなる單位が団体交渉を行うに適當であるか。
二 指定された單位の中でいかなる組合又は他の職員の代表者が交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。

三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手續。この投票手續には、投票に参加する組合又はその他の職員の集團の職種と数的勢力に適當な考慮が拂われなければならない。

2 前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集團がその職種、資格、経験、義務、賃金、労働時間及びその他の労働條件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3 第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があるを認めるときは、職員の多数の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができる。この選挙における有権者の指定に関する事項、選挙日に関する適當な注意事項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に関する事項は、政令で定める。

(異議の申立)
第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 前條の異議の申立及び解決の手續は、政令で定める。
(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員辞任のときの後任者を含む。)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知し

なければならない。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四條 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。但し、補欠委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

(団体交渉の回数)

第十五條 公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は、毎年少くとも一回賃金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

(資金の追加支出に対する國會の承認の要件)
第十六條 公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又國會によつて所定の行爲がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを國會に付議して、その承認を求めなければならない。但し、國會が閉会中のときは、國會召集後五日以内に付議しなければならない。國會による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行爲

(争議行爲の禁止)

公共企業体労働関係法

第十七條 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そのおかし、若しくはあおつてはならない。

2 公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。
(第十七條に違反した職員の身分)

第十八條 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の権利を失い、且つ、解雇されるものとする。

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停

(苦情処理共同調整会議)

第十九條 苦情処理共同調整会議は、公共企業体の代表者二名と職員二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各單位ごとに設置する。苦情処理共同調整会議は、日常の作業條件から起る職員の苦情を適當に解決しなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員との交渉委員の間の交渉で定める。
(調停委員会)

第二十條 日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鉄道調停委員会が、日本專賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、專賣公社調停委員会が、行う。

2 國有鉄道調停委員会及び專賣公社調停委員会は、それぞれ中央に置かれる委員会(以下中央調停委員会という。)と地方に置かれ

る委員会(以下地方調停委員会という。)とする。

3 地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員会は、その管轄区域内の事務を、中央調停委員会は、二区域以上に係る事務及び地方調停委員会が調停をなし得なかつた事案に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員会は、それぞれ地方調停委員会から報告を徴し、その事務処理に必要な指示をすることができる。

(委員)

第二十一條 各調停委員会は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各号により選出された委員の候補者について、内閣総理大臣が委嘱する。

一 公共企業体及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する。

二 公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。

三 前号の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議して第三の委員の候補者を選出する。

四 前二号の委員の候補者の決定に当つては、各一名の補欠候補者をあわせ選出しなければならない。

五 公共企業体及び職員の交渉委員は、前四号により選出された委員の候補者及び補欠候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 調停委員会の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員会の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。又政令の定める手当を受けることができる。

(委員長)

第二十二條 調停委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第二十三條 調停委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(調停の開始)

第二十四條 調停委員会は、左の各号の一に該当する場合に調停を行う。

一 関係当事者の双方が調停の申請をしたとき。

二 関係当事者の一方又は双方が労働協約の定に基いて調停の申請をしたとき。

三 関係当事者の一方が調停の申請をなし、調停委員会が調停を行う必要があると決議したとき。

四 調停委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 日本國有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣又は労働大臣、

日本專賣公社の労働関係に関しては大藏大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

(手続及び管理に関する事項)

第二十五條 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第六章 仲裁

(公共企業体仲裁委員会)

第二十六條 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する

公共企業体仲裁委員会(以下仲裁委員会という。)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員会及び船員中央労働委員会の会長(以下推薦委員という。)は、仲裁委員会の委員の候補予定者

十二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に対し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補欠候補者を選出し、同意の上、

内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前項の同意が三十日以内になされるときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補欠候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の委員を委嘱する。

(委員の欠格条件)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、仲裁委員会の委員であ

ることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

三 國會又は地方公共団体の議会の議員

四 政党の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む。)

五 公共企業体に対し物品の納入又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む。)

六 公共企業体の役員及び職員

(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。委員は、再任することができる。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大藏大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣総理大臣は、その要求が妥当であると認めるときは、その委員を罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。内閣総理大臣は、その他の理由

により、委員が委員たるに適しないと認めるときも、同様の措置をとることができる。

(委員長)

第三十條 仲裁委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(規則制定権)

第三十二條 仲裁委員会は、仲裁の手續その他事務処理に関する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範囲)

第三十三條 本章に定める仲裁手續は、第八條に定める団体交渉の対象たるべき事項であつて、第三章に定める団体交渉手續又は第五章に定める調停手續によつて解決し得ない経ての問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釈及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う。

一 關係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

二 關係該事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

三 調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき。

五 運輸大臣若しくは大藏大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会の裁定)

第三十五條 仲裁委員会の裁定に対しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員会の指示)

第三十六條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対しその行爲の取消を命ずることができらる。

(準用規定)

第三十七條 労働組合法第二十八條から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員会に關して準用する。

2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關して必要な事項

は、政令で定める。

第七章 雜則

(行政権限)

第三十八條 この法律に特別の定のあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公共企業体の設立後最初に委嘱された仲裁委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、各一年、二年、三年とする。

3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員会の決議は、要しないものとする。

参照

○労働組合法 (昭和二十年十二月二十一日法律第五十一號)

第一章 總則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正当ナルモノニ付適

公共企業体労働関係法

用アルモノトス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者が主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主たる目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモノ

二 主たる經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共濟事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル收入ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約並ニ役員ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱
- 二 主たる事務所ノ所在地
- 三 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト
- 四 目的及事業
- 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
- 六 會議ニ關スル規定
- 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
- 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
- 九 規約ノ變更ニ關スル規定
- 第十條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付クベシ
- 第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス
- 第十三條 労働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基

法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ノ労働條件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リ之ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當時者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ツベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當時者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第二十二條 労働協約ニ定ムル労働條件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規定(當該労働協約ニ依リ規定決定ノ爲設置セラレタル機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規定ヲ含ム以下同ジ)ニ違反スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リタル部分ハ規定ノ定ムル所ニ依リ労働契約ニ定メナキ部分ニ付亦同ジ

第二十三條 一ノ工場事業場ニ當時使用セラルル同種ノ労働者ノ數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ労働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

第二十八條 労働委員會ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係公共企業体労働関係法

金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ

第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
 - 二 破産
 - 三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依リ總會ノ決議
 - 四 第六條ノ規定ニ依ル決定
 - 五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分
- 第十五條 労働組合屢法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ定ム
- 第十六條 労働組合ハ其ノ主たる事務所ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス
- 本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス
- 第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及

者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員會其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求メ報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求メ又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員(以下職員ト稱ス)ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員會ノ關シタル労働條件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル規定ニ關スル協定ニシテ労働組合其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス

第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、同居者雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ、成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條又ハ第十九條第二項(第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條第二項(第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働組合以外ノ労働協約ノ當事者(當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス)ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

○國家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月二十一日) 法律第二百五十八号

法律第二百五十八号 國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の二号を加える。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勞務に服する者
十四 人事院が指定する公團の職員(但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失ふ。)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。
第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。

第九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第十一條中「第九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号」を「第九條第二号より第四号まで及び第十二号」に改める。

附則第二條第六項中「第五條第一項、第三項乃至第五項」を「第五條第一項乃至第四項」に改める。

附則第三條中「第五條第六項」を「第五條第五項」に改める。

第二次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

國家公務員法の一部を改正する法律

○労働基準法 (昭和二十二年四月七日) 法律第四十九号

(時間外及び休日の労働)

第三十六條 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働をさせることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

○労働関係調整法 (昭和二十一年九月二十七日) 法律第二十五号

第三十二條 仲裁をなす場合には、労働委員会は、関係当事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には効力發生の期日も記さなければならぬ。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合において、その公正な進行を妨げる者に対しては、調停委員会の委員長又は労働委員会の会長は、これに退場を命ずることができる。

参照

○國家公務員法 (昭和二十二年十月二十一日) 法律第二百二十号

(一般職及び特別職)

第二條(第三項) 特別職は、左に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣官房長官
- 五 内閣官房次長
- 六 政務次官
- 七 連絡調査中央事務局長官
- 八 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事院規則で指定する宮内府のその他の職員
- 十一 大使及び公使
- 十二 裁判官及び最高裁判所長官秘書官(一人)並びに最高裁判所判事秘書官(判事の各々につき一人)

第五條(第二項) 人事官の任命について、衆議院が同意して参議

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て両議院の同意とする。
(退職及び罷免)

第八條(第一項) 人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合
同條(第五項) 第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを準用する。

第九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した
附則

第九條 第九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則

第二條(第六項) 第五條第一項、第三項乃至第五項及び第十一條第二項の規定は、委員長及び委員について、これを準用する。
第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学学部及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含むものとする。

○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二十三年十二月二十一日) 法律第二百五十九号

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 第二十條第二号中「又は船舶」を、「船舶又はそりに改める。
第二十二條 第五項中「船舶」の下に「並びにそり(議員候補者一人について、同時に一台に限る。)」を加える。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

参照

○選挙運動等の臨時特例に関する法律

(昭和二十三年七月二十九日) 法律第九十六号

第二十條 選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。
一 第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する立札及びちようちん
第二十二條(第五項) 第一項の自動車、拡声機及び船舶には、議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及びちようちんを掲示することができる。

○裁判所法の一部を改正する等の法律

(昭和二十三年十二月二十一日) 法律第二百六十号

法律第二百六十号

裁判所法の一部を改正する等の法律

第一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。
第四章 簡易裁判所」に改める。

第二條中「及び簡易裁判所」を、「家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十條第一号中「判断するとき。」の下に「(意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。)」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務総局」に改める。

第二編中第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二(最高裁判所図書館) 最高裁判所に國立國會図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に関する判決に対する控訴

裁判所法の一部を改正する等の法律

○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二十三年十二月二十一日) 法律第二百五十九号

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十條 第二十條第二号中「又は船舶」を、「船舶又はそりに改める。
第二十二條 第五項中「船舶」の下に「並びにそり(議員候補者一人について、同時に一台に限る。)」を加える。

附則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

参照

○選挙運動等の臨時特例に関する法律

(昭和二十三年七月二十九日) 法律第九十六号

第二十條 選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。
一 第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する立札及びちようちん
第二十二條(第五項) 第一項の自動車、拡声機及び船舶には、議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及びちようちんを掲示することができる。

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に関する決定及び命令に対する抗告

三 刑事に関するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に対する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴

三 第七條第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所

第三十一條の二(構成) 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三(裁判権その他の権限) 家庭裁判所は、左の権限を有する。

- 一 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調停
- 二 少年法で定める少年の保護事件の審判
- 三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の